

○地域森林計画の変更および水源森林地域の変更について

【地域森林計画の位置づけ】

- ・地域森林計画は、国が定める全国森林計画に即して都道府県が森林法第5条に基づき樹立する10年間の計画です。

【計画区域と計画期間】

- ・滋賀県は全国森林計画における淀川流域に属します。
- ・県内は湖南森林計画区と湖北森林計画区の2計画区に分けられます。
- ・湖南森林計画区：大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町の9市2町
- ・湖北森林計画区：彦根市、長浜市、米原市、高島市、豊郷町※、愛荘町、甲良町、多賀町の4市4町（※豊郷町は地域森林計画対象森林が無いので実際は4市3町）
- ・滋賀県水源森林地域保全条例第6条第1項の規定により指定される水源森林地域は、水源森林地域の保全に関する基本方針の中で「水源森林地域指定の対象は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた県の地域森林計画の対象となっている民有林のうち地目が山林、原野または保安林であるもの」とされています。そのため、今回の審議は滋賀県水源森林地域保全条例第6条第2項での滋賀県森林審議会の意見聴取も兼ねます。
- ・今年度は湖北森林計画および湖南地域森林計画を変更します。

地域森林計画変更の公告縦覧

森林法第6条第1項

- ▼ 概ね30日間の縦覧 意見聴取
令和7年11月27日～12月22日

森林審議会・市町・森林管理局への意見聴取

森林法第6条第3項
水源林条例第6条第2項

- ▼ 令和7年12月23日以降

地域森林計画変更

農林水産大臣協議
適用は令和8年度より



水源森林地域の区域変更の公告・縦覧

水源林条例第6条第3項

- ▼ 2週間の縦覧 意見聴取

水源森林地域の区域変更

○変更箇所について

項目	湖南	湖北
I 計画の大綱		
1 森林計画区の概況		
2 全計画の実行結果の概要およびその評価		
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方		
II 計画事項		
第1 計画の対象とする森林の区域	○	○
第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項		
第3 森林の整備に関する事項		
第4 森林の保全に関する事項		
第5 保険機能森林の区域の基準その他保険機能森林の整備に関する事項		
第6 計画量等	○	○
第7 その他必要な事項		
別表1～4		

○変更内容について

1 森林計画区域および計画内容の変更

(1)森林計画区域の変更

単位：ha

計画区域	変更前面積	変更後面積	増減
湖南	88,988	89,094	+106
湖北	94,850	94,889	+39

- ・林地開発等による森林から森林以外への転用に伴う減少面積は例年同様です。
- ・大規模な官行造林地の返地があったため、例年の減少傾向から増加に転じています。
- ・滋賀県水源森林地域保全条例に基づき、水源森林地域も併せて変更になります。

(2)計画量の変更

①林道

計画箇所等の見直しによる変更

②治山事業

計画箇所等の見直しによる変更

R 7 地域森林計画変更箇所【湖南】

変更前			変更後		
II 計画事項 第1 計画の対象とする森林の区域 ○市町別面積 単位：面積 ha			II 計画事項 第1 計画の対象とする森林の区域 ○市町別面積 単位：面積 ha		
区 分		面 積	区 分		面 積
総 数		88,988	総 数		<u>89,094</u>
市 町 別 内 訳	大 津 市	22,006	大 津 市	<u>22,132</u>	
	近江八幡市	1,245	近江八幡市	1,245	
	草 津 市	208	草 津 市	<u>205</u>	
	守 山 市	22	守 山 市	<u>21</u>	
	栗 東 市	1,866	栗 東 市	<u>1,863</u>	
	甲 賀 市	30,416	甲 賀 市	<u>30,410</u>	
	野 洲 市	1,014	野 洲 市	<u>1,013</u>	
	湖 南 市	3,643	湖 南 市	3,643	
	東 近 江 市	21,116	東 近 江 市	<u>21,110</u>	
	日 野 町	6,099	日 野 町	6,099	
竜 王 町	1,353	竜 王 町	1,353		
			林地開発等による減 22.22 森林区域への編入 129.79ha		

第 6 計画量等

4 林道の開設又は拡張に関する計画

改 良 54.7Km 路線数 76

5 保安林整備および治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

	地区数	うち前半 5 年分
大津市	48 地区	37 地区
栗東市	11 地区	11 地区
野洲市	4 地区	2 地区
湖南市	15 地区	12 地区
甲賀市	68 地区	57 地区
近江八幡市	16 地区	16 地区
東近江市	33 地区	21 地区
日野町	12 地区	8 地区
竜王町	1 地区	1 地区

第 6 計画量等

4 林道の開設又は拡張に関する計画

改 良 55.1Km 路線数 79

林道計画の変更による改良路線数の追加

5 保安林整備および治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

	地区数	うち前半 5 年分
大津市	48 地区	37 地区
栗東市	11 地区	11 地区
野洲市	4 地区	2 地区
湖南市	15 地区	12 地区
甲賀市	68 地区	57 地区
近江八幡市	16 地区	16 地区
東近江市	33 地区	<u>22</u> 地区
日野町	12 地区	8 地区
竜王町	1 地区	1 地区

治山事業計画の変更による治山事業数量の増

R 7 地域森林計画変更箇所【湖北】

変更前		変更後																																												
II 計画事項 第1 計画の対象とする森林の区域 ○市町別面積 単位：面積 ha		II 計画事項 第1 計画の対象とする森林の区域 ○市町別面積 単位：面積 ha																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 数</td> <td>94,850</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">市 町 別 内 訳</td> <td>彦 根 市</td> <td>2,528</td> </tr> <tr> <td>長 浜 市</td> <td>34,004</td> </tr> <tr> <td>高 島 市</td> <td>32,216</td> </tr> <tr> <td>米 原 市</td> <td>13,834</td> </tr> <tr> <td>愛 荘 町</td> <td>923</td> </tr> <tr> <td>豊 郷 町</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>甲 良 町</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>多 賀 町</td> <td>11,191</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	面 積	総 数	94,850	市 町 別 内 訳	彦 根 市	2,528	長 浜 市	34,004	高 島 市	32,216	米 原 市	13,834	愛 荘 町	923	豊 郷 町	-	甲 良 町	154	多 賀 町	11,191		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 数</td> <td><u>94,889</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">市 町 別 内 訳</td> <td>彦 根 市</td> <td>2,528</td> </tr> <tr> <td>長 浜 市</td> <td>34,004</td> </tr> <tr> <td>高 島 市</td> <td><u>32,258</u></td> </tr> <tr> <td>米 原 市</td> <td><u>13,833</u></td> </tr> <tr> <td>愛 荘 町</td> <td><u>922</u></td> </tr> <tr> <td>豊 郷 町</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>甲 良 町</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>多 賀 町</td> <td>11,191</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	面 積	総 数	<u>94,889</u>	市 町 別 内 訳	彦 根 市	2,528	長 浜 市	34,004	高 島 市	<u>32,258</u>	米 原 市	<u>13,833</u>	愛 荘 町	<u>922</u>	豊 郷 町	-	甲 良 町	154	多 賀 町	11,191	林地開発等による減 2.77ha 森林区域への編入 42.43ha
区 分	面 積																																													
総 数	94,850																																													
市 町 別 内 訳	彦 根 市	2,528																																												
	長 浜 市	34,004																																												
	高 島 市	32,216																																												
	米 原 市	13,834																																												
	愛 荘 町	923																																												
	豊 郷 町	-																																												
	甲 良 町	154																																												
	多 賀 町	11,191																																												
区 分	面 積																																													
総 数	<u>94,889</u>																																													
市 町 別 内 訳	彦 根 市	2,528																																												
	長 浜 市	34,004																																												
	高 島 市	<u>32,258</u>																																												
	米 原 市	<u>13,833</u>																																												
	愛 荘 町	<u>922</u>																																												
	豊 郷 町	-																																												
	甲 良 町	154																																												
	多 賀 町	11,191																																												

第6計画量等

4 林道の開設又は拡張に関する計画

改	良	80.0Km	路線数	98
舗	装	86.1Km	路線数	48

5 保安林整備および治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

	地区数	うち前半5年分
彦根市	7地区	1地区
愛荘町	10地区	1地区
甲良町	1地区	0地区
多賀町	37地区	2地区
長浜市	73地区	20地区
米原市	47地区	6地区
高島市	55地区	7地区

第6計画量等

4 林道の開設又は拡張に関する計画

改	良	<u>80.1</u> Km	路線数	<u>99</u>
舗	装	<u>86.6</u> Km	路線数	<u>49</u>

林道計画の変更による改良路線数の追加

5 保安林整備および治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

	地区数	うち前半5年分
彦根市	7地区	<u>2</u> 地区
愛荘町	10地区	1地区
甲良町	1地区	0地区
多賀町	37地区	2地区
長浜市	73地区	<u>21</u> 地区
米原市	47地区	6地区
高島市	55地区	<u>10</u> 地区

治山事業計画の変更による治山事業数量の増

森林区域の変更（湖南）

面積変更のある森林区域の変更

単位：ha

市町名	転用				転入	
	伐採届	林地開発	連絡調整	その他	農転	その他
大津市	3.52			0.15		129.37
近江八幡市	0.09					
草津市	0.29	1.60				
守山市	0.77					
栗東市	0.79	1.84				
甲賀市	2.74	2.41		0.69		0.42
野洲市				0.41		
湖南市						
東近江市	0.27		5.76			
日野町	0.89					
竜王町						
合計	9.36	5.85	5.76	1.25		129.79

転用

伐採届 9.36ha 林地開発 5.85ha 連絡調整 5.76ha その他 1.25ha

計 22.22ha

転入

その他（官行造林地返地等） 129.37ha その他（市町等からの申し出） 0.42ha

計 129.79ha

変更前森林面積 88,986.90ha

変更後森林面積 89,094.47ha 107.57ha 増

森林区域の変更（湖北）

面積変更のある森林区域の変更

単位：ha

市町名	転用				転入	
	伐採届	林地開発	連絡調整	その他	農転	その他
彦根市						
長浜市	0.16					
高島市	0.74					42.43
米原市	0.88					
愛荘町	0.99					
豊郷町						
甲良町						
多賀町						
合計	2.77					42.43

転用

伐採届 2.77ha 林地開発 0ha 連絡調整 0ha その他 0ha

計 2.77ha

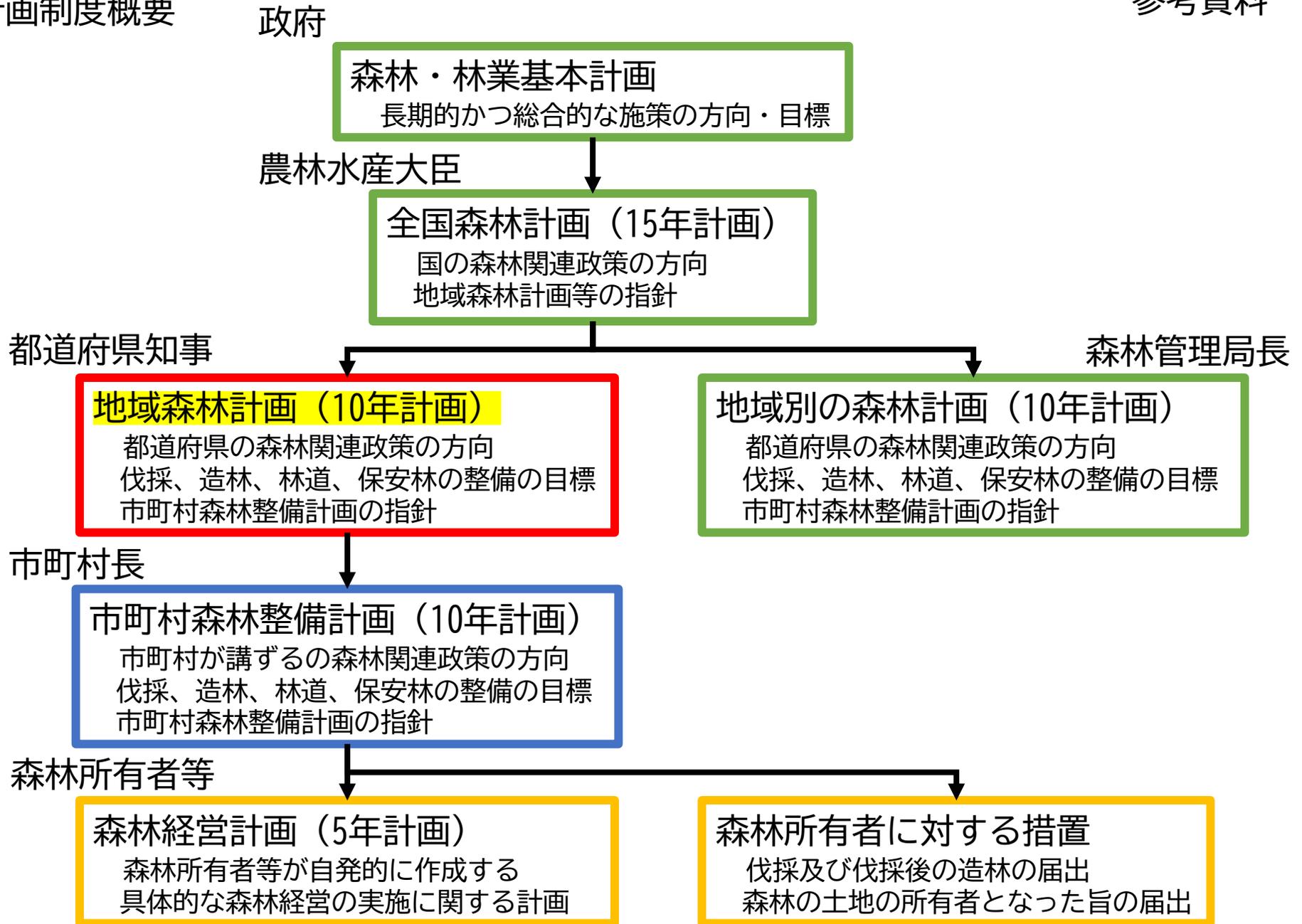
転入

その他（官行造林地返地） 42.43ha

計 42.43ha

変更前森林面積 94,849.75ha

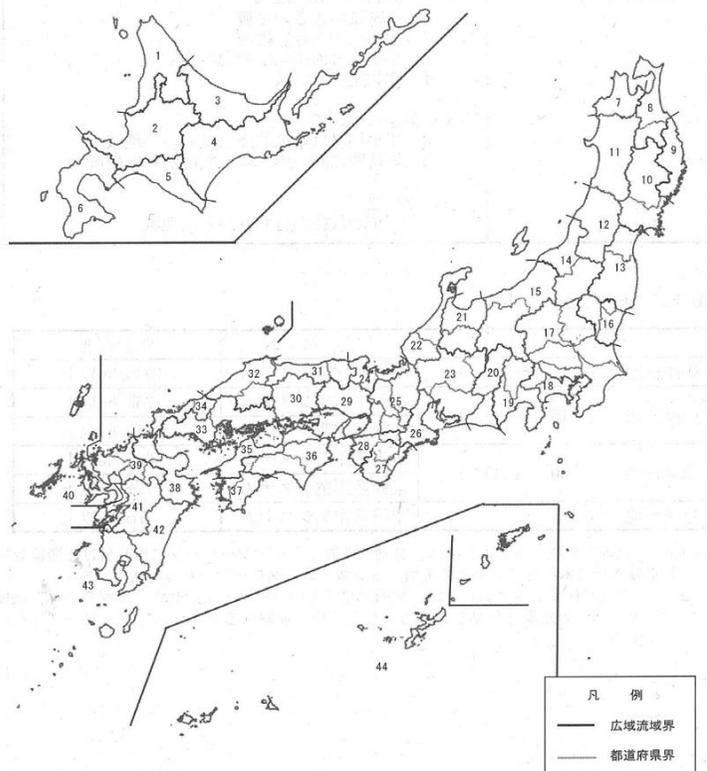
変更後森林面積 94,889.41ha 39.66ha 増



森林計画制度概要

(別紙)

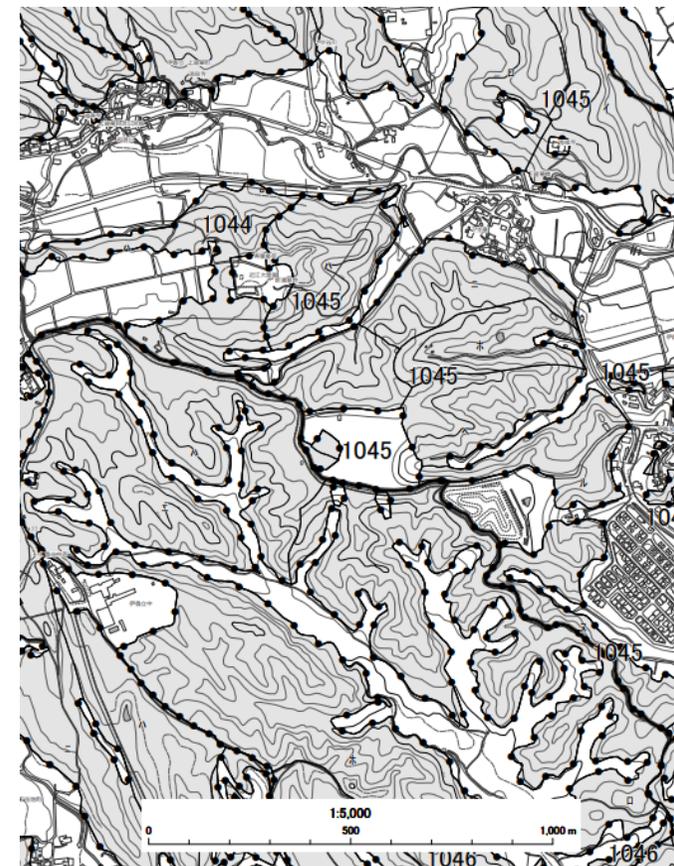
全国森林計画広域流域位置図



番号	広域流域	番号	広域流域	番号	広域流域	番号	広域流域	番号	広域流域
1	天塩川	10	北上川	19	富士川	28	紀ノ川	37	四方十川
2	石狩川	11	米代・雄物川	20	天竜川	29	加古川	38	澁賀・大野川
3	網走・湧別川	12	最上川	21	神通・庄川	30	高梁・吉井川	39	筑後川
4	十勝・釧路川	13	阿武隈川	22	九頭竜川	31	丹山・千代川	40	本明川
5	沙流川	14	阿賀野川	23	木曾川	32	江の川	41	蜀池・球磨川
6	渡島・尻別川	15	信濃川	24	由良川	33	芦田・佐波川	42	大淀川
7	岩木川	16	那珂川	25	淀川	34	高津川	43	川内・肝風川
8	馬淵川	17	利根川	26	宮川	35	重信・駄川	44	神通
9	閉伊川	18	相模川	27	熊野川	36	吉野・仁淀川		

注:本図は、必ずしも我が国の領土を包括的に示すものではない。

全国が44区域158流域に区分されています。



滋賀県は淀川広域区域、さらに湖北森林計画区と湖南森林計画区に分かれています。

森林計画区域は森林計画図としてHP等で公開されます。

滋賀県水源森林地域保全条例の概要

目的（第1条関係）

琵琶湖森林づくり条例第12条の規定の趣旨にのっとり、水源森林地域における適正な土地利用の確保を図るための措置等を定めることにより、森林の有する水源の涵養機能の維持および増進に寄与すること

責務（第3条・第4条関係）

〔県の責務〕

水源森林地域の保全に関する施策を実施するとともに、水源森林地域の保全に関する施策の実施に当たっては、市町との連携に努めることとし、市町に対し必要な情報の提供または助言を行う

〔土地所有者等の責務〕

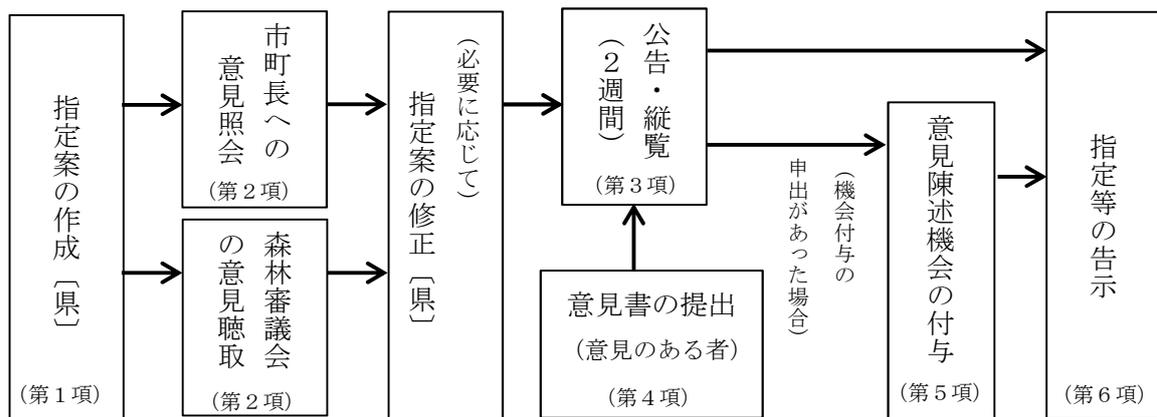
水源森林地域における適正な土地利用に配慮するよう努めるとともに、県が実施する水源森林地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

基本方針（第5条関係）

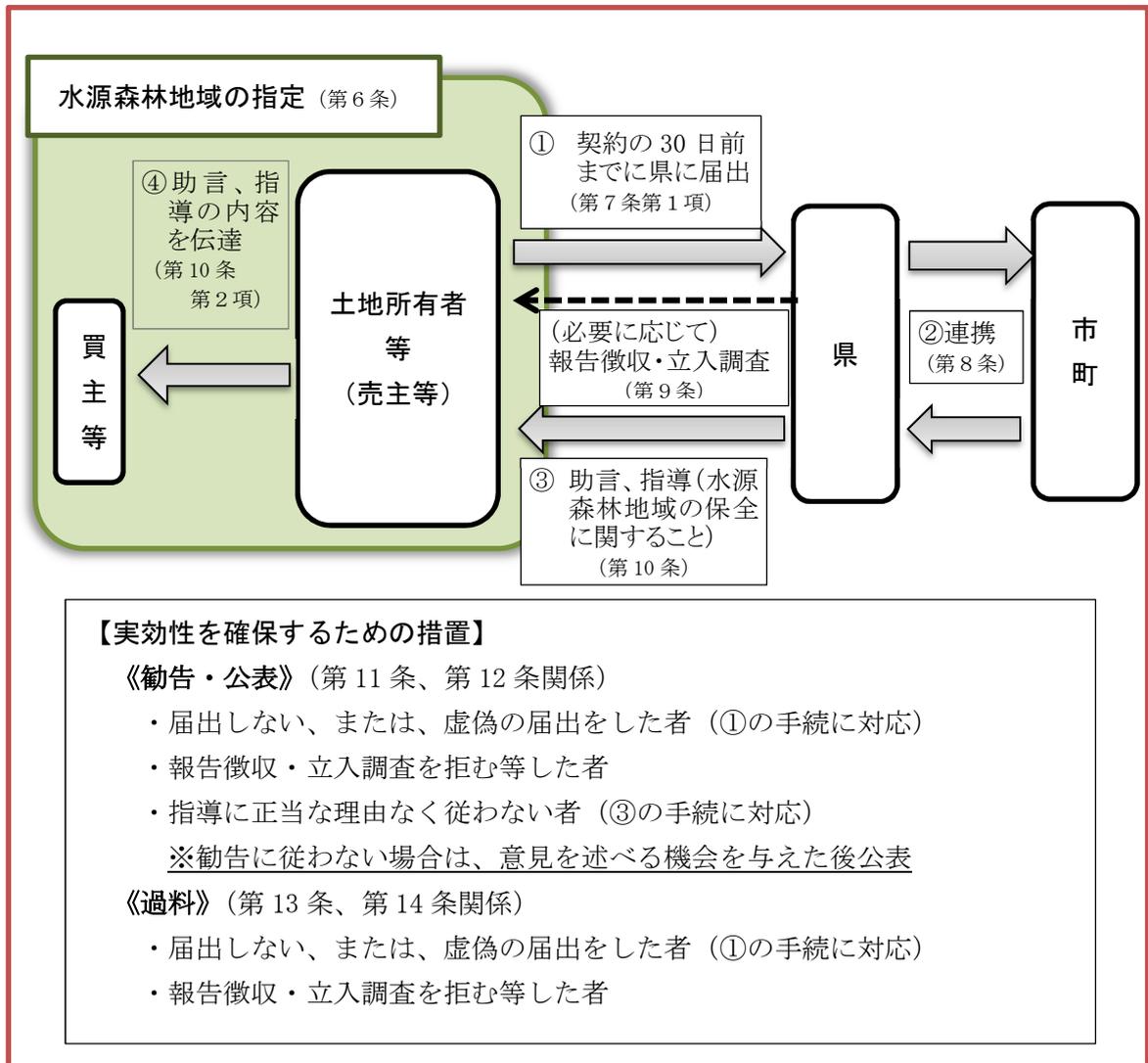
水源森林地域の保全に関する基本方針として次に掲げる事項を定める

- ①水源森林地域における適正な土地利用に関する基本的事項
- ②水源森林地域の指定に関する基本的事項
- ③その他水源森林地域の保全に関し必要な事項

水源森林地域の指定（第6条関係）



土地取引等の事前届出（第6条～第14条関係）



施行日（付則関係）

届出に関する部分は、平成28年1月1日から施行

（届出に関する部分以外（基本方針の策定、水源森林地域の指定等）は、平成27年4月1日から施行）

湖南地域森林計画

令和4年 12月樹立

令和 年 月変更

計画期間 自 令和 5年 4月 1日
至 令和 15年 3月 31日

滋 賀 県

(湖南森林計画区)

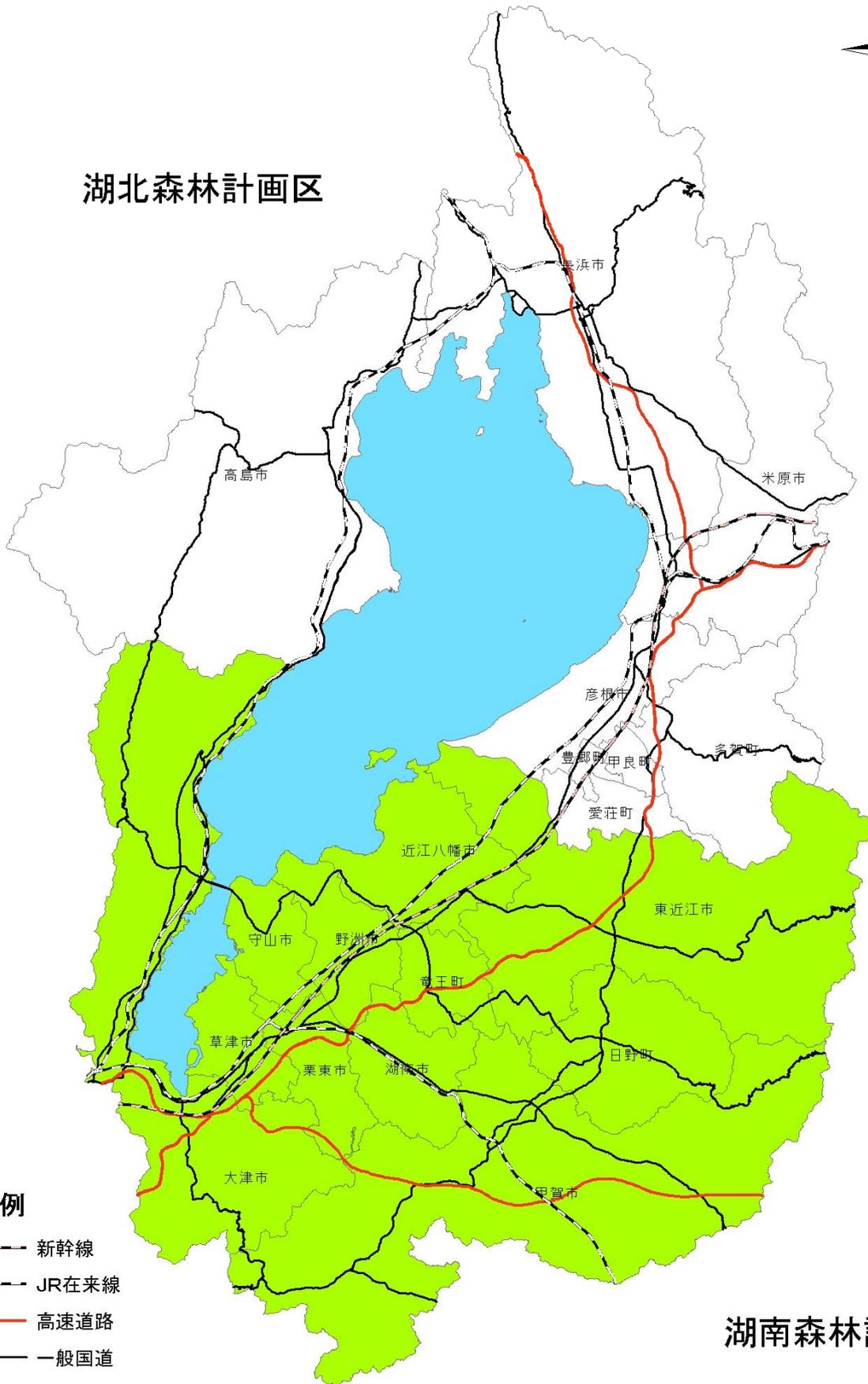
本計画は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定により、一部を変更するものである。

なお、当該地域森林計画は、令和 8年 4月 1日にその効力を生ずるものとする。

地域森林計画区位置図



湖北森林計画区



凡例

- 新幹線
- - - JR在来線
- 高速道路
- 一般国道

湖南森林計画区

目 次

I	計画の大綱	1
1	森林計画区の概況	1
	(1) 滋賀県における森林・林業に関する基本的な考え方	1
	(2) 自然的背景	2
	(3) 社会・経済的背景	4
2	前計画の実行結果の概要およびその評価	6
	(1) 前計画の実行結果	6
	(2) 評価	6
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	7
II	計画事項	9
第1	計画の対象とする森林の区域	9
第2	森林の整備および保全に関する基本的な事項	10
1	森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項	10
	(1) 森林の整備および保全の目標	10
	(2) 森林の整備および保全の基本方針	11
	(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	13
2	その他必要な事項	13
第3	森林の整備に関する事項	14
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	14
	(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	14
	(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	15
	(3) その他必要な事項	15
2	造林に関する事項	16
	(1) 人工造林に関する指針	16
	(2) 天然更新に関する指針	17
	(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	19
	(4) その他必要な事項	19
3	間伐および保育に関する基本的事項	20
	(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針	20
	(2) 保育の標準的な方法に関する指針	20
	(3) その他必要な事項	21
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	22
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針	22
	(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針	25
	(3) その他必要な事項	25
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	26
	(1) 林道（林業専用道含む）等の開設および改良に関する基本的な考え方	26
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方	28
	(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	29
	(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	29
	(5) 林産物の搬出方法等	29

(6) その他必要な事項	29
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の 合理化に関する事項	30
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針	30
(2) 森林管理制度の活用に関する方針	30
(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針	30
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	31
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	31
(6) その他必要な事項	31
第4 森林の保全に関する事項	33
1 森林の土地の保全に関する事項	33
(1) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	33
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林およびその搬出方法	34
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	34
(4) その他必要な事項	34
2 保安施設に関する事項	35
(1) 保安林の整備に関する方針	35
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	35
(3) 治山事業の実施に関する方針	35
(4) 特定保安林の整備に関する事項	35
(5) その他必要な事項	35
3 鳥獣害の防止に関する事項	36
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	36
(2) その他必要な事項	36
4 森林病虫害の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項	37
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	37
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	37
(3) 林野火災の予防の方針	37
(4) その他必要な事項	37
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	38
(1) 保健機能森林の区域の基準	38
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	38
第6 計画量等	40
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	40
2 間伐面積	40
3 人工造林および天然更新別の造林面積	40
4 林道の開設又は拡張に関する計画	41
5 保安林整備および治山事業に関する計画	44
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	44
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等	46
(3) 実施すべき治山事業の数量	47
6 要整備森林の所在および面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法および時期	52
第7 その他必要な事項	53
1 保安林その他制限林の施業方法	53
2 その他必要な事項	53

別表 1	標準的な植栽本数	-----	54
別表 2	間伐の標準的な方法	-----	54
別表 3	間伐の低コスト施業の一例	-----	55
別表 4	伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準	-----	56
(附) 参考資料			
1	森林計画区の概況	-----	59
	(1) 市町別土地面積および森林面積	-----	59
	(2) 地況	-----	60
	(3) 土地利用の現況	-----	61
	(4) 産業別生産額	-----	62
	(5) 産業別就業者数	-----	62
2	森林の現況	-----	64
	(1) 齢級別森林資源表	-----	64
	(2) 制限林普通林別森林資源表	-----	70
	(3) 市町別森林資源表	-----	71
	(4) 所有形態別森林資源表	-----	72
	(5) 制限林の種類別面積	-----	74
	(6) 樹種別材積表	-----	76
	(7) 特定保安林の指定状況	-----	77
	(8) 荒廃地等の面積	-----	78
	(9) 森林の被害	-----	79
	(10) 防火線等の整備状況	-----	79
3	林業の動向	-----	80
	(1) 保有山林規模別林家数	-----	80
	(2) 森林経営計画の認定状況	-----	81
	(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	-----	81
	(4) 森林組合および生産森林組合の現況	-----	82
	(5) 林業事業者等の現況	-----	84
	(6) 林業労働力の概況	-----	85
	(7) 林業機械化の概況	-----	86
	(8) 作業路網等整備の概況	-----	86
4	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	-----	87
	(1) 森林より森林以外への異動	-----	87
	(2) 森林以外より森林への異動	-----	87
5	その他		
	(1) 持続的主伐の可能性	-----	88

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 滋賀県における森林・林業に関する基本的な考え方

滋賀県の森林は県土のおよそ2分の1を占め、水源の涵養^{かん}や県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材生産など様々な機能があり、琵琶湖の水源をはぐくんでおり、県民のみならず下流府県の住民の生活にも大きな役割を果たしている。

かつては、山村で林業が営まれることで森林所有者や地域住民によって森林が管理されてきたが、林業生産活動の低迷が長く続いたため、林業従事者の減少、高齢化に加え、森林所有者の不在村化や世代交代が進んだことにより、森林境界の不明確化や、適切に管理されていない森林の増加が見られるとともに、野生鳥獣による森林被害も増加している。このままでは、水源涵養^{かん}はもとより、県土の保全など森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されず、県民の暮らしに深刻な影響をもたらすことが懸念される。

その一方で、戦後積極的に造成された人工林を主体に蓄積は充分確保されており、木材資源としての県産材の利用と新たな需要を創出するための取組の重要性が高まりを見せている。また、様々な生物の生息地・生育地としての生物多様性の保全、里山林をはじめとした身近な森林を生活のふれあいの場、環境教育の場等とする森林空間の総合的な利用、二酸化炭素の固定に代表される地球温暖化の防止に果たす役割など森林の持つ多面的機能の発揮への期待が以前にも増して高まっている。

このような期待に応えるため、滋賀県では、令和2年度に琵琶湖森林づくり条例を改正し、令和3年度に琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）を策定し、「多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり」「多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり」「森林資源の循環利用による林業の成長産業化」「豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり」を基本方針として琵琶湖森林づくり県民税を活用し取り組んでいる。令和5年度には県産材の利用を促進することにより、私たちの暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐため滋賀県県産材の利用の促進に関する条例が施行された。令和6年度には県内6つの森林組合が合併し、スケールメリットを生かした森林整備および木材生産の加速化が期待される。

また、平成31年4月に森林経営管理法が施行され、市町が主体となって適切な森林の経営管理を図る責務が規定されている。このため、滋賀県では、市町が実施する森林境界明確化支援のため航空レーザ解析や法務局公図を地図上に配置する合成公図の作成など基礎データの整備・提供を行うとともに林業従事者の技術の向上や新規就業のための技術的な支援、市町職員の森林・林業施策推進の支援を行うことを目的に「滋賀もりづくりアカデミー」を開講し森林づくりを支える人材育成を進めている。

(2) 自然的背景 ア 位置および地区



本計画区は、県南部に位置し、大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市および蒲生郡（日野町、竜王町）、の9市1郡の11市町で構成され、区域面積は200,089ha、森林率は48%である。

地形は、県境の急峻な山岳地帯と琵琶湖沿いの平野部に分かれるが、県南東部は県境付近も平野部が広がっている。

本計画区は、鈴鹿山系を源とする愛知川・日野川の上流

地域、湖東平野部に点在する丘陵地帯、野洲川上流地域、下流地域、信楽高原を源とする大戸川地域、比良山系を源とする比良川・安曇川の上流の一部地域、および比叡山などを京都府との境としている大津市域の7つの地域に区分される。

イ 地質・土壌

愛知川・日野川上流を含む地域では秩父古生層が主体で、一部花崗岩・石灰岩地帯が分布している。

湖東平野部に点在する丘陵地帯では洪積層地帯、花崗岩地帯、石英斑岩地帯が分布している。

野洲川上流地域では古生層、洪積層、花崗岩地帯がほぼ均等に分布している。

野洲川下流域では花崗岩地帯が主であるが、一部古生層、洪積層が見られる。

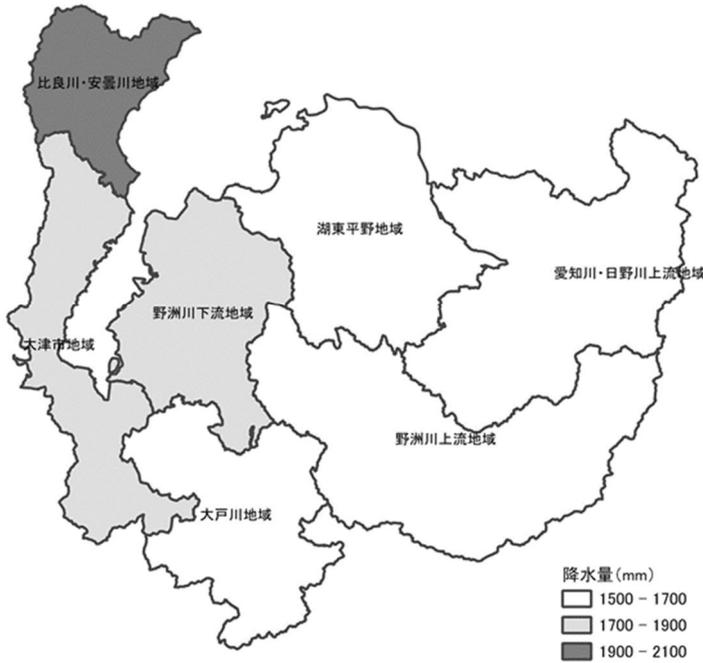
大戸川地域は大半が花崗岩地帯となっている。

比良川・安曇川上流地域は古生層、花崗岩地帯が大半であり、下流部に洪積地帯が分布している。

大津市地域は、古生層、洪積層、花崗岩地帯がほぼ均等に分布している。

土壌は区域全体では褐色森林土が広がっているが、愛知川・日野川上流地域や比良川上流地域の標高の高い箇所では地味が悪く風化花崗岩による未熟土が分布している他、湖東平野部に点在する丘陵地帯は地味が悪く乾性褐色森林土が分布している。

年間降水量



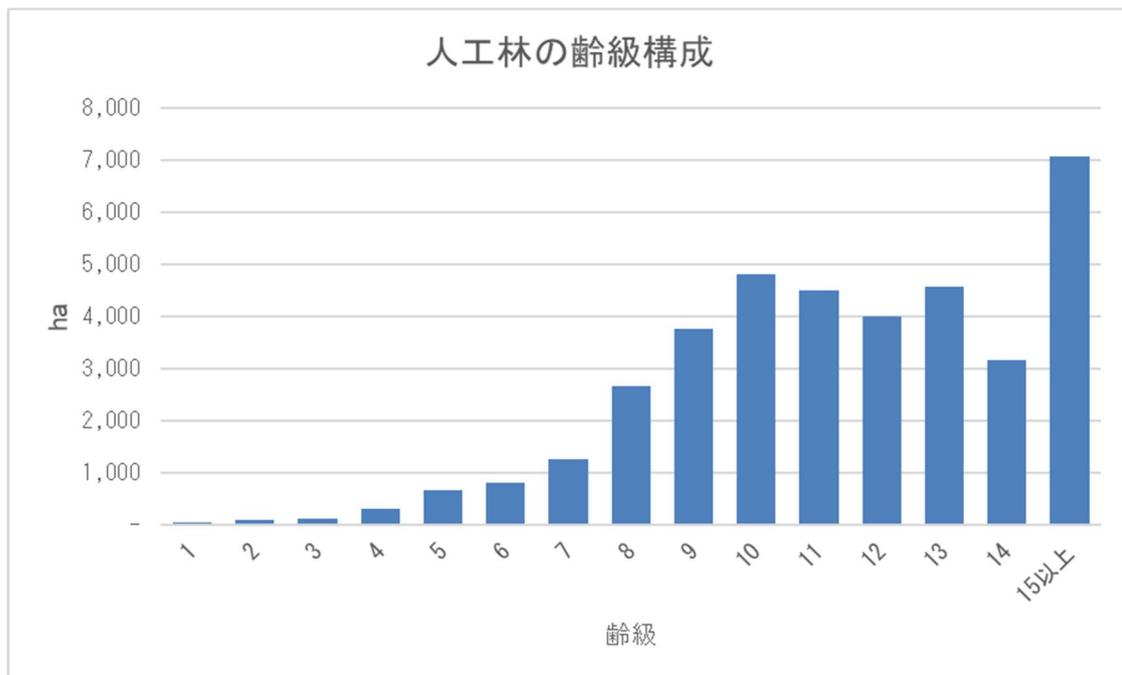
ウ 気候

湖南森林計画区は年間を通じて降水量は少なく、冬季積雪は愛知川・日野川上流地域と比良川・安曇川上流地域以外は少ない。特に近年積雪量は減少している。

エ 植生

全般的にスギ・ヒノキの人工造林が進んでいるが、湖東平野や野洲川下流地域は広葉樹の天然林が多く分布している。

人工林については、人工林率は湖南森林計画区全体では43%と県全体（44%）とほぼ同じであるが、野洲川上流地域では60%と県全体を大きく上回っている。特に甲賀市甲賀町を中心にヒノキの人工林が多く分布している。齢級構成は8齢級から12齢級の人工林が人工林全体の52%を占めていることから、森林資源の活用を図る取組が積極的に行われている。人工林の樹種はヒノキが59%を占めている。

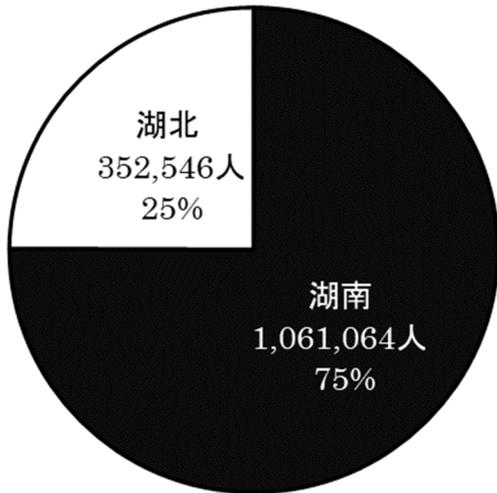


(3) 社会・経済的背景

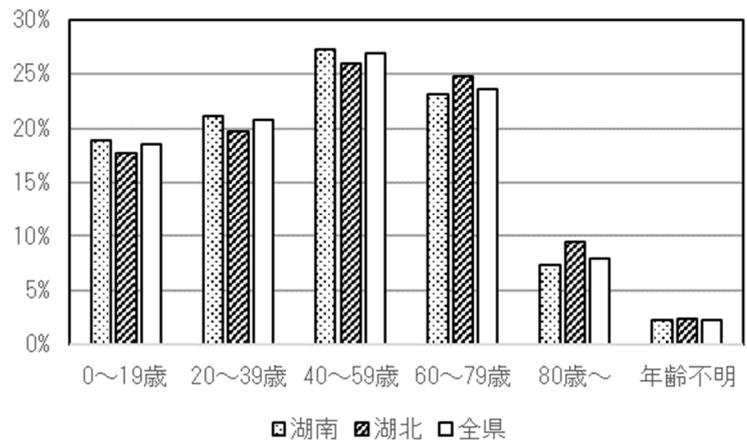
ア 人口

本計画区の人口は、滋賀県全体の人口の75%を占めている。年代別の人口構成は、県全体の傾向とほぼ同じ傾向にあるが、60歳以下の割合が若干高くなっている。

森林計画区の人口割合



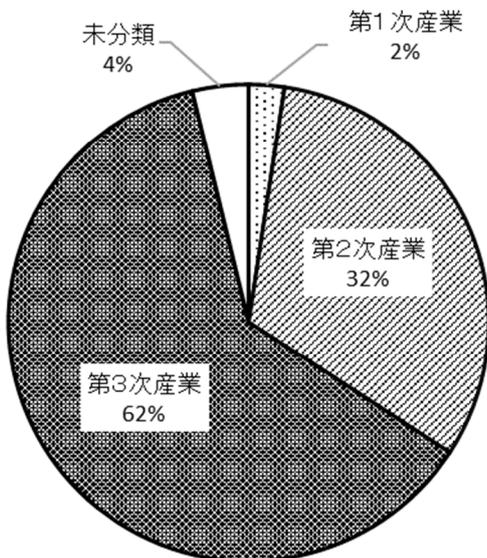
年代別人口構成



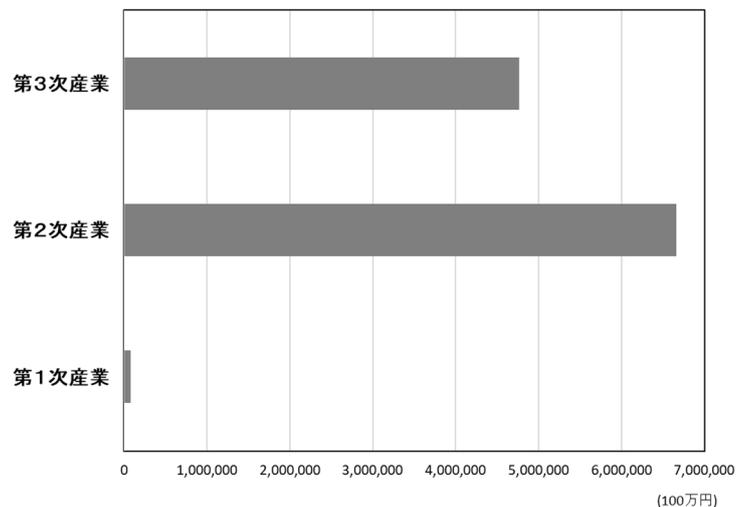
イ 産業

滋賀県の産業は、第2次産業、第3次産業が盛んで、県内の生産額に占める割合は第2次産業が58%、第3次産業が41%に上る。湖南森林計画区においてもその傾向が強く、産業別就業者の割合は第2次産業、第3次産業を合わせると94%を占める。

湖南計画区産業別就業者割合



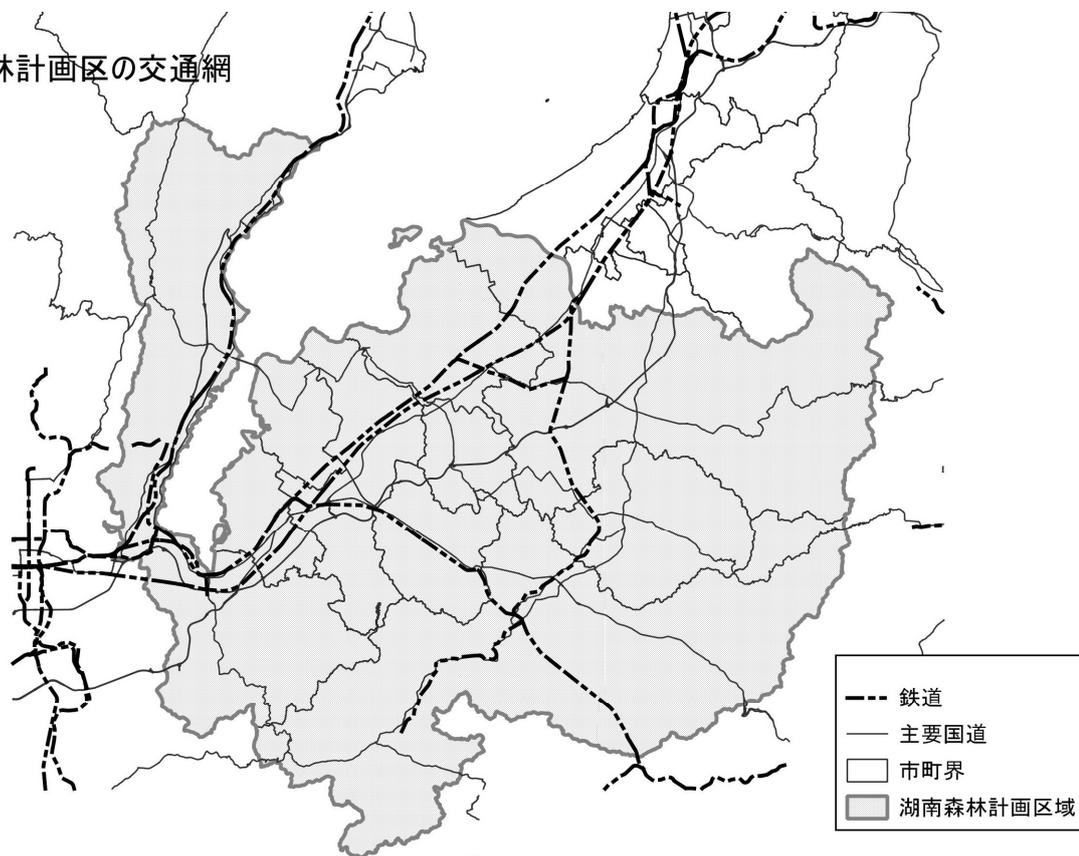
産業別県内生産額



ウ 交通

滋賀県は、古くから交通の要所で交通網が発達している。湖南森林計画区においては、鉄道、道路ともに整備がされており、JR 琵琶湖線、JR 草津線、JR 湖西線、近江鉄道、信楽高原鐵道を中心とする鉄道網、名神高速道路、国道1号、国道8号、国道307号など道路網が整備され、京阪神方面、中京方面等大都市圏へのアクセスは良好である。

湖南森林計画区の交通網



2 前計画の実行結果の概要およびその評価

(1) 前計画の実行結果

前計画の前半5年分（平成30～令和4年度）に対応する計画量および実行量（ただし、令和4年度は見込み量）を以下の表に記載した。

		計画量	実行量	実行率(%)	
伐採材積	主伐	針葉樹(m3)	163,000	38,146	23.4
		広葉樹(m3)	29,000	10,767	37.1
	間伐	針葉樹(m3)	308,000	211,101	68.5
		広葉樹(m3)	—	—	—
間伐面積(ha)		7,637	3,093	40.5	
造林面積	人工造林(ha)	652	92	14.1	
	天然更新(ha)	293	61	20.8	
林道	開設(km)	8.2	2.3	28.0	
	改良(km)	21.6	1.7	7.9	
	舗装(km)	9.6	0.5	5.2	
保安林指定	水源の涵養 ^{かん} (ha)	412	220.68	53.6	
	災害の防備(ha)	170	248.37	146.1	
	保健・風致の保存等(ha)	140	19.41	13.9	
治山事業(箇所)		153	51	33.3	

(2) 評価

伐採材積では、主伐の実行量が計画量より下回った。間伐についても材積量、面積ともに計画量には届かなかったが、間伐材の搬出利用については着実に増えている。

造林面積では、材価低迷やシカ被害に対する懸念等により造林意欲が低下していることから人工造林の実行量は計画量を下回っているが、主伐・再造林の機運が高まってきているため、今後増加に転じることが見込まれる。

林道では、いずれの地域においても木材運搬路としての林道整備は概ね備わっているため計画量を下回った。

保安林指定では、近年の多発する災害に対応すべく災害の防備のための保安林指定が計画量を上回った。保健・風致の保存等では計画量を下回った。

治山事業については、計画量を下回ったものの限られた事業費の中で緊急度の高い箇所を中心に事業を進めた。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

計画の樹立に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と、利用期を迎えた森林資源を持続的かつ有効に利用していくことを基本とし、湖南森林計画区の地域特性を考慮しつつ、琵琶湖の豊かな水資源を育む森林の水源涵養機能をはじめ山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮させるために、適切な施業の実施、林道等の路網整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策等の森林保護の取組を推進する。

また、地球温暖化が進行する中、温室効果ガスの排出削減等の対策が喫緊の課題となっており、森林は、二酸化炭素の吸収や、再生産可能で炭素の貯蔵機能等を有する木材の生産を通じ、地球温暖化の防止に重要な役割を担っている。このため、森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林資源の整備の推進を図ることが必要であり、次の事項を計画の基本的な考え方とした。

ア 森林の有する多面的機能の発揮のための森林施業の実施

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、森林整備および保全の基本方針を示し、森林の有する各機能毎に応じた望ましい森林の姿や、各機能を高度に発揮する適正な森林へ誘導するための森林施業の考え方を示して、森林の区分に応じた適正な森林の整備と保全を推進することとするが、森林施業の実施に当たっては、重視すべき機能のみならず他の機能の発揮に対し、十分配慮するものとする。

イ 持続可能な森林・林業経営の推進

木材資源の効率的な循環・利用を重視した適切な保育・間伐の実施、公益的機能の発揮に対する要請および多様な木材需要に対応するための育成複層林施業や長伐期施業の実施、広葉樹林の育成など天然生林の適確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林施業の計画的かつ積極的な推進に努める。また、利用期を迎えた森林資源を有効活用し、二酸化炭素を長期固定する観点から、間伐材の搬出・利活用に努め、安定供給を目的とする県産材生産流通体制を整備し、公共施設の木造化・木質化を始めとして、びわ湖材を中心とする県産材の利用拡大の取組を行う。

ウ 林道等路網の整備拡充

健全な森林の維持管理や持続可能な森林・林業経営、森林空間の総合的利用の推進、山村地域の産業振興および生活環境の整備等を図るうえで、林道や林業専用道の果たす役割は重要であり、また、森林作業道は林道等と一体となって森林施業の合理化や生産コストの低減を図るうえで極めて重要であることから、一層の路網整備を推進することとし、地域の状況や傾斜等に応じた路網形態や作業システムを導入する。

エ 森林施業の合理化の推進

合理的な森林施業を推進するため、地域の特性に応じた森林施業の共同化や集約化、林業に従事する者の養成および確保、高性能林業機械の導入など林業機械化の促進、林産物等の流通・加工体制の整備等、林業の生産・流通・加工段階における諸条件の整備を計画的かつ総合的に推進する。

オ 保安林整備と治山事業

近年の異常豪雨の増加による森林災害の多発に対応できるよう、より公益的機能の高い森林として適切な整備を進めるため、保安林のきめ細かな配備と適正な管理により、その機能を維持し増進を図るとともに、総合的な治山事業の効率的な実施を推進する。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町別面積

単位：面積 ha

区 分	面 積	備 考	
総 数	<u>89,095</u>	1 地域森林計画の対象とする森林区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林である。 2 地域森林計画の対象とする森林は、森林法第10条の2第1項に基づく「林地開発許可制度」、森林法第10条の7の2第1項に基づく「森林の土地所有者となった旨の届出制度」森林法第10条の8第1項に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出制度」の対象となる。 3 森林計画図の縦覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、西部・南部森林整備事務所、甲賀森林整備事務所、中部森林整備事務所とする。	
市	大 津 市		<u>22,132</u>
	近江八幡市		1,245
町	草 津 市		<u>205</u>
	守 山 市		<u>21</u>
	栗 東 市		<u>1,863</u>
別	甲 賀 市		<u>30,410</u>
	野 洲 市		<u>1,013</u>
内	湖 南 市		3,643
	東 近 江 市		<u>21,110</u>
訳	日 野 町		6,099
	竜 王 町		1,353

注：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備および保全の目標

当森林計画区域の森林の整備および保全に当たっては、森林資源の構成や自然条件および社会的要請等を総合的に勘案し、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の重複に配慮しながら適正な森林施業の実施や林地の保全により、望ましい森林への誘導と健全な森林の維持造成を図ることとし、適切な森林施業の実施、林道などの路網整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生動物被害対策など森林の保護に関する取組を推進する。

森林の有する多面的機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能および木材等生産機能に分類できる。これら各機能の発揮を期待する区域について、地域の関係者の合意に基づきつつ、市町村森林整備計画において具体的な区域の設定を行うこととする。区域の設定にあたっては複数の機能の発揮を期待する森林とすることや、各市町の状況に応じた区域設定も可能とする。

また、主伐・再造林にあたっては、花粉発生源対策を加速する。

各機能と、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

② 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林など。

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材等林産物として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林の整備および保全の基本方針

森林の整備および保全に当たっては、琵琶湖総合保全の視点から水源涵養機能を重視しつつ、それ以外の多面的機能についても総合的かつ高度に発揮することができるよう、適正な森林施業の実施や林地の保全を図ることとし、具体的な基本方針は次のとおりとする。

森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備および保全の基本方針
水源涵養機能	<p>本計画区域の森林の多くは、琵琶湖の集水域に位置していることから、市街地周辺などに所在する一部の森林を除いて、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小および分散を図る。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壤保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林および森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている湖岸林等の保全を推進する。</p>

<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適し、効率的な施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することおよび植栽にあたっては花粉の少ない苗木を優先的に植栽することを基本とする。</p>

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位：面積 ha
蓄積 m³/ha

区 分		現 況	計画期末
面積	育成単層林	36,833	36,463
	育成複層林	1,403	1,804
	天然生林	47,522	47,302
森林蓄積		191	209

育成単層林： 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

育成複層林： 森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

天然生林： 主として天然力を活用することにより成立維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。

2 その他必要な事項

該当なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の策定にあたっては、国の示す「主伐時における伐採・搬出指針」に則し、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P10）、第6の1「間伐立木材積その他の伐採立木材積」（P40）を踏まえ、第3の5（5）林産物の搬出方法（P29）および第4の1（2）「森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法（P34）」と整合し、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、野生生物の生育環境、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向、森林の生物多様性の保全、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等の加速化等を勘案して計画事項を定めるものとする。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを目的として、対象森林に関する自然条件および社会的条件、地域等における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案し、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を定めることとする。

主伐とは、更新（伐採跡地が再度立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐を実施するに当たっては、自然条件や森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地と伐採跡地の間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するなど、伐採箇所の分散に配慮するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、第3の2「造林に関する事項」（P16）を勘案して伐採を行うこととし、特に天然更新により更新を行う場合は、母樹の保存、ぼう芽状況、稚樹の生育状況、種子の結実等に配慮するものとする。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐など適確な更新に配慮した施業を実施するものとする。

さらに、林地の保全、なだれおよび落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、または溪流周辺および尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合は、所要の保護樹帯を設置することとする。

ア 皆伐を実施する場合

皆伐とは、主伐のうち択伐以外の方法であり、皆伐を実施するに当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件および森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模に配慮し、モザイク状の伐採区域配置を行うなど適確な更新を図ることとする。

イ 択伐を実施する場合

択伐とは、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であ

って、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等となるように実施するものとする。

択伐の実施に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることができる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）で実施するものとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標や制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町内に生育する主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢および森林の構成を勘案して市町村森林整備計画において定めるものとし、施業体系等が著しく異なる地域がある場合は、当該地域ごとに定めることとする。

ただし、標準伐期齢は当該林齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

単位：年生

地 区	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
湖南森林計画区	40	45	40	50	15	20

(3) その他必要な事項

育成単層林における主伐の時期は、樹種毎の生産目標に対応する径級に達する時期を目安として下記のとおり参考として示す。

樹 種	標準的な施業体系			主伐時期の目安
	生産目標	仕立方法	期待径級	
スギ および ヒノキ	一般建築材	中仕立	26cm	60年
	造作材	中仕立	32cm	80年

2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P10)、第6の3「人工造林および天然更新別の造林面積」(P40)を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して計画事項を定めるものとする。また、更新にあたっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽、針広混交林への誘導等に取り組むこととする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種の選定にあたっては、スギ・ヒノキ・アカマツ等の針葉樹や、ケヤキ・コナラ等の有用広葉樹を主体とするが、その他の広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種を対象として、自然条件、地域における造林種苗の需給状況動向および木材の需給状況等を勘案し、適地適木を旨として人工造林の対象樹種を定めるものとする。また、苗木の選定に当たっては少花粉スギ・ヒノキ等の花粉の少ない苗木の増加に努めるものとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(a) 人工造林の標準的な植栽本数

森林の適確な更新を図ることを旨として、人工造林は植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林、木材生産機能を重視する森林において実施することとし、別表1「標準的な植栽本数」(P54)に示す本数を標準とし、自然条件、既往の造林方法等を勘案して定めるとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。その他、造林に要する経費の縮減につなげるために、例えば2,000本/haなど低密度での植栽についても考慮する。

また、育成複層林化や針広混交林化を図る場合の、上層木を伐採した後の樹下植栽の本数については、別表1「標準的な植栽本数」(P54)に示す「疎仕立て」に相当する本数に対して、下層木以外の立木の伐採率を乗じた本数以上を植栽することを標準とし、自然条件や既往の造林方法等を勘案して定めることとする。

(b) 人工造林の標準的な方法

(育成単層林)

①地拵えの方法

伐採木および枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置きとするなどの点に注意するものとする。

②植付け方法

気候その他の自然条件および既往の植付け方法を勘案して定めるとともに適期に植付けるものとする。

(育成複層林)

育成複層林においては、下層木の生育に必要な相対照度を確保するために除伐、間伐または択伐による主伐等を実施し、下層木の更新は原則として樹下植栽によるものとするが、隣接地に広葉樹等が残存している林地においては、天然下種更新についても考慮する。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

(a) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

伐採跡地における人工造林は、森林の有する公益的機能の維持および早期回復並びに森林資源の造成を旨とし、以下に示すような天然更新を期待できない森林等においては人工植栽による更新を行うものとし、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在を市町村森林整備計画において示すこととする。

①種子を供給する母樹が存在しない森林

②天然稚樹の育成が期待できない森林

③面積の大きな人工林であって、林床に木本類等がみられないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林状況等から、伐採後も高木性木本類の進入が期待できない森林。

④ニホンジカ等による重大な食害が危惧される森林。

(b) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林において皆伐による主伐を行った場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を行うものとし、択伐による主伐を行った場合は5年以内に人工造林を行うものとする。

市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林において人工造林を行う場合は、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準に準ずるものとし、天然更新による場合は(2)「天然更新に関する指針」に基づくこととする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新は、前生樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林により更新樹種を育成し、再び立木地とすることをいう。

「更新樹種」とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹およびぼう芽のうち将来の森林の林冠を構成する樹種をいう。

「天然更新」とは、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用して行う更新であり、必要に応じて天然更新補助作業が行われる。

「天然更新補助作業」とは、更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境等を確保するための作業であり、地表処理、刈出し等の作業のほか、天然更新の不十分な箇

所に行う補助的な植え込み等を含む造林の作業種である。

「更新の完了」とは、伐採跡地において更新樹種が十分に発生・生長し、目標とする森林（高木性のものに限る。）が成立すると見込まれる状態とする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、将来その林分において高木となりうる樹種、または先駆的な中木となる樹種であり、植生遷移によって将来は高木となることが期待できる樹種とし、自然条件、周辺環境等を勘案して適地適木を旨として定めることとし、一例として、針葉樹ではスギ、ヒノキ、マツ、イチョウ、イチイ、カヤ、イヌマキ、モミ等、広葉樹ではブナ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、サクラ、カエデ類等がある。また、アカメガシワ、キリ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ソヨゴ、シキミ、アセビ、クサギ等も含む。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新を行うに際しては、森林の確実な更新を図ることを旨として以下に示す作業を標準として実施するものとする。

(a) 天然下種更新による場合

森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。

地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

(b) ぼう芽更新による場合

ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うこととする。

(c) 天然更新補助作業の標準的な方法

比較的短伐期で繰り返し伐採が行われ、ぼう芽更新により維持される森林については、必要により芽かき等の更新補助作業を行うものとする。天然生稚樹の生育状況等からみて、天然下種更新が確実な森林については、かき起こし、刈り払い等の更新補助作業を行うものとする。

更新の完了の確認については、天然更新による伐採後5年目の期待成立本数を、伐採跡地の気象その他自然条件、既存の造林技術、試験研究機関の調査結果等を勘案し、概ね8,500本/haを標準とすることとし、天然更新をすべき期間における更新樹種の成立本数が期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上の場合をもって判定することとする。

なお判定にあたっては、更新樹種の生長等を阻害する競争植物に対する余裕高を考慮するものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持増進および早期回復を旨として、当該伐採が終了

した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内の期間に、天然更新が完了していることとする。（ただし補助造林事業により必要な場合は2年以内とする。）

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存在しない森林、天然稚樹の育成が期待できない森林、面積の大きな人工林など、天然更新が期待できない森林については、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害および鳥獣害の発生状況、当該森林および近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、森林の早期回復に対する社会的要請などを勘案して適確な更新を確保すること。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は市町村森林整備計画において定めることとする。

(4) その他必要な事項

該当なし

3 間伐および保育に関する基本的事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的事項」(P10)、第6の1「間伐立木材積その他の伐採立木材積」および第6の2「間伐面積」(P40)を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、制限林の状況、既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案して計画事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針

間伐とは、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じつつある森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採方法であって、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化および利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐方法を勘案して、間伐の回数、実施時期、間伐率等について、別表2「間伐の標準的な方法」(P54)に示す方法を標準として定めることとする。

なお、高齢級の森林における間伐は、立木の生長力が低下することに留意し実施時期等を定めることとする。

また、地域における自然条件や制限林等の状況を考慮しながら、低コスト施業の推進を図るために間伐率(本数率)30%以上の強度間伐や列状間伐にも取り組むものとし、一例を別表3「間伐の低コスト施業の一例」(P55)に示す。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進および林分の健全化を図ることを旨とし、下記に示す内容を基礎として、地域の特性や既往の施業体系を勘案して定めるものとする。

なお、保育作業に当たっては、ニホンジカによる被害に配慮する観点から、過度の刈払いや目的樹種の生長を阻害しない樹木の伐採は極力避けるものとする。

①下刈

下刈については、目的樹種の生長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るためにおこなうものとし、造林木が雑草類に被圧され、正常な生長が阻害されないように、樹高が雑草類の高さを抜き出る林齢まで実施することとする。実施においては作業の省力化・効率化に留意し状況に応じた下刈り回数の削減や実施期間の短縮に努める。

②木起し

雪圧等により倒伏した造林木は経済的な価値が損なわれ、場合によっては枯損する危険性があるため、積雪状況、傾斜等を勘案して実施するものとする。また、被災後早期に実施するものとする。

③つる切り

つるの巻付きや被覆によって造林木の形状が損なわれたり枯損したりしないように、つるの繁茂状況等を勘案し、なるべく早期に実施するものとする。

④除伐

除伐については、下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な生長を図るために行うものとし、下刈り終了後に雑木類との競合を避けるため、造林樹種や植栽本数、除伐対象木の生長状況に応じて、数年おきに実施するものとする。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育

成することとする。

⑤枝 打 ち

良質材の生産（無節、均一な年輪幅等）、採光による林床植生の確保や病害虫の予防のため、生産目標や造林樹種、植栽本数、造林木の生長等に応じて数回実施するものとする。

(3) その他必要な事項

育成単層林または天然生林において既に更新樹が生育している場合、複数の樹冠層を構成する育成複層林へ誘導し維持させるために、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

森林の有する公益的機能の別に応じて、当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域として、市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林は、第2の1(1)「森林の整備および保全の目標」(P10)に示す森林の有する機能のうち、水源^{かん}涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能および生物多様性保全機能の各機能の維持増進を図るための森林施業を、積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる区域について、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分、森林に関する社会的要請、森林所有者の受忍範囲等を勘案し、第2の1(2)「森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針」(P11)に基づき、水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の各区域について、次のとおり定めることとする。

なお、各区域については重複を可能とするが、それぞれの機能発揮に支障が生じないようにするものとする。

(a) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

本計画の森林の多くは琵琶湖の集水域に存することを踏まえ、水源^{かん}養保安林、干害防備保安林、森林機能の評価区分において水源^{かん}涵養機能の評価が中程度以上の森林等について、水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

(b) 土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

傾斜が急、傾斜の著しい変化点がある、山腹の凹曲部など水の集中流下する部分があるなどの地形的特徴のある森林、基岩風化や片理等の著しい進行、破碎帯又は断層線上、流れ盤であるなどの地質的特徴のある森林、土層内に異常の滞水層がある森林、石れき地からなる森林、表土が薄く乾性な土壌をもつ森林、下流域に保全対象が存在している森林、土砂の流出や土砂の崩壊の防備のための森林、人家や道路等の保全対象に隣接する森林や、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、水害防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、山地災害危険地区、砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、森林機能の評価区分において山地災害防止機能の評価が高い森林等について、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

(c) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林
都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地や道路等と一体となり優れた景観美を構成している森林、
気象緩和や騒音防止等の機能を発揮している森林や、防風保安林、森林機能の
評価区分において生活環境保全機能の評価が高い森林等について、生活環境の
保全および形成のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

(d) 保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林
湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となり優れた自然美を構成している森林、
紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見できる森林、
ハイキング・キャンプ等の保健・教育的利用の場として特に利用されている森林、
希少な動植物の保護のために必要な森林や、保健保安林、風致保安林、国
定公園や自然公園の特別地域、風致地区、鳥獣保護区特別地区、史跡・名勝・
天然記念物の周辺森林、森林機能の評価区分において保健文化機能の評価が高い森林等について、自然環境の保全および形成並びに保健・教育・文化的利用
のため伐採の方法を定める必要がある森林として定めるものとする。
また、保健・文化・レクリエーション機能の維持増進を図る森林のうち、特
に地域独自の景観等が求められる森林については、特定広葉樹育成施業を推進
すべき森林として定める。

イ 施業の方法に関する指針

市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2の1(2)に示す「森林の有する
機能ごとの森林整備および保全の基本方針」(P11)、別表4「伐採の方法を定め
る必要のある森林の指定基準」(P56)に基づき、次のとおり公益的機能別施業森
林ごとに計画事項を定めるものとする。

(a) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

伐期の延長を推進すべき森林とし、伐期の間隔を拡大する(標準伐期齢+10
年以上)とともに、主伐を皆伐により実施する場合は、伐採に伴う裸地化によ
る影響を軽減するため、伐採面積の規模縮小や分散を行い、更新未完了の面積
が連続して20haを超えないよう実施することとするが、市町村森林整備計画に
おいて地形・地質等を勘案して10haを下限として伐区を縮小することができる
ものとする。

また、当該森林において、複層林施業を経営方針としている区域については、
必要に応じ市町村森林整備計画においてその経営方針に対応した施業を行う旨
を規定できるものとする。

現況が単層林のものについては、下層植生の維持を図りつつ適正な森林の立
木蓄積を維持し、根系の発達を確保するとともに、自然条件に応じて複層林施
業や広葉樹の導入による針広混交林施業を推進する。複層林施業について、主
伐は伐採木の周辺木の配置状況を考慮して行うものとする。

主伐後の伐採跡地については、早期更新を基本とし、本計画において定める

標準的な本数を基準として、主伐に係る伐採材積の比率に応じて植栽するものとする。

造林樹種については、本計画において人工造林すべき樹種を主体として定めるものとする。なお、複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、林内相対照度が低下し下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため適時に間伐を実施することが必要であるが、この場合上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積が常に維持されるようにするものとする。

さらに、間伐や択伐の実施により高齢級に移行させつつ確実な更新を図ることとする。

現況が天然生林のものについては、市町村森林整備計画においてぼう芽更新可能とされた区域又は、伐採後の造林を人工植栽により行う場合に限り皆伐による主伐を可能とし、それ以外の区域での主伐を行う場合は、伐採率（材積率）を70%までとする。

(b) 土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

これらの森林の有する公益的機能を特に発揮させる必要のある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、伐採率（材積率）30%以下の択伐を実施することとする。なお、主伐後の造林を人工植栽により行う場合は、伐採率（材積率）40%以下の択伐を行うものとする。

適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において森林の有する公益的機能の確保ができる森林では、長伐期施業を推進すべき森林とし、長伐期施業（標準伐期齢×2倍以上）により、公益的機能をより高度に発揮させるとともに大径材の生産を目標とする。長伐期施業は、公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径材の生産を目標とする。林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止して下層植生を適正に維持し、一定の蓄積を維持できるように、適切に間伐を実施することとする。

なお、市町村森林整備計画において、地域の皆伐時期等を勘案して当該林齢の2割以内の範囲内で延長又は短縮した伐期齢を定めることができる。

また主伐を皆伐により実施する場合は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐採面積の規模縮小や分散を行い、更新未完了の面積が連続して20haを超えないよう実施するものとし、市町村森林整備計画において地形・地質等を勘案して10haを下限として伐区を縮小することができるものとする。

現況が天然生林のものについては、市町村森林整備計画においてぼう芽更新可能とされた区域又は、伐採後の造林を人工植栽により行う場合に限り皆伐による主伐を可能とし、それ以外の区域での主伐を行う場合は、伐採率（材積率）を70%までとする。

上記以外の森林においては、複層林施業を推進すべき森林とし、択伐以外の方法により複層林を行うこととし、一定の材積を維持しつつ、伐採率（材積率）

70%までとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林とし、特定広葉樹は郷土樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定するものとする。

特定広葉樹の伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。

特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、またはその状態を維持するため伐採を促進するものとする。

天然更新に必要な母樹のない森林など、植栽によらなければ特定広葉樹の立木の適確な生育を確保することが困難な森林の主伐跡地においては、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また天然更新が見込まれる場合においても、確実な更新を図るため必要に応じて更新補助作業を行うものとする。

また、特定広葉樹の適確な生育に必要な下刈、除伐等の保育を必要に応じて行うものとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準
および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考とし、森林の一体性も踏まえつつ、林木の生育に適した土壌を有し、林木の生育が良好な森林で成長量が高い森林であって、地形・地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として設定するとともにこの区域のうち傾斜、道からの距離等を考慮し、施業の効率性が特に高い地域について「特に効率的な施業が可能な森林の区域」を設定するものとする。

なお、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域と、公益的機能別施業森林の区域は重複することを可能とするが、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとする。

イ 施業の方法に関する指針

第3の1(3)において、参考として示す樹種別の生産目標に対応する「主伐時期の目安」(P15)を標準として施業を行うこととするが、森林の公益的機能の発揮にも留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めるものとする。

(3) その他必要な事項
該当なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む）等の開設および改良に関する基本的な考え方

○基幹路網の現状

単位：延長 km

区 分	路線数	延 長
基幹路網	251	448
うち林業専用道	1	1

林道等の路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要となる森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」と、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した規格・構造を柔軟に選択し、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

上記を踏まえ、Ⅱ第2の1(1)に定める「森林の整備および保全の目標」(P10)の実現を図るための林道等の開設および改良の考え方を定めることとする。

なお、林道等の開設に当たっては、自然条件および社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に効率的な森林施業等への対応を踏まえて推進する。また、森林の利用形態や地形・地質等に応じて「林業専用道」の導入を検討することとし、「滋賀県林業専用道作設指針」に基づき整備を行うこととする。さらに、「森林作業道」を開設する場合は、「滋賀県森林作業道作設指針」に基づき、作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な路網の整備を行うこととする。

ア 水源涵養機能^{かん}の発揮を期待する森林

高密度な路網を整備し、一方では急傾斜地等崩壊の危険性が高い箇所を回避し整備するものとし、必要に応じて排水対策のための施設を整備するとともに、運搬車両の通行に必要な最小限の幅員に抑制するなどの取り組みを行うものとする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮を期待する森林

保全・管理上必要な路線を整備するとともに、林地の改変、自然環境への影響を極力抑えた規格・構造とする。

ウ 快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能の発揮を期待する森林

森林体験活動や健康づくりの場として、森林と人とのふれあい等を重視する森林において、森林のアクセス等に必要となる路網整備を行う場合は、利用者の利便性も考

慮しつつ、景観や生態系の保全に配慮した線形、構造、施設を整備する。

エ 生物多様性保全機能の発揮を期待する森林

景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな開設は極力回避することとし、森林の管理上必要最小限のもののみ整備を行う。

オ 木材等生産機能の発揮を期待する森林

森林施業の効率を向上させるため、地域の条件に応じて、車両系・架線系林業機械による傾斜等に応じた作業システム等に、最も効率的で、開設コストを低減した路網整備を計画的に推進することとする。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するために、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準や、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムについて次のとおり定める。なお、作業システムの一例をP31に示す。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	110m/ha以上	30~40 m/ha
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	85m/ha以上	23~34 m/ha
	架線系 作業システム	25m/ha以上	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	60<50> m/ha以上	16~26 m/ha
	架線系 作業システム	20<15>m/ha	
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 m/ha以上	5 ~ 15 m/ha

※ 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステム。タワーヤード等を活用する。

「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。プロセッサ、フォワード等を活用する。

急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

ここに示す作業システムと路網密度については、滋賀県全体の平均的な水準を示しており、実施に当たって市町村森林整備計画および現地の状況と、採用する作業システムに応じて個別の検討を行う。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

5の(2)に示す「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方」(P28)を踏まえ、基幹路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）について、次の事項を参考とし該当する区域について、市町村森林整備計画においてその区域を定めることとする。

○地形・地質

傾斜が急峻ではない。

軟弱な地質や土壌ではない。

○森林機能の評価区分

木材等生産機能がHまたはM

○傾斜毎の路網密度水準の分布

基幹路網密度水準が1 / 2 未満

基幹路網密度水準が1 / 2 以上～水準未満

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備にあたっては、「林道規程」、「滋賀県林業専用道作設指針」および「滋賀県森林作業道作設指針」に則り開設を行うものとする。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出にあたっては、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進するため、立木の伐採・搬出にあたっては国が示す「主伐時における伐採搬出指針」を踏まえ適切な搬出方法等を定めることとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(6) その他必要な事項

該当なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化

その他森林施業の合理化に関する事項

地域の森林資源の状況、地域における森林所有者の状況および施業の実施状況並びに関連する行政施策の目標等を勘案し、地域内の県や市町、森林組合等、森林・林業・木材産業等の関係者の合意を図りつつ、次の事項について計画的かつ総合的に推進するものとする。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等について、不在村者を含めた森林所有者への働きかけ、施業集約化に必要な情報提供および公開並びに助言やあっせんなど、地域における集落会議の開催等による合意形成や普及啓発を推進し、森林組合・林業事業体への長期の森林経営委託を進めるとともに、自力による適正な管理が困難な森林所有者に対する林業経営の委託への転換を目指すこととする。

その際には、不在村者や自力による適正な管理が困難な森林所有者を含めるとともに、長期の森林経営委託等が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及や定着を促進する。

また、森林の施業と保護の持続的な実施および集約化した森林施業や効率的な路網整備のための森林経営計画による施業の確実な実施を促進するものとする。

併せて、今後の間伐等の適切な整備および保全を推進するための条件整備として、境界の明確化など森林管理の適正化を図るものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用の促進に関する方針を定めるものとする。

(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針

林業に従事する者の育成および確保を行うために、就業相談会の開催、就業体験等の実施および技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援を推進する。また、通年雇用化や社会保険の加入促進、技能等の客観的評価の促進等による他産業なみの労働条件の確保等、雇用管理の改善ならびに事業量の安定確保、合併・協業化および生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。併せて、持続的な森林経営の推進に必要な技術・知識を保有する森林総合監理士（フォレスター）や森林施業プランナーの育成を促進する。

さらに、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、長期にわたり持続的な経営を持続できる林業経営体および林業事業体の育成に向けて林業経営基盤の強化を一体的かつ総合的に促進する。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業の労働安全対策を基本として、木材の生産力向上を図り、木材生産にかかる労働の軽減を図るため、現地の地形等の条件に適合した作業システムの導入を促進することとし、これらの作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入およびその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むものとする。

林業機械の導入にあたっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、次に示す作業システムの一例や第3の5(2)に示す「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」(P28)を目安として、林道および森林作業道を整備することとする。

区分	作業システム(主要組み合わせ機械)					
車両系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (搬出) → (積込) → (運搬)					
	チェーンソー ハーベスト	ウィンチ付グラブ	チェーンソー プロセッサ ハーベスト	フォワーダ (トラック)	グラブ	トラック
架線系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (積込) → (運搬)					
	チェーンソー	スイングヤード タワーヤード	チェーンソー プロセッサ	グラブ	トラック	

※車両系：中傾斜地および急傾斜地の場合に適用

架線系：急傾斜地および急峻地の場合に適用（高密度路網が整備できない場合）

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

県産材の利用を促進するため、効率的な加工処理を行うための施設や、木質バイオマスを有効活用するための施設整備の取り組みを推進するとともに、流通・加工コストの低減や供給体制の安定化のために、一体的な木材加工や流通体制の整備や合理化を推進することとし、木材需給情報の提供や仕分け・ロットの取りまとめ、県産材産地証明制度の取組を促進する。また、県産材の県内需要を拡大していくために中小製材工場の連携・協業化による競争力の強化と需要に的確に対応する製品の供給体制の整備を促進するとともに、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品をエンドユーザーが選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努める。

(6) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業および木材産業の成長発展や森林空間の活用による就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進する。また、山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の活用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとする。さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとする。

青年林業士、指導林家等地域リーダーの育成、森づくり県民講座の開講など林業後継者の教育指導体制の整備、林業研究グループ等の活動活性化の推進による後継者グループの育成を図るとともに、林業と木材産業の緊密な連携強化による、生産から流通まで精通したグループの育成も図るものとする。

琵琶湖の水源を取り巻く森林において、上下流の住民が一体となって森林づくりに参加できるよう、森林整備への県民の主体的な参加の促進や森林づくり団体の活動や「やまのこ事業」を初めとした森林環境学習への支援、企業等の活動による森林づくりを行う「琵琶湖森林づくりパートナー協定」などを推進する。

第4 森林の保全に関する事項

調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立ち、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全および形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けるものとする。

また、土石の切り取りや盛土等を行う場合には、気象や地形および地質等の自然条件、地域における土地利用および森林の現況並びに土地の形質の変更目的および内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

(1) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業および土地の形質の変更に当たって、水源涵養、土砂の流出や崩壊防止上、特に林地の保全に留意すべき森林について、次のとおり定める。

○樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位：面積 ha

区 分	面 積	留意すべき事項	備 考	
総 数	76,689	水源涵養や山地災害防止機能等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、大面積皆伐を避け、林地の形質の変更に当たっては、林地保全に支障を及ぼさないよう十分に留意する。	林小班毎の面積の縦覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、西部・南部森林整備事務所、甲賀森林整備事務所、中部森林整備事務所とする。	
市	大 津 市			18,493
	近江八幡市			945
町	草 津 市			104
	守 山 市			-
村	栗 東 市			1,552
	甲 賀 市			27,078
別	野 洲 市			898
	湖 南 市			3,416
内	東 近 江 市			19,039
	日 野 町			4,051
訳	竜 王 町			1,114

注：総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林およびその搬出方法
該当なし
- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項
土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じて、法面の緑化、土留工等の防災施設および貯水池等の設置、環境の保全のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。特に、太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性をふまえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うこととする。また、盛土等に伴う災害防止のため、宅地造成および特定盛土等規制法に基づき、盛土等の工事を行う際の技術的基準を順守することとする。
- (4) その他必要な事項
該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P10)に則し、地域における森林に関する自然条件、社会的要請および保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林に指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、第2の1に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P10)に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽および本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、地域の特性に応じた形で計画的に推進する。また、近年多発する豪雨時に発生する流木対策および台風等による風倒木対策にも留意し取り組むこととする。

治山事業の計画について第6の5(3)「実施すべき治山事業の数量」(P47)のとおり計画する。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めるものとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

該当なし

(5) その他必要な事項

該当なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

市町村森林整備計画の策定にあたっては、鳥獣害防止森林区域の設定、当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次の事項を方針として計画事項を定めるものとする。

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新および造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、防護柵の設置もしくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する旨を定めることとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとする。

(2) その他必要な事項

近年ニホンジカの生息数の増加および生息域の拡大により、林業被害のみならず下層植生の食害により土砂流出の危険性の増大、森林更新の阻害、生物多様性の低下など大きな影響が出ており、捕獲の推進と併せて森林土壌対策や希少種保護等の森林保全対策を実施する。

また、野生鳥獣との共存に配慮し、生物多様性が保全されるような多様な森林の整備、野生鳥獣と地域住民との棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

さらに市町においては、(1)のほか、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて、植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見および早期駆除に努めることとする。特に松くい虫による被害については、防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧および抵抗性を有するマツまたは他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

なお、抵抗性を有するマツへの転換にあたっては、気候・土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、関係団体とも連携して里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止や被害跡地の復旧を図ることとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害および鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向けて滋賀県第1種特定鳥獣保護計画、滋賀県第2種特定鳥獣管理計画や各地域の市町で構成される協議会が作成する被害防止計画とも整合を図りつつ、森林被害のモニタリング等を実施し、その結果を踏まえて、市町、森林組合、森林所有者および関連団体が連携し、加害個体の捕獲と合わせて、防護柵の設置やテープ巻等の防除対策を併用していくことで、効果的に推進する。

また、緩衝帯の整備等を推進するなど野生鳥獣の「生息環境管理」と、前述の「捕獲」、「被害防除」とを合わせた3つの総合的な対策を実施する。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視や山火事警防等を適時実施するとともに、防火線や防火樹林帯等の整備を推進することとする。

なお、市町村森林整備計画において、森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合の留意事項を定めるものとする。

(4) その他必要な事項

風雪害等による折損被害等の防除のため、必要な時期に間伐を行い、手遅れとならないよう適正な形状比の森林を育成する。

また、間伐等の遅れにより形状比が高くなりすぎた森林では、強度の間伐を控えて弱度の間伐を繰り返すこととする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林とは、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業、および広く一般県民の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林を指し、保健機能を高度に発揮させるため、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」第3条第1項に規定する森林の保健機能の増進に関する基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとし、市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、河川、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、^{かん} 県土保全等の機能低下の補完や、風致・景観の維持、裸地化の回避のため、森林の特色を踏まえて、択伐施業、針広混交林化、広葉樹育成施業等の多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、下刈、つる切り、除伐等を適切に行うとともに、利用者が快適に散策等を行えるような適度な林内照度を維持するため、間伐、枝打ち等を積極的に行うものとする。

なお、法令等により施業方法に制限が設けられている場合は、当該法令に定めるところによるとともに、保健機能の増進に十分配慮した施業を行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境や県土の保全および文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高を定めるものとする。

※期待平均樹高：その立木が標準伐期齢に達したときに期待されている樹高
(すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高)

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向

等を踏まえて、森林および森林保健施設の適切な管理、防火体制および防火施設の整備並びに利用者の安全確保等に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定や整備に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全および県土の保全に適切な配慮を行うものとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：材積 1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	1,048	917	53	470	339	53	578	578	0
うち前半5年分	455	418	27	200	163	27	255	255	0

2 間伐面積

単位：面積 ha

区 分	間伐面積
総 数	12,298
うち前半5年分	5,425

3 人工造林および天然更新別の造林面積

単位：面積 ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	1,815	483
うち前半5年分	500	150

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位：延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種類	(区分)	位置 (市町)	路線名	延長	利用区域			うち前半 5年分	備考		
						面積	材積					
							針葉樹	広葉樹				
開設	自動車道	林業専用道	大津市	葛川西部	1.0	2,338	260,965	100,811				
				葛川東部	1.0	2,092	181,687	106,222				
				計	2.0	4,430	442,652	207,033				
			甲賀市 (旧土山町)	黒滝・山女原	0.8	42	15,763	0				
				笹路・中谷	0.7	16	2,500	0	○			
				平子東山	1.4	46	5,600	1,400	○			
			(旧信楽町)	山女原長谷	0.9	18	3,000	0	○			
				一の谷	1.2	42	6,469	995	○			
				蔵骨支線	0.7	85	12,255	367	○			
				上畑大谷	0.9	42	7,181	773	○			
				畑東側	0.7	21	3,624	179	○			
				黒谷北	0.7	28	23,142	365	○			
				市ノ谷	0.6	25	2,911	715				
				釜ヶ谷	0.9	33	4,057	462				
				下流谷	0.7	39	4,485	475				
		滝谷		0.6	37	3,661	493					
		計		10.8	474	94,648	6,224					
		林業専用道	東近江市 (旧永源寺町)	杠葉尾	5.2	243	23,640	9,557	○			
				計	5.2	243	23,640	9,557				
			東近江市 (旧愛東町)	角井	1.0	65	6,985	2,994	○			
				計	1.0	65	6,985	2,994				
			東近江市 (旧湖東町)			(352)	(41,933)	(2,669)				
		秦川押立山		0.1	161	19,554	655					
		三ツ又		0.3	15	1,855	139					
		計	0.4	176	21,409	794						
		合計					19.4	5,388	589,334	226,602		

注：上段()書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全期)

単位：延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種類	(区分)	位置 (市町)	路線名	延長	利用区域			うち前半 5年分	備考
						面積	材積			
							針葉樹	広葉樹		
拡張	自動車道 (改良)	大津市				(2,541)	(322,547)	(69,694)		
			牧富川	0.8	761	91,414	34,097	○		
			明王谷	0.8	1,231	12,390	41,475			
			上田上逢坂	1.6	151	18,759	5,544			
			前谷	0.1	31	5,600	231	○		
			蔵野	0.5	93	8,073	2,283	○		
			鎌倉谷	0.5	378	47,700	24,565			
			花折峠	0.1	101	20,200	1,213	○		
			殿山	0.2	30	8,323	948	○		
			北出	0.2	72	2,590	600	○		
			南ヶ谷	0.1	33	3,476	1,128	○		
			石倉	0.1	38	3,627	0	○		
			柳谷	0.1	15	1,476	76	○		
			真岩	0.1	35	0	10,000	○		
			大小場	0.1	80	6,075	605	○		
			大久保	0.2	55	5,816	444	○		
			権現谷	0.1	110	9,715	0	○		
			蔭山	0.3	46	9,024	1,707	○		
			硫黄谷	0.9	148	3,500	3,673	○		
			計	6.8	3,408	257,758	128,589			
		近江八幡市	織山	0.4	77	6,135	768	○		
			長命寺	0.1	10	1,692	59	○		
			計	0.5	87.0	7,827.0	827.0			
		栗東市	走井	2.7	125	11,080	1,270			
			平谷	1.0	52	2,604	610	○		
			岩坪	0.4	30	2,290	20			
			心行路	4.5	213	29,152	2,055	○		
			十九道	0.5	31	4,334	175			
			谷山	0.2	20	0	1,350	○		
			金勝	0.5	146	26,807	190	○		
			道々	0.1	92	12,941	179	○		
		計	9.9	709	89,208	5,849				
		野洲市 (旧野洲町)	希望ヶ丘	1.4	61	36	9,316			
			計	1.4	61	36	9,316			

(全期)

単位：延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備考
						面 積	材 積			
							針 葉 樹	広 葉 樹		
拡張	自動車道 (改良)	林業専用道	甲賀市 (旧土山町)	杓 谷	0.8	71	19,613	0		
				白 倉 谷	0.5	1,227	114,165	33,280		
			(旧信楽町)	多羅尾支線	1.0	39	5,071	1,315	○	
				計		(2,541)	(322,547)	(69,694)		
			(旧甲賀町)	牧 富 川	0.1	1,780	231,133	35,597	○	
				神 唐 戸 川	0.1	635	75,547	6,871	○	
			(旧甲南町)	上 磯 尾	0.1	86	5,476	1,064	○	
				下 磯 尾	0.1	96	6,012	423	○	
				牧・杉谷	0.1	631	76,958	9,958	○	
				計	2.8	4,565	533,975	88,508		
			湖 南 市	三 雲 支 線	0.1	20	3,447	185	○	
				三 雲	0.1	58	10,039	66	○	
				大 納 言	0.1	160	38,429	747	○	
				ジリメキ	0.1	27	6,750	1,447	○	
				正 福 寺	0.1	48	4,217	3,453	○	
				西 寺	0.2	65	5,976	124	○	
				阿星支線	0.1	43	8,066	859	○	
				十二峰線	0.1	229	15,597	998	○	
			(旧甲西町)	計	0.8	650	92,521	7,879		
			東近江市 (旧八日市市)	延 命	0.3	91	10,853	145		
				(旧愛東町)	太 良 谷	0.3	193	15,939	1,947	○
			(旧湖東町)	横 根 谷	0.4	199	4,353	3,275		
				小 倉	0.1	91	7,636	865	○	
			(旧永源寺町)	秦川押立山	0.4	161	19,554	655	○	
				計		(2,263)	(210,438)	(94,573)		
			日 野 町	御 池	2.0	1,864	170,601	89,459	○	
				茨 川	2.0	1,837	46,942	107,931	○	
				和 南	1.2	142	12,730	3,334	○	
				萱尾蓼畑	0.8	102	4,590	1,526		
				瀬 川	1.0	258	14,889	6,666	○	
				辺 谷	0.4	140	15,114	1,680	○	
				甲津畑原	2.7	91	13,163	1,049	○	
				杠 葉 尾	2.5	765	41,831	31,741	○	
				甲津畑	2.0	577	49,417	28,819	○	
				堂 の 後	0.1	462	19,226	8,009	○	
				岩 ケ 谷	0.5	1,602	33,740	47,621	○	
				計	16.7	8,575	480,578	334,722		
				杓子ヒミズ谷	1.8	135	13,404	8,024		
				水 木 谷	2.3	229	19,619	7,543		
			石 谷	2.0	62	6,332	515	○		
			東 山	1.0	81	10,868	1,034	○		
			三 峯	0.6	234	15,934	4,890			
北 畑	0.6	140	23,641	5,511						
奥 山	0.2	290	46,122	1,140						
勝 手 谷	0.4	79	12,392	215						
千 本 野	0.4	92	13,250	613						
音 羽 谷	0.4	91	12,648	685						
宝 殿	1.6	141	13,348	1,270						
南 谷	0.2	44	4,384	481						
井 の 谷	0.4	42	5,854	328						
川 原	2.7	149	26,599	2,688	○					
高 尾 谷	1.3	73	14,311	943	○					
二 の 谷	0.1	24	1,372	0	○					
二 の 谷	0.1	54	5,344	78	○					
奥 台	0.1	164	7,549	0	○					
計	16.2	2,124	252,971	35,958						
合 計	55.1	20,179	1,714,874	611,648						

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全期)

単位：延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種類	(区分)	位置 (市町)	路線名	延長	利用区域			うち前半 5年分	備考
						面積	材積			
							針葉樹	広葉樹		
拡張	自動車道 (舗装)	大津市	牧富川	1.0	906	29,473	15,896	○		
			明王谷	1.0	1,231	12,390	41,475			
			鎌倉谷	1.5	378	47,700	24,565			
			北出	3.0	72	2,590	600			
			平皆子谷	1.0	515	17,593	25,907			
			中村	1.0	389	14,198	20,121			
			大宮谷	1.0	231	53,370	320			
			平子谷	1.0	177	39,166	97			
			大谷	0.5	37	1,988	628			
			大小場	0.3	80	6,075	605	○		
		計	11.3	4,016	224,543	130,214				
		栗東市	道々	1.6	92	11,199	155			
			走井	5.8	125	11,080	1,270			
			谷山	0.5	20	0	1,350			
			岩坪	0.8	30	2,290	20			
			岩坪支線	0.3	10	1,692	59			
		計	9.0	277	26,261	2,854				
		湖南市	ヅリメキ	1.4	27	6,750	1,447	○		
			大納言	0.2	160	38,429	747	○		
			三雲	0.2	58	10,039	66	○		
			計	1.8	245.0	55,218	2,260			
			甲賀市 (旧甲南町)	上磯尾	1.7	86	5,476	1,064	○	
			(旧土山町)	下磯尾	1.2	96	6,012	423	○	
			(旧甲賀町)	奥山	3.0	637	111,223	10,591		
			河内	2.0	113	14,997	291			
			神唐戸川	0.1	635	75,547	6,871	○		
			(旧信楽町)	牧・富川	2.0	1,780	231,133	35,597	○	
		計	10.0	3,347	444,388	54,837				
		東近江市 (旧永源寺町)	茨川	1.1	1,837	46,942	107,931	○		
			堂の後	3.0	462	19,226	8,009			
			宮ヶ谷	1.0	180	2,671	5,660			
			計	5.1	2,479	68,839	116,600			
			(旧湖東町)	秦川押立山	0.2	161	19,554	655		
			南谷	0.2	24	2,581	0			
		三ツ又	1.1	85	10,388	778				
		計	6.6	2,749	101,362	123,033				
		日野町	杓子ヒミズ谷	3.4	135	13,404	8,024			
			水木谷	2.6	229	19,619	7,543			
			東谷	2.0	81	10,868	1,034			
			北畑	2.5	140	23,641	5,511	○		
			勝手谷	1.0	79	12,392	215			
		計	11.5	664	79,924	22,327				
合計					50.2	11,298	931,696	335,525		

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

開設・拡張別		延長	路線数
全期	開設	19.4	19
	拡張	55.1	79
		50.2	35

5 保安林整備および治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：面積 ha

保安林の種類	面積	うち前半	備考
		5年分	
総数 (実面積)	42,100	658	
水源涵養のための保安林	13,707	300	
災害防備のための保安林	25,573	358	
保健・風致の保存等のための保安林	9,629	120	

注1) 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、内訳の合計に一致しない。

注2) 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的を達成するための保安林である。

注3) 災害防備のための保安林とは、森林法第25条第1項第2号～第7号の目的を達成するための保安林である。

注4) 保健・風致の保存等のための保安林とは、森林法第25条第1項第8号～第11号の目的を達成するための保安林である。

② 計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の
所在および面積等

(全 期)

単位：面積 ha

指定・解除 別	種 類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定また は解除を 必要とす る理由	備 考
		市	町 区 域				
指 定	水源涵養のための保安林	大 津 市	一 円	688	90	森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため	
		甲 賀 市		951	124		
		東 近 江 市		661	86		
		計		2,300	300		
	災害防備のための保安林	大 津 市	一 円	341	101		
		甲 賀 市		472	139		
		野 洲 市		16	5		
		湖 南 市		57	17		
		東 近 江 市		328	97		
		計		1,213	358		
	解 除		大 津 市	一 円	1		
湖 南 市				1	1		
栗 東 市				1	1		
竜 王 町				1	1		
甲 賀 市				2	2		
計				6	6		

(全 期)

単位：面積 ha

指定・解除 別	種 類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定または 解除をす る理由	備 考
		市	町 区 域				
指 定	保健・風致の保存等のための保安林	大 津 市	一 円	60	32	森林の持つ 公益的機能 を高度に発 揮させるた め	
		近 江 八 幡 市		3	2		
		栗 東 市		5	3		
		甲 賀 市		82	45		
		野 洲 市		3	1		
		湖 南 市		10	5		
		東 近 江 市		57	31		
	計			220	120		
解 除		大 津 市	一 円	1	1	転用等	
		計		1	1		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

(全 期)

単位：面積 ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水 源 かみ 涵 養	968	968	9,684	9,684	9,684
災害防備	1,715	1,715	17,149	17,149	17,149
保健・風致の 保存等	649	649	6,489	6,489	6,489

注1)：択伐率の変更は、森林の立木材積率を30%から40%に変更するものである。

注2)：間伐率の変更は、森林の立木材積率を20%から35%に変更するものである。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

治山事業の数量 (一部旧市町村名で表示)

森 林 の 所 在			治山事業		主 な 工 種
市 町 村	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分	
	代 表 的 地 名	林 班			
大 津 市	計		48	37	
旧大津市			40	29	
旧志賀町			8	8	
栗 東 市	計		11	11	
野 洲 市	計		4	2	
旧野洲町			4	2	
湖 南 市	計		15	12	
旧石部町			2	2	
旧甲西町			13	10	
甲 賀 市	計		68	57	
旧水口町			11	7	
旧土山町			17	15	
旧甲賀町			10	10	
旧甲南町			4	3	
旧信楽町			26	22	
近江八幡市	計		16	16	
旧近江八幡市			9	9	
旧安土町			7	7	
東 近 江 市	計		11	8	
旧八日市			2	2	
旧水源寺町			0	0	
旧五個荘町			0	0	
旧能登川町			0	0	
旧愛東町			4	2	
旧湖東町			5	4	
日 野 町	計		12	8	
竜 王 町	計		1	1	
湖 南 地 域	森 林 計 画 区 合 計		186	152	

治山事業の数量 (一部旧市町村名で表示)

市 町 村	森 林 の 所 在		治山事業		
	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分	主 な 工 種
	代 表 的 地 名	林班			
旧大津市	仰 木 町	2, 3, 7, 8, 9	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	伊 香 立 南 庄 町	20, 21, 22	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧大津市	伊 香 立 生 津 町	24, 25, 27	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	伊 香 立 北 在 地 町	30	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	伊 香 立 途 中 町	34, 35, 38, 39, 40	1	○	溪間工
旧大津市	伊 香 立 上 龍 華 町	41, 42, 43	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	葛 川 坂 下 町	59	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	葛 川 坂 下 町	60	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	葛 川 坂 下 町	66, 67	1		溪間工 山腹工 森林整備等
旧大津市	葛 川 貫 井 町	112~114	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	葛 川 木 戸 口 町	72, 73	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	葛 川 中 村 町	75, 79, 80, 81, 82	1	○	溪間工 山腹工
旧大津市	葛 川 坊 村 町	83	1	○	溪間工
旧大津市	葛 川 坊 村 町	95	1	○	溪間工
旧大津市	葛 川 坊 村 町	82, 96	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	葛 川 坊 村 町	98, 99	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	葛 川 町 居 町	100	1		溪間工 山腹工
旧大津市	葛 川 梅 ノ 木 町	105, 106	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	坂 本 本 町	119, 120	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧大津市	滋 賀 里 一 丁 目	136	1	○	溪間工
旧大津市	滋 賀 里 一 丁 目	137, 138	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧大津市	南 滋 賀 町	146	1	○	溪間工、山腹工
旧大津市	山 上 町	151	1	○	溪間工、山腹工 森林整備等
旧大津市	園 城 寺 町	153	1	○	溪間工
旧大津市	藤 尾 奥 町	154, 155	1	○	溪間工
旧大津市	膳 所 上 別 保 町	159	1	○	山腹工
旧大津市	北 大 路 三 丁 目	160	1	○	山腹工
旧大津市	国 分 二 丁 目	161	1	○	溪間工
旧大津市	石 山 寺 辺 町	163, 164, 166	1	○	溪間工 山腹工
旧大津市	石 山 南 郷 町	168, 169, 171	1	○	溪間工 山腹工
旧大津市	石 山 外 畑 町	172~174	1	○	溪間工 山腹工
旧大津市	石 山 内 畑 町	176, 177	1	○	溪間工 山腹工
旧大津市	田 上 森 町	189, 195, 196	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	大 石 富 川 町	228~230	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	大 石 東 町	242			
旧大津市	大 石 中 町	243	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	大 石 龍 門 町	245~248			
旧大津市	大 石 龍 門 町	251	1	○	山腹工
旧大津市	大 石 小 田 原 町	258, 262	1		溪間工 山腹工
旧大津市	大 石 淀 町	255, 256	1		溪間工 山腹工
旧大津市	大 石 曾 東 町	264~271	1	○	溪間工 山腹工
旧大津市	大 鳥 居 町	314	1		森林整備等
旧志賀町	北 小 松	6	1	○	山腹工
旧志賀町	南 小 松	14~19	1	○	溪間工 山腹工
旧志賀町	北 比 良	25, 29, 30, 43, 44	1	○	溪間工 山腹工
旧志賀町	南 比 良	49, 50	1	○	溪間工 山腹工
旧志賀町	大 物	51, 52	1	○	溪間工
旧志賀町	木 戸	68, 69	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧志賀町	和 邇 北 浜	91	1	○	溪間工 山腹工
旧志賀町	八 屋 戸	73, 74	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
栗 東 市	荒 張	17~19	1	○	溪間工 森林整備等
栗 東 市	荒 張	15, 16	1	○	溪間工 森林整備等
栗 東 市	御 園	6	1	○	山腹工
栗 東 市	東 坂	6	1	○	山腹工

治山事業の数量 (一部旧市町村名で表示)

市 町 村	森 林 の 所 在		治山事業		
	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分	主 な 工 種
	代 表 的 地 名	林班			
栗 東 市	東 坂	7	1	○	溪間工
栗 東 市	六 地 蔵	28	1	○	山腹工
栗 東 市	下 戸 山	23	1	○	山腹工
栗 東 市	下 戸 山	24	1	○	山腹工
栗 東 市	安 養 寺	25	1	○	溪間工 山腹工
栗 東 市	川 辺	24	1	○	山腹工
栗 東 市	観 音 寺	8	1	○	溪間工 森林整備等
旧野洲町	小 堤	8,11	1		森林整備等
旧野洲町	辻	7	1		森林整備等
旧野洲町	大 篠 原	11	1	○	山腹工
旧野洲町	入 町	13	1	○	山腹工
旧石部町	東 寺	12~15	1	○	溪間工 森林整備等
旧石部町	石 部	7~9	1	○	溪間工 山腹工
旧甲西町	菩 提 寺	4	1	○	溪間工 山腹工
旧甲西町	菩 提 寺	5	1	○	森林整備等
旧甲西町	菩 提 寺	9	1	○	森林整備等 山腹工
旧甲西町	菩 提 寺	11	1		森林整備等
旧甲西町	正 福 寺	18~20	1		森林整備等
旧甲西町	針	60,61	1	○	溪間工 森林整備等
旧甲西町	平 松	61,62	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧甲西町	夏 見	55~58	1	○	溪間工 山腹工
旧甲西町	三 雲	38	1		溪間工 山腹工
旧甲西町	三 雲	39~44	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧甲西町	三 雲	45~49	1	○	溪間工 森林整備等
旧甲西町	三 雲	50,51	1	○	森林整備等
旧甲西町	三 雲	52~54	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧水口町	下 山	18	1	○	森林整備等
旧水口町	名 坂	21	1	○	山腹工
旧水口町	牛 飼	45~50,78	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧水口町	牛 飼	52	1	○	溪間工 森林整備等
旧水口町	三 大 寺	53	1		溪間工 森林整備等
旧水口町	三 大 寺	54	1		溪間工 森林整備等
旧水口町	三 大 寺	55	1		溪間工 森林整備等
旧水口町	三 大 寺	56	1		森林整備等
旧水口町	高 山	57~59	1	○	溪間工 山腹工
旧水口町	岩 坂	60	1	○	溪間工 山腹工
旧水口町	山 上	43,44	1	○	溪間工 山腹工
旧土山町	頓 宮	5	1	○	森林整備等
旧土山町	黒 川	47	1	○	山腹工
旧土山町	黒 滝	50~54	1	○	溪間工 森林整備等
旧土山町	黒 滝	60~66	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧土山町	山 女 原	79~82	1	○	溪間工 森林整備等
旧土山町	笹 路	85,86	1		森林整備等
旧土山町	大 河 原	109~130	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧土山町	大 河 原	131~156	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧土山町	瀬 音	11~17	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧土山町	青 土	19	1	○	溪間工
旧土山町	鮎 河	159~164	1	○	溪間工 森林整備等
旧土山町	鮎 河	165	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧土山町	鮎 河	166	1	○	溪間工 森林整備等
旧土山町	鮎 河	167	1	○	溪間工 森林整備等

治山事業の数量 (一部旧市町村名で表示)

市 町 村	森 林 の 所 在		治山事業		
	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分	主 な 工 種
	代 表 的 地 名	林班			
旧土山町	鮎 河	168,169	1	○	溪間工 森林整備等
旧土山町	鮎 河	170	1		森林整備等
旧土山町	鮎 河	171	1	○	溪間工 森林整備等
旧甲賀町	神	29,35	1	○	溪間工 森林整備等
旧甲賀町	神	31,38	1	○	山腹工 森林整備等
旧甲賀町	櫟 野	40,42,43	1	○	溪間工、森林整備等
旧甲賀町	櫟 野	35~44	1	○	溪間工、森林整備等
旧甲賀町	櫟 野	45,46	1	○	森林整備等
旧甲賀町	油 日	55	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧甲賀町	油 日	56,57	1	○	溪間工 森林整備等
旧甲賀町	油 日	60	1	○	溪間工
旧甲賀町	油 日	61	1	○	溪間工 森林整備等
旧甲賀町	油 日	63	1	○	森林整備等
旧甲南町	塩 野	38,43~47	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧甲南町	柑 子	19	1	○	山腹工
旧甲南町	磯 尾	25	1		森林整備等
旧甲南町	杉 谷	24,25,31~35	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧信楽町	宮 町	101~109	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧信楽町	黄 瀬	94~96,100	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	勅 旨	65,68	1	○	溪間工事 森林整備等
旧信楽町	長 野	1	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	長 野	61	1	○	森林整備等
旧信楽町	長 野	62,63	1	○	溪間工 山腹工
旧信楽町	西	131	1	○	森林整備等
旧信楽町	柞 原	129,130	1	○	森林整備等
旧信楽町	中 野	124~126	1	○	溪間工、森林整備等
旧信楽町	神 山	57~59	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	黄 瀬	87	1		溪間工 森林整備等
旧信楽町	黄 瀬	100~102	1	○	森林整備等
旧信楽町	牧	76,81,82	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	牧	78	1	○	山腹工
旧信楽町	畑	4	1		森林整備等
旧信楽町	畑	30	1	○	森林整備等
旧信楽町	小 川	112,114~116	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	上 朝 宮	140	1	○	森林整備等
旧信楽町	多 羅 尾	156	1	○	森林整備等
旧信楽町	多 羅 尾	157	1		森林整備等
旧信楽町	多 羅 尾	158	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	多 羅 尾	159	1	○	森林整備等
旧信楽町	多 羅 尾	160	1	○	森林整備等
旧信楽町	多 羅 尾	161	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	多 羅 尾	164,165	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	多 羅 尾	183	1		溪間工 森林整備等
旧近江八幡市	北 之 庄 町	11	1	○	溪間工
旧近江八幡市	南 津 田 町	9,10	1	○	山腹工
旧近江八幡市	浄 土 寺 町	2	1	○	山腹工 森林整備等
旧近江八幡市	新 巻 町	1	1	○	森林整備等
旧近江八幡市	倉 橋 部 町	2	1	○	森林整備等
旧近江八幡市	白 王 町	14	1	○	山腹工
旧近江八幡市	島 町	14,15	1	○	山腹工
旧近江八幡市	北 津 田 町	16	1	○	山腹工
旧近江八幡市	円 山 町	12	1	○	山腹工
旧安土町	上 豊 浦	4	1	○	山腹工 森林整備等
旧安土町	上 出	6	1	○	山腹工 森林整備等

治山事業の数量 (一部旧市町村名で表示)

市 町 村	森 林 の 所 在		治山事業		
	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分	主 な 工 種
	代 表 的 地 名	林班			
旧安土町	石 寺	7	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧安土町	下 豊 浦	2	1	○	山腹工
旧安土町	東 老 蘇	3	1	○	山腹工
旧安土町	桑 実 寺	3	1	○	山腹工 流路工
旧安土町	石 寺	2	1	○	山腹工
旧八日市市	小 脇	19	1	○	山腹工
旧八日市市	尻 無 町	10	1	○	山腹工
旧永源寺町	君 ケ 畑	49, 54, 58, 64	1	○	溪間工
旧永源寺町	君 ケ 畑	68, 70	1		溪間工
旧永源寺町	君 ケ 畑	65	1		溪間工 森林整備等
旧永源寺町	高 野	10	1		溪間工 森林整備等
旧永源寺町	高 野	7, 9	1		溪間工
旧永源寺町	高 野	11	1		溪間工 森林整備等
旧永源寺町	高 野	12	1	○	溪間工
旧永源寺町	茨 川	91~94, 101~106, 110~113	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧永源寺町	杠 葉 尾	140	1	○	溪間工 森林整備等
旧永源寺町	杠 葉 尾	161, 162	1	○	溪間工
旧永源寺町	和 南	204	1	○	溪間工 森林整備等
旧永源寺町	和 南	205	1	○	森林整備等、山腹工
旧永源寺町	甲 津 畑	245, 246	1	○	溪間工
旧永源寺町	黄 和 田	125, 128	1	○	溪間工
旧永源寺町	黄 和 田	127, 128	1		溪間工 森林整備等
旧永源寺町	黄 和 田	135	1	○	溪間工
旧永源寺町	政 所	116	1		森林整備等
旧永源寺町	政 所	117	1		森林整備等
旧永源寺町	政 所	118	1	○	溪間工 森林整備等
旧永源寺町	政 所	119	1	○	溪間工 森林整備等
旧永源寺町	政 所	120	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧能登川町	北 須 田	4	1	○	森林整備等
旧愛東町	百 濟 寺	15	1		森林整備等
旧愛東町	百 濟 寺	16	1		森林整備等
旧愛東町	百 濟 寺	30, 32~35, 39	1	○	森林整備等
旧愛東町	平 尾	9, 10	1	○	山腹工
旧湖東町	平 柳	6	1		森林整備等
旧湖東町	平 柳	7	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧湖東町	平 柳	12	1	○	溪間工
旧湖東町	下 一 色	9, 10	1	○	溪間工 森林整備等
旧湖東町	下 一 色	12, 13	1	○	溪間工 森林整備等
日 野 町	原	23	1		溪間工
日 野 町	原	24	1		溪間工
日 野 町	原	25, 26	1	○	溪間工 山腹工
日 野 町	小 野	33	1	○	溪間工 森林整備等
日 野 町	西 明 寺	47	1	○	森林整備等
日 野 町	鎌 掛	86, 87	1		森林整備等
日 野 町	鎌 掛	89, 90	1	○	森林整備等
日 野 町	蔵 王	59	1		森林整備等
日 野 町	蔵 王	60, 62, 71	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
日 野 町	平 子	67, 68	1	○	溪間工 森林整備等
日 野 町	北 畑	55, 56	1	○	溪間工 森林整備等
日 野 町	熊 野	61, 65	1	○	溪間工 山腹工
竜 王 町	鏡	25, 26	1	○	溪間工 山腹工

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位：面積 ha

区 分	施 業 方 法			そ の 他	
	伐 採 方 法				
	伐採種を 定めない	択 伐	禁 伐		
市 町 別 内 訳	大 津 市	9,550	5,417	517	各法令の定めるところによる。
	近江八幡市	233	751	16	
	草 津 市	53	8	—	
	守 山 市	—	5	—	
	栗 東 市	1,339	72	9	
	甲 賀 市	12,912	3,977	243	
	野 洲 市	474	407	—	
	湖 南 市	2,492	552	2	
	東 近 江 市	9,137	2,724	1,535	
	日 野 町	1,158	1,098	101	
	竜 王 町	799	171	—	
総 数	38,146	15,182	2,422		

- 注1： 総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。
制限林の種類別、林小班別の面積の閲覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、西部・南部森林整備事務所、甲賀森林整備事務所、中部森林整備事務所とする。
- 注2： 制限林のうち、国定公園普通地区および県立自然公園普通地域は除いている。

2 その他必要な事項

該当なし

別表 1 標準的な植栽本数

樹種	仕立て方法	植栽本数
スギ	密仕立て	4,500本 / ha
	中仕立て	3,500本 / ha
	疎仕立て	2,500本 / ha
ヒノキ	密仕立て	4,500本 / ha
	中仕立て	3,500本 / ha
	疎仕立て	2,500本 / ha
広葉樹		1,000本 / ha ～ 3,000本 / ha

別表 2 間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐時期(年)						間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	植栽本数3,500本/ha 程度の場合	15	20	30	40	60	70	間伐率(本数率)はおおむね20%から30%とするが、林分密度管理図や既往の間伐方法を参考に間伐率、間伐木の選定方法等を定めるものとする。 (材積率で35%以下)
ヒノキ	植栽本数3,500本/ha 程度の場合	25	30	40	55	70	80	

別表 3 間伐の低コスト施業の一例

樹種	施業体系	間伐時期(年)						間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	植栽本数2,500本/ha 程度の場合	20	35	60				間伐率(本数率)は30%以上の強度間伐とするが、林分密度管理図や既往の間伐方法を参考に間伐率、間伐木の選定方法等を定めるものとする。 (材積率で35%以下)
ヒノキ	植栽本数2,500本/ha 程度の場合	30	40	55	75			

別表 4 伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準

(1) 複層林施業を推進すべき森林

<p>① 人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林 (山地災害防止機能／土壌保全機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林 (ア) 地形 a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変異点を持っている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。 (イ) 地質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。 (ウ) 土壌等 a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な帯水層がある箇所であること。 c 石礫地から成っている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。</p>
<p>② 生活環境の保全および形成のため伐採の方法を定める必要がある森林 (快適環境形成機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林 (ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林。 (イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林。 (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林。</p>
<p>③ 自然環境の保全および形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林 (保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林 (ア) 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林。 (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの。 (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林。 (エ) 希少な生物の保護のため必要な森林（択伐を行う場合に限る）。</p>

(2) 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

<p>水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林 (水源涵養機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>(ア) 地形について</p> <ul style="list-style-type: none">a 標高の高い地域b 傾斜が急峻な地域c 谷密度の大きい地域d 起伏量の大きい地域e 溪床又は河川勾配の急な地域f 掌状型集水区域 <p>(イ) 気象について</p> <ul style="list-style-type: none">a 年平均又は季節的降水量の多い地域b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 <p>(ウ) その他</p> <p>大面積の伐採が行われがちな地域</p>
--	---

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町別土地面積および森林面積

単位：面積 ha 率 %

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林率 ②/①×100	
		総 数 ②	国 有 林	民 有 林		
総 数	200,089	95,942	7,118	89,095	48	
市 町 別 内 訳	大 津 市	46,451	25,115	2,983	22,132	54
	近江八幡市	17,745	1,927	682	1,245	11
	草 津 市	6,782	205	-	205	3
	守 山 市	5,574	21	-	21	0
	栗 東 市	5,269	2,307	444	1,863	44
	甲 賀 市	48,162	32,130	1,990	30,140	67
	野 洲 市	8,014	1,228	215	1,013	15
	湖 南 市	7,040	3,643	-	3,643	52
	東 近 江 市	38,837	21,790	680	21,110	56
	日 野 町	11,760	6,099	-	6,099	52
	竜 王 町	4,455	1,477	124	1,353	33

注： 区域面積は令和2年7月1日時点全国都道府県市町村別面積調（国土地理院）による。

国有林面積は国有林の地域別の森林計画書（湖南森林計画区）による。

総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

(2) 地 況
ア 気 候

観測地	気 温 (°C)			年 間 降 水 量 (mm)	最 深 積 雪 量 (cm)	備 考
	最 高	最 低	年 平 均			
南 小 松	37.2	-3.3	15.5	1,517	-	
東 近 江	37.6	-4.9	15.0	1,436	-	
大 津	37.3	-2.0	15.8	1,482	-	
信 楽 山	35.1	-8.3	13.0	1,378	-	
土 山	36.2	-5.0	14.2	1,445	-	

注：令和4年度滋賀県気象年報（彦根地方気象台）

イ 地 勢

当計画地は滋賀県南部に位置し、東部北部は多賀町、愛荘町、彦根市と接し、東部から南部にかけては鈴鹿山脈、中南部丘陵地帯を境に三重県西部と接している。また、南部から西部にかけては京都府南部と接し、西部北部については高島市と接している。

この地域は東部山岳地帯、中南部丘陵地帯および西部山岳地帯に大別される。

東部山岳地帯は鈴鹿山脈の中心をなし、鈴ヶ岳(1,130m)、御池岳(1,247m)、竜ヶ岳(1,100m)、御在所山(1,212m)、雨乞岳(1,238m)、綿向山(1,110m)、鎌ヶ岳(1,161m)等の1,000mを越す高峰が立ち並び、30°内外の急峻な傾斜の山岳地帯を形成しており、愛知川、日野川、野洲川等の主要河川の源となっている。

これら河川は流下に伴い、中小河川を合流し、下流に肥沃な平野地帯を形成し琵琶湖に注いでいる。

中南部丘陵地帯は、甲賀市を中心に比較的緩やかな斜面で野洲川、大戸川等の流域を形成している。

西部山岳地帯は、武奈ヶ岳(1,214m)を主峰とする比良山系の主要部分を擁し、皆子山、大尾山、大比叡(比叡山)、如意が岳、千頭岳へと南北に連なる尾根にて京都府と接している。

比良山系と京都府境の尾根で挟まれている大津市葛川地区は安曇川上流域に属し、大津市西部は和邇川、真野川等小流域の河川が湖岸に接する連山から直接東下し琵琶湖に注いでおり、ともに急峻な地帯をなしている。

ウ 地質、土壌等

古生層は鈴鹿山脈山麓部の愛知川、日野川、野洲川上流域一帯、瀬田川西部、南部および安曇川上流域に広く分布しており、土壌は主としてBD型土壌(適潤性褐色森林土)で土質は良好で地味は肥沃である。

洪積層は日野川、野洲川中流域、和邇川、真野川流域に広く分布し土壌はおおむねBD-d型土壌であり、土質は良好であるが地味はやや肥沃度に乏しい。

洪積層は平地部、湖岸周辺に分布し、BD型土壌、BE型土壌(弱湿性褐色森林土)であり土壌深度は深く、肥沃度に富む土壌である。

花崗岩は鈴鹿山脈の山稜地帯、野洲川中流域、大戸川流域および比良山系東側斜面に分布しており、土壌はBB型土壌(乾性褐色森林土)、BC型土壌(弱乾性褐色森林土)であり、土壌深度は浅く、肥沃度に乏しい土壌となっている。

(3) 土地利用の現況

単位：面積 1,000ha

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他		
			総 数	う ち 田	う ち 畑	総 数	う ち 宅 地	
総 数	177	96	34	30	3	47	17	
市 町 別 内 訳	大 津 市	37	25	3	3	0	9	4
	近江八幡市	10	2	5	4	0	4	1
	草 津 市	4	0	1	1	0	3	2
	守 山 市	4	0	2	2	0	2	1
	栗 東 市	5	2	1	1	0	2	1
	甲 賀 市	48	32	6	5	1	10	2
	野 洲 市	6	1	2	2	0	2	1
	湖 南 市	7	4	1	1	0	3	1
	東 近 江 市	38	22	9	8	1	8	2
	日 野 町	12	6	3	2	0	3	1
	竜 王 町	4	1	1	1	0	2	0

注：令和4年度滋賀県統計書による。

総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

土地利用面積には琵琶湖部分は含まない。

(4) 産業別生産額

単位：億円

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総額	農業	林業	水産業		
県合計	69,226	383	367	8	7	33,259	35,543

注：滋賀県民経済計算年報（令和元年度）による。

(5) 産業別就業者数

単位：人

区 分	総 数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	
		計	農業	林業	水産業			
総 数	476,894	10,829	10,334	263	232	152,644	313,421	
市 町 別 内 訳	大 津 市	146,675	1,601	1,435	91	75	32,908	112,166
	近江八幡市	38,228	1,331	1,227	6	98	13,168	23,729
	草 津 市	59,799	827	808	7	12	18,183	40,789
	守 山 市	38,411	834	812	5	17	12,431	25,146
	栗 東 市	32,203	492	479	10	3	10,570	21,141
	甲 賀 市	41,838	1,550	1,469	77	4	16,495	23,793
	野 洲 市	23,673	759	746	1	12	8,579	14,335
	湖 南 市	26,154	364	356	7	1	11,312	14,478
	東近江市	53,421	2,134	2,087	38	9	21,979	29,308
	日 野 町	10,003	531	509	21	1	4,229	5,243
竜 王 町	6,489	406	406	0	0	2,790	3,293	

注：令和2年国勢調査による。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

区分		総数			1齢級			2齢級			3齢級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		89,094.47	16,870,646	93,704	79.12	0	0	53.94	196	9	86.64	1,330	164		
立木地	総数	計	85,870.96	16,870,646	93,704	79.12	0	0	53.94	196	9	86.64	1,330	164	
		針	60,398.67	14,055,111	83,409	57.26	0	0	45.12	181	9	61.62	1,116	145	
		広	25,472.29	2,815,535	10,295	21.86	0	0	8.82	15	0	25.02	214	19	
	人工林	総数	計	37,927.01	9,692,241	76,959	72.59	0	0	53.25	194	9	86.64	1,330	164
			針	37,534.64	9,671,303	76,522	57.24	0	0	45.12	181	9	61.62	1,116	145
			広	392.37	20,938	437	15.35	0	0	8.13	13	0	25.02	214	19
		育成単層林	計	36,926.93	9,565,245	73,272	58.18	0	0	37.71	147	9	38.50	807	104
			針	36,684.65	9,550,392	73,037	49.06	0	0	32.17	136	9	28.84	725	98
			広	242.28	14,853	235	9.12	0	0	5.54	11	0	9.66	82	6
		育成複層林	計	1,000.08	126,996	3,687	14.41	0	0	15.54	47	0	48.14	523	60
			針	849.99	120,911	3,485	8.18	0	0	12.95	45	0	32.78	391	47
			広	150.09	6,085	202	6.23	0	0	2.59	2	0	15.36	132	13
	天然林	総数	計	418.88	67,518	186	6.53	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			針	270.58	53,441	97	0.02	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			広	148.30	14,077	89	6.51	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
育成単層林		計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
育成複層林		計	418.88	67,518	186	6.53	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		針	270.58	53,441	97	0.02	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		広	148.30	14,077	89	6.51	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
天然生林	計	47,525.07	7,110,887	16,559	0.00	0	0	0.69	2	0	0.00	0	0		
	針	22,593.45	4,330,367	6,790	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0		
	広	24,931.62	2,780,520	9,769	0.00	0	0	0.69	2	0	0.00	0	0		
竹林		771.56	155,036	0											
伐採跡地		0.63	0	0											
未立木地		1,442.85	0	0											
更新困難地		1,008.46	0	0											

注：令和7年度調査による

(単位)面積：ha、材積：立木はm3、立竹は束、成長量：m3

4齡級			5齡級			6齡級			7齡級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
223.37	10,724	1,114	409.67	33,881	2,381	705.09	81,167	4,514	999.46	137,066	5,040
223.37	10,724	1,114	409.67	33,881	2,381	705.09	81,167	4,514	999.46	137,066	5,040
197.47	10,156	1,073	372.06	32,866	2,345	641.90	78,436	4,406	906.59	132,227	4,895
25.90	568	41	37.61	1,015	36	63.19	2,731	108	92.87	4,839	145
217.05	10,350	1,080	405.62	33,650	2,368	694.41	80,453	4,487	987.08	136,318	5,017
192.76	9,809	1,039	370.18	32,683	2,334	638.93	78,052	4,388	903.83	131,949	4,880
24.29	541	41	35.44	967	34	55.48	2,401	99	83.25	4,369	137
163.49	8,338	870	261.21	23,137	1,636	442.61	55,175	3,064	845.95	121,015	4,424
149.57	8,024	847	248.94	22,757	1,621	422.63	54,310	3,028	804.02	118,924	4,362
13.92	314	23	12.27	380	15	19.98	865	36	41.93	2,091	62
53.56	2,012	210	144.41	10,513	732	251.80	25,278	1,423	141.13	15,303	593
43.19	1,785	192	121.24	9,926	713	216.30	23,742	1,360	99.81	13,025	518
10.37	227	18	23.17	587	19	35.50	1,536	63	41.32	2,278	75
0.91	28	2	2.51	166	9	3.85	215	9	0.00	0	0
0.29	19	2	1.47	144	8	1.01	88	4	0.00	0	0
0.62	9	0	1.04	22	1	2.84	127	5	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.91	28	2	2.51	166	9	3.85	215	9	0.00	0	0
0.29	19	2	1.47	144	8	1.01	88	4	0.00	0	0
0.62	9	0	1.04	22	1	2.84	127	5	0.00	0	0
5.41	346	32	1.54	65	4	6.83	499	18	12.38	748	23
4.42	328	32	0.41	39	3	1.96	296	14	2.76	278	15
0.99	18	0	1.13	26	1	4.87	203	4	9.62	470	8

区分		8齡級			9齡級			10齡級			11齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		1,989.07	337,958	8,132	3,258.49	666,574	10,640	4,454.19	985,209	10,728	5,051.20	1,151,390	10,063		
立木地	総数	計	1,989.07	337,958	8,132	3,258.49	666,574	10,640	4,454.19	985,209	10,728	5,051.20	1,151,390	10,063	
		針	1,789.26	325,550	7,851	3,204.53	662,733	10,560	4,156.29	964,167	10,461	4,675.52	1,117,370	9,663	
		広	199.81	12,408	281	53.96	3,841	80	297.90	21,042	267	375.68	34,020	400	
	人工林	総数	計	1,806.03	325,692	7,858	3,200.11	661,407	10,543	4,138.08	959,166	10,419	4,586.77	1,103,216	9,595
			針	1,780.96	324,128	7,819	3,194.66	661,048	10,537	4,114.41	957,110	10,402	4,583.57	1,102,942	9,592
			広	25.07	1,564	39	5.45	359	6	23.67	2,056	17	3.20	274	3
		育成単層林	計	1,725.39	312,921	7,523	3,182.80	658,025	10,483	4,108.79	953,330	10,352	4,546.93	1,094,688	9,526
			針	1,707.26	311,782	7,496	3,177.35	657,666	10,477	4,085.12	951,274	10,335	4,544.42	1,094,463	9,524
			広	18.13	1,139	27	5.45	359	6	23.67	2,056	17	2.51	225	2
		育成複層林	計	80.64	12,771	335	17.31	3,382	60	29.29	5,836	67	39.84	8,528	69
			針	73.70	12,346	323	17.31	3,382	60	29.29	5,836	67	39.15	8,479	68
			広	6.94	425	12	0.00	0	0	0.00	0	0	0.69	49	1
	天然林	総数	計	0.97	271	4	3.31	292	4	17.65	1,732	19	14.34	1,366	12
			針	0.97	271	4	0.49	71	0	4.73	838	6	2.51	378	1
			広	0.00	0	0	2.82	221	4	12.92	894	13	11.83	988	11
育成単層林		計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
育成複層林		計	0.97	271	4	3.31	292	4	17.65	1,732	19	14.34	1,366	12	
		針	0.97	271	4	0.49	71	0	4.73	838	6	2.51	378	1	
		広	0.00	0	0	2.82	221	4	12.92	894	13	11.83	988	11	
天然生林	計	182.07	11,995	270	55.07	4,875	93	298.46	24,311	290	450.09	46,808	456		
	針	7.33	1,151	28	9.38	1,614	23	37.15	6,219	53	89.44	14,050	70		
	広	174.74	10,844	242	45.69	3,261	70	261.31	18,092	237	360.65	32,758	386		
竹林															
伐採跡地															
未立木地															
更新困難地															

注：令和7年度調査による

(単位)面積：ha、材積：立木はm3、立竹は束、成長量：m3

12齡級			13齡級			14齡級			15齡級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
5,805.01	1,324,506	7,935	8,374.20	1,726,497	10,392	11,222.87	2,138,763	12,180	10,357.93	1,905,299	6,555
5,805.01	1,324,506	7,935	8,374.20	1,726,497	10,392	11,222.87	2,138,763	12,180	10,357.93	1,905,299	6,555
5,104.01	1,259,563	7,369	5,922.43	1,476,391	8,273	6,836.62	1,675,168	8,296	5,693.22	1,390,089	4,206
701.00	64,943	566	2,451.77	250,106	2,119	4,386.25	463,595	3,884	4,664.71	515,210	2,349
4,346.93	1,127,456	6,764	4,182.93	1,177,223	7,022	3,964.81	1,167,550	6,201	2,631.37	821,260	3,064
4,344.72	1,127,241	6,762	4,165.31	1,175,729	7,004	3,941.59	1,165,406	6,179	2,627.41	820,867	3,064
2.21	215	2	17.62	1,494	18	23.22	2,144	22	3.96	393	0
4,308.62	1,117,489	6,709	4,151.42	1,169,682	6,982	3,948.34	1,163,176	6,180	2,610.10	815,721	3,050
4,306.41	1,117,274	6,707	4,134.84	1,168,276	6,965	3,925.17	1,161,038	6,158	2,607.95	815,508	3,050
2.21	215	2	16.58	1,406	17	23.17	2,138	22	2.15	213	0
38.31	9,967	55	31.51	7,541	40	16.47	4,374	21	21.27	5,539	14
38.31	9,967	55	30.47	7,453	39	16.42	4,368	21	19.46	5,359	14
0.00	0	0	1.04	88	1	0.05	6	0	1.81	180	0
20.90	3,604	14	29.69	4,429	23	68.17	9,850	55	45.09	6,976	28
17.55	3,279	13	15.98	3,071	12	31.44	6,357	24	21.63	4,458	16
3.35	325	1	13.71	1,358	11	36.73	3,493	31	23.46	2,518	12
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
20.90	3,604	14	29.69	4,429	23	68.17	9,850	55	45.09	6,976	28
17.55	3,279	13	15.98	3,071	12	31.44	6,357	24	21.63	4,458	16
3.35	325	1	13.71	1,358	11	36.73	3,493	31	23.46	2,518	12
1,437.18	193,446	1,157	4,161.58	544,845	3,347	7,189.89	961,363	5,924	7,681.47	1,077,063	3,463
741.74	129,043	594	1,741.14	297,591	1,257	2,863.59	503,405	2,093	3,044.18	564,764	1,126
695.44	64,403	563	2,420.44	247,254	2,090	4,326.30	457,958	3,831	4,637.29	512,299	2,337

区分		16齡級			17齡級			18齡級			19齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		6,252.31	1,094,150	2,212	4,574.31	887,557	1,280	3,805.17	692,836	278	3,470.67	665,051	87		
立木地	総数	計	6,252.31	1,094,150	2,212	4,574.31	887,557	1,280	3,805.17	692,836	278	3,470.67	665,051	87	
		針	3,187.37	741,754	2,212	2,547.63	640,148	1,280	1,912.69	465,658	278	1,863.62	470,603	87	
		広	3,064.94	352,396	0	2,026.68	247,409	0	1,892.48	227,178	0	1,607.05	194,448	0	
	人工林	総数	計	1,046.01	328,452	1,381	977.62	323,999	623	709.99	227,017	277	774.90	253,924	87
			針	1,014.90	325,609	1,381	977.19	323,950	623	707.65	226,795	277	773.06	253,711	87
			広	31.11	2,843	0	0.43	49	0	2.34	222	0	1.84	213	0
		育成単層林	計	1,040.24	326,931	1,378	968.12	321,126	618	699.83	224,931	277	769.58	252,525	87
			針	1,009.53	324,137	1,378	967.79	321,090	618	699.81	224,929	277	768.71	252,439	87
			広	30.71	2,794	0	0.33	36	0	0.02	2	0	0.87	86	0
		育成複層林	計	5.77	1,521	3	9.50	2,873	5	10.16	2,086	0	5.32	1,399	0
			針	5.37	1,472	3	9.40	2,860	5	7.84	1,866	0	4.35	1,272	0
			広	0.40	49	0	0.10	13	0	2.32	220	0	0.97	127	0
	天然林	総数	計	28.10	4,177	3	25.77	4,700	4	10.06	1,903	0	9.73	1,807	0
			針	14.91	2,597	3	23.94	4,452	4	7.75	1,649	0	7.61	1,545	0
			広	13.19	1,580	0	1.83	248	0	2.31	254	0	2.12	262	0
育成単層林		計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
育成複層林		計	28.10	4,177	3	25.77	4,700	4	10.06	1,903	0	9.73	1,807	0	
		針	14.91	2,597	3	23.94	4,452	4	7.75	1,649	0	7.61	1,545	0	
		広	13.19	1,580	0	1.83	248	0	2.31	254	0	2.12	262	0	
天然生林	計	5,178.20	761,521	828	3,570.92	558,858	653	3,085.12	463,916	1	2,686.04	409,320	0		
	針	2,157.56	413,548	828	1,546.50	311,746	653	1,197.29	237,214	1	1,082.95	215,347	0		
	広	3,020.64	347,973	0	2,024.42	247,112	0	1,887.83	226,702	0	1,603.09	193,973	0		
竹林															
伐採跡地															
未立木地															
更新困難地															

注：令和7年度調査による

(単位)面積：ha、材積：立木はm3、立竹は束、成長量：m3

20齡級			21齡級			22齡級			23齡級以上		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
3,254.22	604,466	0	2,730.28	571,741	0	2,136.78	445,042	0	6,576.97	1,409,243	0
3,254.22	604,466	0	2,730.28	571,741	0	2,136.78	445,042	0	6,576.97	1,409,243	0
1,675.74	414,962	0	1,890.90	467,340	0	1,646.80	389,107	0	6,010.02	1,339,526	0
1,578.48	189,504	0	839.38	104,401	0	489.98	55,935	0	566.95	69,717	0
699.24	219,819	0	761.27	238,754	0	587.59	183,492	0	996.72	311,519	0
698.62	219,749	0	760.95	238,711	0	586.55	183,389	0	993.41	311,128	0
0.62	70	0	0.32	43	0	1.04	103	0	3.31	391	0
691.49	217,509	0	754.68	236,717	0	583.01	182,211	0	989.94	309,644	0
690.94	217,448	0	754.51	236,694	0	581.97	182,108	0	987.64	309,390	0
0.55	61	0	0.17	23	0	1.04	103	0	2.30	254	0
7.75	2,310	0	6.59	2,037	0	4.58	1,281	0	6.78	1,875	0
7.68	2,301	0	6.44	2,017	0	4.58	1,281	0	5.77	1,738	0
0.07	9	0	0.15	20	0	0.00	0	0	1.01	137	0
4.44	860	0	17.79	3,113	0	39.34	6,872	0	69.73	15,157	0
3.46	758	0	14.00	2,615	0	33.88	6,134	0	66.94	14,717	0
0.98	102	0	3.79	498	0	5.46	738	0	2.79	440	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
4.44	860	0	17.79	3,113	0	39.34	6,872	0	69.73	15,157	0
3.46	758	0	14.00	2,615	0	33.88	6,134	0	66.94	14,717	0
0.98	102	0	3.79	498	0	5.46	738	0	2.79	440	0
2,550.54	383,787	0	1,951.22	329,874	0	1,509.85	254,678	0	5,510.52	1,082,567	0
973.66	194,455	0	1,115.95	226,014	0	1,026.37	199,584	0	4,949.67	1,013,681	0
1,576.88	189,332	0	835.27	103,860	0	483.48	55,094	0	560.85	68,886	0

(2) 制限林普通林別森林資源表

湖南計画区

(単位) 面積：ha、材積：立木は1,000m³、立竹は1,000束、成長量：1,000m³

区分	総数	立 木 地																					竹 林	無 木 立 地	更 困 地	新 難 地
		総 数			人 工 林									天 然 林												
					総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			総 数			育 成 複 層 林			天 然 生 林						
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹				
総数	面積	89,094	85,871	60,399	25,472	37,927	37,535	392	36,927	36,685	242	1,000	850	150	47,944	22,864	25,080	419	271	148	47,525	22,593	24,932	772	1,443	1,008
	材積	16,871	16,871	14,055	2,816	9,692	9,671	21	9,565	9,550	15	127	121	6	7,178	4,384	2,795	68	53	14	7,111	4,330	2,781	155	0	0
	成長量	94	94	83	10	77	77	0	73	73	0	4	3	0	17	7	10	0	0	0	17	7	10	0	0	0
制限林	面積	28,883	27,569	20,877	6,691	12,169	12,102	67	11,930	11,884	46	239	218	21	15,399	8,775	6,624	42	29	13	15,357	8,747	6,611	620	607	88
	材積	5,530	5,530	4,793	737	3,084	3,082	2	3,052	3,051	2	32	31	1	2,446	1,711	735	7	6	1	2,439	1,706	733	125	0	0
	成長量	29	29	26	3	23	23	0	22	22	0	1	1	0	6	3	3	0	0	0	6	3	3	0	0	0
普通林	面積	60,211	58,302	39,521	18,781	25,758	25,433	325	24,997	24,801	196	761	632	129	32,545	14,089	18,456	377	242	135	32,168	13,847	18,321	151	837	920
	材積	11,340	11,340	9,262	2,078	6,608	6,589	18	6,513	6,500	13	95	90	5	4,732	2,673	2,060	61	48	13	4,672	2,625	2,047	30	0	0
	成長量	65	65	58	7	54	54	0	51	51	0	3	3	0	11	4	7	0	0	0	11	4	7	0	0	0

注：四捨五入のため、内数の計と総数が一致しないことがある。

(3) 市町別森林資源表

単位：面積 ha、材積 立木は1,000m³ 立竹は1,000束

区 分	総 数	立 木 地																				竹 林	無立木地	更 新 困難地		
		総 数						人 工 林						天 然 林												
		総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			総 数			育 成 複 層 林			天 然 生 林									
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹							
総 数	面積	89,094	85,871	60,399	25,472	37,927	37,535	392	36,927	36,685	242	1,000	850	150	47,944	22,864	25,080	419	271	148	47,525	22,593	24,932	772	1,443	1,008
	材積	16,871	16,871	14,055	2,816	9,692	9,671	21	9,565	9,550	15	127	121	6	7,178	4,384	2,795	68	53	14	7,111	4,330	2,781	155	0	0
大 津 市	面積	22,132	21,041	13,626	7,415	8,941	8,856	85	8,848	8,766	82	93	90	3	12,100	4,769	7,330	21	16	5	12,079	4,753	7,326	158	415	518
	材積	4,430	4,430	3,550	879	2,596	2,589	6	2,578	2,572	6	17	17	0	1,834	961	873	4	3	1	1,830	958	872	32	0	0
近 江 八 幡 市	面積	1,245	1,130	852	278	199	197	2	174	173	1	25	24	1	931	655	276	31	10	21	900	645	254	103	8	4
	材積	174	174	149	25	37	37	0	35	35	0	2	2	0	137	112	25	3	2	2	134	110	23	21	0	0
草 津 市	面積	205	187	168	19	13	12	1	13	12	1	0	0	0	175	156	18	0	0	0	175	156	18	12	5	0
	材積	29	29	28	2	2	2	0	2	2	0	0	0	0	27	25	2	0	0	0	27	25	2	3	0	0
守 山 市	面積	21	7	6	1	2	2	0	2	2	0	0	0	0	4	3	1	0	0	0	4	3	1	15	0	0
	材積	1	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	3	0	0
栗 東 市	面積	1,863	1,769	1,635	134	867	854	13	819	815	3	48	39	10	902	781	121	55	47	8	848	735	113	33	48	14
	材積	377	377	363	13	190	190	1	186	186	0	4	4	0	187	174	13	10	9	1	177	164	12	7	0	0
甲 賀 市	面積	30,410	29,548	24,144	5,404	17,079	16,976	102	16,755	16,692	63	324	284	40	12,470	7,168	5,302	78	50	27	12,392	7,118	5,274	160	377	325
	材積	6,225	6,225	5,625	601	4,302	4,298	4	4,257	4,255	3	44	43	1	1,924	1,327	597	12	9	3	1,911	1,317	594	32	0	0
野 洲 市	面積	1,013	969	863	105	218	174	44	180	165	15	38	9	29	750	689	61	47	34	13	703	656	48	30	11	3
	材積	151	151	141	10	31	28	2	28	27	1	3	1	2	121	113	7	7	6	2	114	108	6	6	0	0
湖 南 市	面積	3,643	3,558	3,230	328	1,628	1,555	73	1,432	1,398	34	196	157	39	1,930	1,674	256	72	61	11	1,858	1,613	245	34	26	25
	材積	753	753	720	33	348	343	4	320	317	2	28	26	2	405	376	29	15	14	1	390	363	28	7	0	0
東 近 江 市	面積	21,110	20,460	9,978	10,482	7,170	7,124	46	6,977	6,948	30	193	176	17	13,289	2,853	10,436	75	20	55	13,214	2,833	10,381	129	420	101
	材積	3,422	3,422	2,315	1,107	1,750	1,747	2	1,729	1,727	2	20	20	0	1,673	568	1,105	9	4	4	1,664	564	1,101	26	0	0
日 野 町	面積	6,099	5,886	4,680	1,206	1,705	1,690	16	1,624	1,620	4	82	70	12	4,181	2,990	1,191	41	32	9	4,140	2,958	1,182	75	125	13
	材積	1,114	1,114	976	137	420	420	1	412	412	0	8	8	0	693	557	137	7	6	1	686	550	136	15	0	0
竜 王 町	面積	1,353	1,317	1,217	100	104	93	11	103	92	11	1	1	0	1,213	1,124	89	1	1	0	1,212	1,124	89	23	9	4
	材積	194	194	187	8	16	16	0	16	16	0	0	0	0	178	171	7	0	0	0	178	171	7	5	0	0

注：令和7年度調査による。
四捨五入のため、内数の和と総数が一致しないことがある。

(4) 所有形態別森林資源表

湖南計画区

単位：面積 ha、材積 立木は1,000m³ 立竹は1,000束

区 分	総 数	立 木 地																竹 林	無 立 木 地	更 新 困 難 地
		総 数			人 工 林			天 然 林												
								総 数			育 成 複 層 林			天 然 生 林						
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹				
総数	面 積	89,094	85,871	60,399	25,472	37,927	37,535	392	47,944	22,864	25,080	419	271	148	47,525	22,593	24,932	772	1,443	1,008
	材 積	16,871	16,871	14,055	2,816	9,692	9,671	21	7,178	4,384	2,795	68	53	14	7,111	4,330	2,781	155	0	0
都道府県有林	面 積	2,649	2,534	2,036	498	1,450	1,397	53	1,085	639	445	57	46	11	1,027	593	434	20	42	52
	材 積	528	528	472	56	358	355	3	170	117	52	11	9	1	159	108	51	4	0	0
市町村有林	面 積	1,618	1,545	1,139	406	642	598	44	903	541	362	13	9	4	890	532	358	12	48	14
	材 積	277	277	236	42	142	140	3	135	96	39	2	2	0	133	94	38	2	0	0
財産区有林	面 積	1,444	1,358	972	386	818	813	5	540	159	381	6	4	3	534	156	378	1	20	64
	材 積	306	306	266	40	233	232	0	73	33	40	1	1	0	72	33	40	0	0	0
私有林	面 積	83,383	80,434	56,251	24,183	35,018	34,727	290	45,416	21,524	23,892	342	211	131	45,074	21,313	23,761	738	1,333	878
	材 積	15,760	15,760	13,082	2,678	8,960	8,945	15	6,800	4,137	2,663	54	42	12	6,747	4,095	2,652	148	0	0

注：四捨五入のため、内数の計と総数が一致しないことがある。

(5) 制限林の種類別面積

湖南計画区

区分	計画区計	大津市	草津市	守山市	栗東市	野洲市	湖南市	
普通林	28,883.47 5,655,062	3,058.24 604,555	143.28 21,775	16.35 3,225	443.24 85,050	131.76 21,916	530.05 114,179	
水源かん養保安林	10,811.22 2,072,660	2,570.47 500,424	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	127.56 32,545	
土砂流出防備保安林	24,038.76 4,290,758	4,918.79 716,706	46.69 7,488	0.00 0	1,086.66 227,364	729.25 110,864	2,538.04 518,969	
土砂崩壊防備保安林	155.35 43,113	13.81 3,359	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
県指定保安林	飛砂防備保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	防風保安林	7.22 1,105	0.00 0	0.00 0	0.00 0	6.01 1,022	0.00 0	
	水害防備保安林	53.50 11,409	30.96 6,357	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	潮害防備保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	干害防備保安林	0.25 32	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.25 32	0.00 0	
	防雪保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	防霧保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	なだれ防止保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	落石防止保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	防火保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	魚つき保安林	17.74 4,405	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	航行目標保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	保健保安林	332.76 47,964	100.66 9,932	6.46 969	0.00 0	17.33 4,120	1.89 250	0.00 0
	風致保安林	425.87 90,097	230.46 48,072	8.35 1,552	4.89 987	18.52 3,814	17.20 3,063	15.30 2,574
	小計	837.34 155,012	362.08 64,361	14.81 2,521	4.89 987	36.10 7,966	25.10 4,335	15.30 2,574
保安施設地区	0.20 63	0.19 60	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
砂防指定地	4,464.16 935,122	1,531.06 381,247	0.00 0	0.00 0	97.53 20,303	78.68 12,621	200.69 40,613	
国立公園	特別保護地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第1種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第2種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第3種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	地種区分未定地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	普通地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
国定公園	特別保護地区	306.87 29,772	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第1種特別地域	1,488.08 201,918	310.23 86,493	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第2種特別地域	2,158.53 313,910	459.41 96,039	0.00 0	0.00 0	4.26 724	0.00 0	
	第3種特別地域	6,384.01 1,146,335	2,829.23 508,493	0.00 0	0.00 0	0.30 29	0.00 0	
	地種区分未定地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	普通地域	75.62 11,068	75.62 11,068	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
県立自然公園	第1種特別地域	14.02 1,689	12.44 1,302	0.00 0	0.00 0	0.00 0	1.58 387	
	第2種特別地域	210.63 27,037	119.52 11,597	0.00 0	0.00 0	32.13 5,273	9.18 1,936	
	第3種特別地域	3,033.06 627,882	1,159.75 272,602	0.00 0	0.00 0	36.97 8,050	2.31 355	
	地種区分未定地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	普通地域	4,425.94 1,162,295	3,479.18 948,275	0.00 0	0.00 0	37.05 7,259	0.00 0	
公園合計	18,096.76 3,521,906	8,445.38 1,935,869	0.00 0	0.00 0	74.32 15,338	38.70 6,352	221.05 48,301	
鳥獣保護区 特別保護地区	7.70 1,335	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
都市計画区 域風致地区	1,650.47 323,325	1,218.81 251,583	0.00 0	0.00 0	120.21 26,171	3.97 601	8.52 1,834	
特別母樹林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
史跡名勝天然記念物	16.06 2,566	5.11 820	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
急傾斜地崩壊 危険区域	132.97 24,760	7.90 2,300	0.00 0	0.00 0	5.36 1,184	5.99 696	1.59 330	
都道府県自然環境保全 地域特別地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
都道府県自然環境保全 地域普通地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
その他	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
合計	89,094.46 17,025,682	22,131.84 4,461,284	204.78 31,784	21.24 4,212	1,863.42 383,376	1,013.45 157,385	3,642.80 759,345	

注：令和7年度調査による。

単位：上段 面積(ha)、下段 材積(m3)

甲賀市	近江八幡市	日野町	竜王町	東近江市
12,534.62	244.85	3,742.35	313.53	7,725.20
2,686,808	39,952	614,913	47,126	1,415,563
3,050.45	0.18	343.08	0.00	4,719.48
698,354	34	85,653	0	755,650
9,718.14	558.83	1,734.85	786.29	1,921.22
1,812,484	82,508	370,762	116,860	326,753
139.51	1.29	0.00	0.00	0.74
39,411	219	0	0	124
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	1.21	0.00	0.00	0.00
0	83	0	0	0
22.54	0.00	0.00	0.00	0.00
5,052	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	17.74	0.00	0.00	0.00
0	4,405	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
15.71	16.40	52.38	30.58	91.35
2,172	1,399	11,420	4,667	13,035
58.85	26.91	8.26	7.94	29.19
14,301	5,275	1,904	1,420	7,135
97.10	62.26	60.64	38.52	120.54
21,525	11,162	13,324	6,087	20,170
0.01	0.00	0.00	0.00	0.00
3	0	0	0	0
2,016.32	2.66	61.86	139.14	336.22
373,846	421	11,994	18,235	75,842
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	306.87
0	0	0	0	29,772
21.63	0.42	0.00	0.00	1,155.80
2,839	80	0	0	112,506
253.77	256.30	0.00	0.00	1,184.79
62,464	41,566	0	0	113,117
876.65	65.60	137.73	0.00	2,474.50
233,412	10,597	28,866	0	364,938
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
49.80	0.00	0.00	0.00	0.00
8,231	0	0	0	0
822.42	1.11	0.00	5.51	886.50
125,919	197	0	867	193,978
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
747.65	0.00	0.00	70.26	0.00
176,963	0	0	9,734	0
2,771.92	323.43	137.73	75.77	6,008.46
609,828	52,440	28,866	10,601	814,311
7.70	0.00	0.00	0.00	0.00
1,335	0	0	0	0
0.00	31.77	0.00	0.00	267.19
0	4,916	0	0	38,220
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
6.82	4.02	0.00	0.00	0.11
1,056	667	0	0	23
67.55	15.21	18.09	0.00	11.28
12,932	2,302	3,186	0	1,830
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
30,410.14	1,244.50	6,098.60	1,353.25	21,110.44
6,257,582	194,621	1,128,698	198,909	3,448,486

(6) 樹種別材積表

単位：材積 1,000m³

林種 \ 樹種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹	合計
総数	4,661	4,940	4,441	14	2,816	16,872
人工林	4,613	4,914	145	0	21	9,693
天然林	48	26	4,296	14	2,795	7,179

注：四捨五入のため、林種の計と樹種の計とは一致しない場合がある。

(7) 特定保安林の指定状況

単位：面積 ha

市町村	特定保安林				要整備森林		備考
	番号	面積			箇所数	面積	
		総数	人工林	天然林			
指定なし							

注1： 特定保安林の番号は、Ⅱの11で定めた番号を記載する。

注2： 要整備森林の箇所数は、当該特定保安林の区域内の要整備森林の小班数を記載する。

注3： 不在村者（他市町村に居住している者および所有森林を管理する出張所等が当該市町村に所在しない会社）の所有に係る要整備森林がある場合は、その面積を市町村ごとに備考へ記載する。

注4： 国有林森林計画にあっては記載を要しない。

(8) 荒廃地等の面積

単位： 面積 ha

区 分		荒廃地	荒廃危険地
総 数		7	4,673
市 町 別 内 訳	大 津 市	1	1,243
	近 江 八 幡 市	1	437
	草 津 市	1	1
	守 山 市	-	-
	栗 東 市	1	150
	甲 賀 市	1	1,432
	野 洲 市	-	106
	湖 南 市	1	182
	東 近 江 市	1	822
	日 野 町	-	256
	竜 王 町	-	44

※ 荒廃地は、令和2年度～令和6年度までの災害報告の合計

※ 荒廃危険地は、山地災害危険地区の合計面積

(9) 森林の被害

単位：面積 ha (火災はa)

種 類	火 災			松 く い 虫			カシノナガキクイムシ			カ モ シ カ			シ カ			ク マ			
	年 度	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
市 町 別 内 訳	大 津 市	-	-	4	42	10	12	0	0	0	-	-	-	1	1	1	1	1	1
	近江八幡市	-	-	-	-	-	14	0	0	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	草 津 市	-	-	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	守 山 市	-	-	-	4	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	栗 東 市	-	-	-	9	7	18	-	-	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	甲 賀 市	0	-	-	1	25	7	0	0	0	-	-	-	13	-	3	-	-	-
	野 洲 市	-	-	-	4	5	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	湖 南 市	-	-	-	2	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	東 近 江 市	-	-	-	0	6	23	0	0	0	-	-	-	1	-	2	-	-	-
	日 野 町	-	-	-	0	5	20	0	0	0	-	-	-	-	-	1	-	-	-
	竜 王 町	-	-	-	0	2	16	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総 数	0	-	-	63	69	123	0	0	0	-	-	-	15	2	7	1	1	1	

注1：令和6年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注2：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

(10) 防火線等の整備状況

該当なし

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位：戸

区分	総数	1～3ha 未満	3～5ha 未満	5～10ha 未満	10～ 20ha 未満	20～ 30ha 未満	30～ 50ha 未満	50ha 以上	
総数	3,605	2,349	534	369	177	65	46	32	
市 町 別 内 訳	大津市	712	407	117	91	55	18	12	12
	近江八幡市	67	45	7	8	2	2	-	3
	草津市	58	37	8	6	1	3	1	2
	守山市	14	7	3	3	-	1	-	-
	栗東市	65	15	10	5	1	-	-	1
	甲賀市	1,500	1,015	206	153	75	23	18	10
	野洲市	35	17	7	3	2	2	4	-
	湖南市	128	93	17	12	1	2	3	-
	東近江市	516	348	73	47	27	11	7	3
	日野町	488	348	82	40	13	3	1	1
	竜王町	22	17	4	1	-	-	-	-

注：2020年農林業センサスによる。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位：件数 件、面積 ha

区 分	総 数		公 有 林		私 有 林		備 考	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積		
総 数	81	9,798	15	1,123	71	8,675		
市 町 別 内 訳	大 津 市	9	867	-	-	9	867	
	近江八幡市	-	-	-	-	-	-	
	草 津 市	-	-	-	-	-	-	
	守 山 市	-	-	-	-	-	-	
	栗 東 市	1	463	-	-	1	463	
	甲 賀 市	28	3,533	5	318	28	3,215	
	野 洲 市	-	-	-	-	-	-	
	湖 南 市	3	211	2	42	3	169	
	東 近 江 市	32	3,755	6	751	22	3,004	
	日 野 町	8	969	2	12	8	957	
竜 王 町	-	-	-	-	-	-		

注1：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しない場合がある。

注2：令和7年3月末現在の認定状況である。

注3：公有林と私有林を含む場合は、それぞれ1件としている。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総数	該当無し				

(4) 森林組合および生産森林組合の現況

単 位：員数 人、金額 千円、面積 ha

市 町 別		組 合 名	組合員数	専従職員数	出資金総額	組合員および 森林組合所有 森 林 面 積	備 考
森 林 組 合	大 津 市	坂 本	15	1	1,032	1,046	
	草 津 市	滋 賀 南 部	1,249	13	70,565	10,926	
	守 山 市						
	栗 東 市						
	野 洲 市						
	甲 賀 市	滋 賀 中 央	6,231	36	137,800	33,768	
	湖 南 市						
	日 野 町						
	東 近 江 市	東 近 江 市 永 源 寺	846	8	20,490	8,279	
びわこ東部		2,206	5	56,001	12,164		
総 数			8,341	58	229,887	54,019	

注1：令和4年度森林組合一斉調査による。

注2：滋賀南部森林組合は、大津市の一部と、草津市、守山市、栗東市、野洲市を区域としており、総数を記載している。

注3：滋賀中央森林組合は、甲賀市、湖南市、日野町を区域としており、総数を記載している。

注4：びわこ東部森林組合は、東近江市(湖南森林計画区)の一部と彦根市、愛荘町、甲良町および多賀町(湖北森林計画区)を区域としており、総数を掲載している。

単 位：員数 人、金額 千円、面積 ha

市 町 別	組 合 名	組合員数	常勤職員数	出資金総額	組合経営 森林面積	備 考	
生 産 森 林 組 合	大津市	向 在 地	48	0	-	8	
		生 津	37	0	3,212	95	
		伊香立学区	399	0	331	17	
		上 在 地	20	0	-	613	
		北 在 地	38	0	1,000	22	
		下 在 地	55	0	11	2	
		南 庄	107	0	3,341	111	
		上 龍 華	30	0	-	12	
		下 龍 華	18	0	475	32	
		龍 華	-	-	-	-	
		途 中	44	0	9	63	
		普 門	81	0	7,958	185	
		真野町中村	-	-	-	-	
		真野佐川	26	0	3,602	8	
		上仰木辻ヶ下	253	0	99,388	75	
		逢坂山	271	0	91,323	127	
		雄琴	112	0	71,680	10	
		大鳥居	-	-	-	-	
		南比良	132	0	61,248	409	
		堂 町	124	0	28,044	488	
		森 町	-	-	-	-	
		羽 栗	49	0	27,089	44	
		千 町	81	0	14,448	253	
		三ヶ山	62	0	41,340	4	
		枝	202	0	19,140	68	
		栗原	56	0	11,600	45	
		外畑築	74	0	31,080	152	
		上豊浦	15	0	46,800	46	
		下豊浦	64	0	2,835	35	
		常楽寺	255	0	9,778	41	
		金勝	64	0	14,431	16	
		蜂屋	515	0	406,397	489	
		岩坂	52	0	27,560	19	
		牛飼	17	0	8,636	15	
	大字三大寺	89	0	77,682	215		
	泉	236	0	17,099	60		
	植・宇田共有	122	0	4,420	16		
	油日・上野共	96	0	47,318	187		
	葛木	313	0	83,258	138		
	磯尾	68	0	6,936	34		
	楯打山	80	0	11,252	82		
	黄瀬	605	0	16,855	19		
	小川	111	0	67,777	600		
	大字牧	109	0	28,760	48		
	大神山	115	0	12,663	113		
	上朝宮	216	0	64,000	335		
	大小篠原	85	0	51,348	204		
	東寺	170	0	34,170	159		
	西寺	54	0	12,240	47		
	三雲	41	0	31,460	76		
	正福寺	41	0	13,944	40		
	夏見松	176	0	43,296	427		
	平松	93	0	52,496	168		
	菩提寺	70	0	35,348	91		
和南	56	0	61,712	110			
押立山	169	0	55,263	135			
小倉	54	0	62,971	76			
平柳	1,087	0	39,132	313			
綿向	88	0	8,272	72			
三峯山南山	109	0	37,848	57			
鎌掛	1,448	3	341,000	1,173			
西明寺	291	0	24,735	256			
	208	0	32,240	183			
	39	0	11,592	71			
総 数	9,740	3	2,419,843	9,009			

注：令和4年度森林組合一斉調査による。 - 83 -

(5) 林業事業体等の現況

単 位：事業体数

区 分		造 林 業	木材市場	木 材 業	製 材 業	そ の 他
市 町 別 内 訳	大 津 市	3	-	14	10	
	近江八幡市	1	-	4	6	
	草 津 市	-	-	2	-	
	守 山 市	-	-	1	2	
	栗 東 市	-	-	3	5	
	甲 賀 市	1	1(1)	12	14	
	野 洲 市	-	1	1	2	
	湖 南 市	-	-	2	2	
	東 近 江 市	2	-	12	10	
	日 野 町	1	-	2	4	
竜 王 町	-	-	3	1		
総 数		8	2(1)	56	56	

注：造林業は、森林組合、森林組合連合会および「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく改善計画の認定を受けた事業体を計上。

木材市場の（ ）は素材市売市場内数

※木材市場、木材業、製材業は、令和6年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

(6) 林業労働力の概況

単位：人

従事日数	男 女 計				
	経営体数	林業に 60日以上従事	人数	林業に 60日以上従事	
総 数	178	36	1,525	92	
市 町 別 内 訳	大 津 市	24	4	430	25
	近江八幡市	2	X	X	X
	草 津 市	1	X	X	X
	守 山 市	-	-	-	-
	栗 東 市	14	2	108	2
	甲 賀 市	81	12	503	17
	野 洲 市	2	X	X	X
	湖 南 市	8	3	267	9
	東 近 江 市	28	9	177	21
	日 野 町	18	6	40	18
	竜 王 町	-	-	-	-

注：2020年農林業センサスによる。

「X」は調査客体が少ないため、情報保護の観点から数値を秘匿したものである。
総数には秘匿した数値を加えていない。

(7) 林業機械化の概況

単位：機械台数

索道・ 集材機	クレーン	フォーク リフト	モノ レール	小型 運材車	動力 枝打機
10	11	14	0	30	13
グラップル	樹木 粉碎機	ハーベスタ	プロセッサ	フォワーダ	スイングヤー ダ
50	1	1	3	26	2

注：令和6年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注：中部森林整備事務所管内の数値は湖南・湖北のどちらに計上している。

(8) 作業路網等整備の概況

区分		延長 (m)	路網密度 (m/ha)	区分		延長 (m)	路網密度 (m/ha)
市 町 別 内 訳	大津市	161,937	7.36	市 町 別 内 訳	野洲市	8,483	8.37
	近江八幡市	—	—		湖南市	49,431	13.56
	草津市	—	—		東近江市	310,970	14.71
	守山市	—	—		日野町	116,806	19.15
	栗東市	46,858	24.96		竜王町	1,550	1.14
	甲賀市	556,277	18.28		総数	1,252,312	14.06

注1：令和6年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注2：四捨五入のため、内訳と総数が合わないことがある。

4 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（1）森林より森林以外への異動

単位：ha

異動区分 市町名		農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅・別荘・ 工場等建物 敷地、付帯地	道路敷	その他	合計
市	大津市	-	-	3.67	-	-	3.67
	草津市	-	-	1.89	-	-	1.89
町	守山市	-	0.77	-	-	-	0.77
	栗東市	-	-	2.63	-	-	2.63
別	野洲市	-	-	0.41	-	-	0.41
	甲賀市	-	-	5.84	-	-	5.84
内	湖南市	-	-	-	-	-	-
	近江八幡市	-	-	-	-	0.09	0.09
訳	東近江市	-	-	0.27	-	5.76	6.03
	日野町	-	-	0.89	-	-	0.89
	竜王町	-	-	-	-	-	-
総数		-	0.77	15.60	-	5.85	22.22

注1：四捨五入のため、市町の計と総数とは一致しない場合がある。

注2：令和6年度に確定したものである。

（2）森林以外より森林への異動

単位：ha

異動区分 市町名		農用地	国有林	その他	合計
市	大津市	-	129.37	-	129.37
	近江八幡市	-	-	-	-
町	草津市	-	-	-	-
	守山市	-	-	-	-
別	栗東市	-	-	-	-
	甲賀市	-	-	0.42	0.42
内	野洲市	-	-	-	-
	湖南市	-	-	-	-
訳	東近江市	-	-	-	-
	日野町	-	-	-	-
	竜王町	-	-	-	-
総数		-	129.37	0.42	129.79

注1：四捨五入のため、市町の計と総数は一致しない場合がある。

5 その他

(1) 持続的伐採可能量

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位：材積 千m³

主伐（皆伐）上限量の目安
213

※ 計算方法

【主伐（皆伐）上限量の目安の計算式（年間）】

$$E = Z_w + (V_w - V_n) / T_a$$

E: 伐採（皆伐）材積の目安

T_a: 更新期間

Z_w: 対象森林の期首時の年間成長量

V_w: 対象森林の期首時の立木材積

V_n: 基準立木材積

(対象森林が伐期齢に達した場合の立木材積の1/2)

【持続的伐採可能量の計算式（年間）】

$$E_a = E \times A$$

E_a: 持続的伐採可能量

A: 再造林率

第2表 持続的伐採可能量（年間）

単位：再造林率 %、材積 千m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	213	58	271
90	192		250
80	170		228
70	149		207
60	128		186
50	107		165
40	85		143
30	64		122
20	43		101
10	21		79

刊行物名 湖南地域森林計画
令和 年 月変更
刊行年月 令和 年 月
発行 滋賀県琵琶湖環境部森林政策課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
TEL 077-528-3913 (直通)
FAX 077-528-4886
電子メールアドレス dj00@pref.shiga.lg.jp

湖北地域森林計画

令和6年 12月樹立

令和 年 月変更

計画期間 自 令和 7年 4月 1日
至 令和 17年 3月 31日

滋 賀 県

(湖北森林計画区)

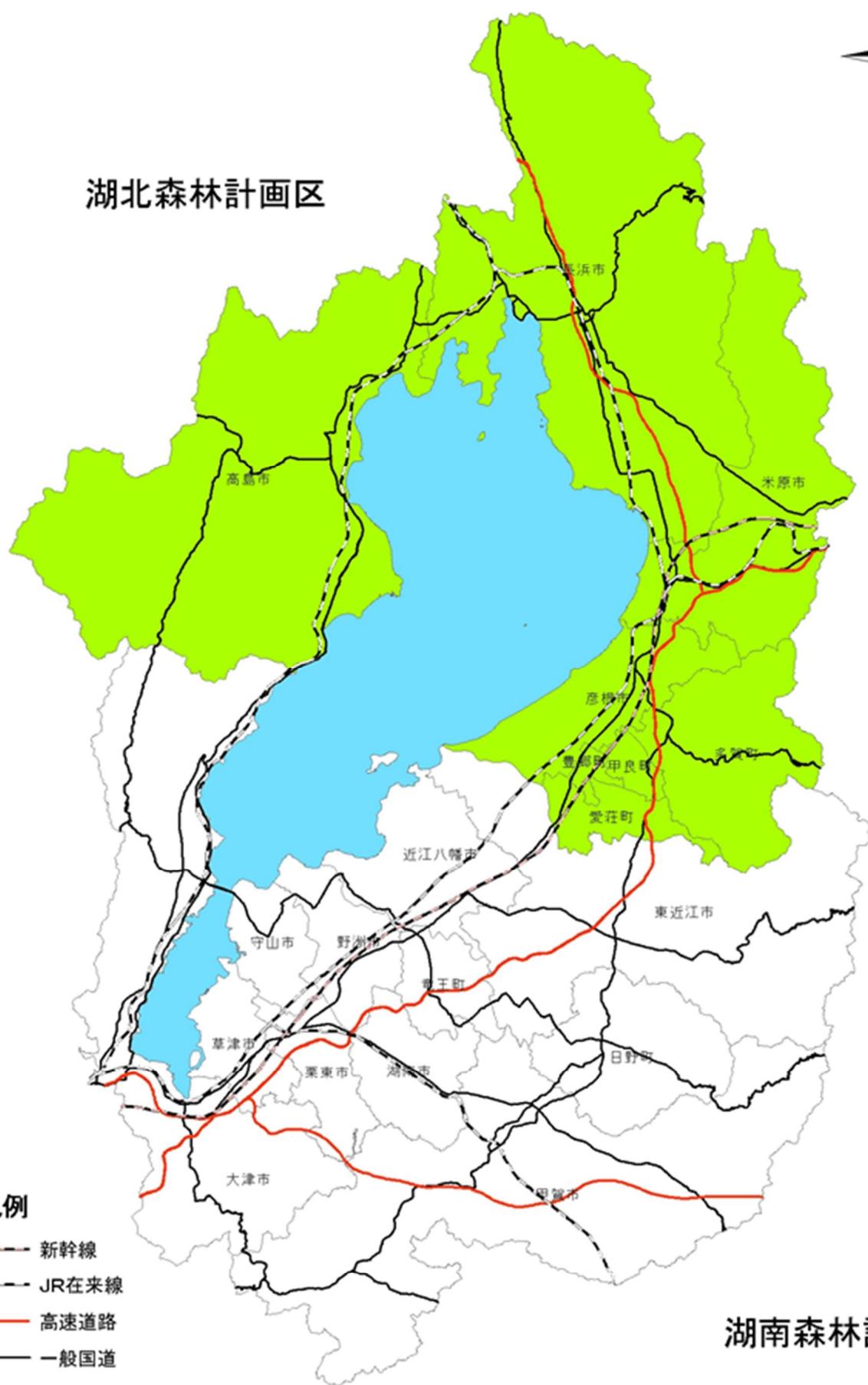
本計画は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定により、一部を変更するものである。

なお、当該地域森林計画は、令和8年4月1日にその効力を生ずるものとする。

地域森林計画区位置図



湖北森林計画区



凡例

- 新幹線
- - - JR在来線
- 高速道路
- 一般国道

湖南森林計画区

目 次

I	計画の大綱	1
1	森林計画区の概況	1
	(1) 滋賀県における森林・林業に関する基本的な考え方	1
	(2) 自然的背景	2
	(3) 社会・経済的背景	4
2	前計画の実行結果の概要およびその評価	6
	(1) 前計画の実行結果	6
	(2) 評価	6
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	7
II	計画事項	9
第1	計画の対象とする森林の区域	9
第2	森林の整備および保全に関する基本的な事項	10
1	森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項	10
	(1) 森林の整備および保全の目標	10
	(2) 森林の整備および保全の基本方針	11
	(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	13
2	その他必要な事項	13
第3	森林の整備に関する事項	14
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	14
	(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	14
	(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	15
	(3) その他必要な事項	15
2	造林に関する事項	16
	(1) 人工造林に関する指針	16
	(2) 天然更新に関する指針	17
	(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	19
	(4) その他必要な事項	19
3	間伐および保育に関する基本的事項	20
	(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針	20
	(2) 保育の標準的な方法に関する指針	20
	(3) その他必要な事項	21
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	22
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針	22
	(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針	25
	(3) その他必要な事項	25
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	26
	(1) 林道（林業専用道を含む）等の開設および改良に関する基本的な考え方	26
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方	28
	(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	29
	(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	29
	(5) 林産物の搬出方法等	29

(6) その他必要な事項	29
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の 合理化に関する事項	30
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針	30
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	31
(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針	31
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	31
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	31
(6) その他必要な事項	31
第4 森林の保全に関する事項	33
1 森林の土地の保全に関する事項	33
(1) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	33
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林およびその搬出方法	33
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	34
(4) その他必要な事項	34
2 保安施設に関する事項	35
(1) 保安林の整備に関する方針	35
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	35
(3) 治山事業の実施に関する方針	35
(4) 特定保安林の整備に関する事項	35
(5) その他必要な事項	35
3 鳥獣害の防止に関する事項	36
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	36
(2) その他必要な事項	36
4 森林病虫害の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項	37
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	37
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	37
(3) 林野火災の予防の方針	37
(4) その他必要な事項	37
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	38
(1) 保健機能森林の区域の基準	38
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	38
第6 計画量等	40
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	40
2 間伐面積	40
3 人工造林および天然更新別の造林面積	40
4 林道の開設又は拡張に関する計画	41
5 保安林整備および治山事業に関する計画	48
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	48
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等	50
(3) 実施すべき治山事業の数量	51
6 要整備森林の所在および面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法および時期	57
第7 その他必要な事項	58
1 保安林その他制限林の施業方法	58
2 その他必要な事項	58

別表 1	標準的な植栽本数	-----	59
別表 2	間伐の標準的な方法	-----	59
別表 3	間伐の低コスト施業の標準的な方法の一例	-----	60
別表 4	伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準	-----	61
(附) 参考資料			
1	森林計画区の概況	-----	64
	(1) 市町別土地面積および森林面積	-----	64
	(2) 地況	-----	65
	(3) 土地利用の現況	-----	66
	(4) 産業別生産額	-----	67
	(5) 産業別就業者数	-----	68
2	森林の現況	-----	69
	(1) 齢級別森林資源表	-----	69
	(2) 制限林普通林別森林資源表	-----	75
	(3) 市町別森林資源表	-----	76
	(4) 所有形態別森林資源表	-----	77
	(5) 制限林の種類別面積	-----	79
	(6) 樹種別材積表	-----	81
	(7) 特定保安林の指定状況	-----	82
	(8) 荒廃地等の面積	-----	83
	(9) 森林の被害	-----	84
	(10) 防火線等の整備状況	-----	84
3	林業の動向	-----	85
	(1) 保有山林規模別林家数	-----	85
	(2) 森林経営計画の認定状況	-----	86
	(3) 経営管理権及び経営管理実施の認定状況	-----	86
	(4) 森林組合および生産森林組合の現況	-----	87
	(5) 林業事業者等の現況	-----	89
	(6) 林業労働力の概況	-----	90
	(7) 林業機械化の概況	-----	91
	(8) 作業路網等整備の概況	-----	91
4	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	-----	92
	(1) 森林より森林以外への異動	-----	92
	(2) 森林以外より森林への異動	-----	92
5	その他	-----	93
	(1) 持続的主伐可能量	-----	93

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 滋賀県における森林・林業に関する基本的な考え方

滋賀県の森林は県土のおよそ2分の1を占め、水源の涵養^{かん}や県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材生産など様々な機能があり、琵琶湖の水源をはぐくんでおり、県民のみならず下流府県の住民の生活にも大きな役割を果たしている。

かつては、山村で林業が営まれることで森林所有者や地域住民によって森林が管理されてきたが、林業生産活動の低迷が長く続いたため、林業従事者の減少、高齢化に加え、森林所有者の不在村化や世代交代が進んだことにより、森林境界の不明確化や、適切に管理されていない森林の増加が見られるとともに、野生鳥獣による森林被害も増加している。このままでは、水源涵養^{かん}はもとより、県土の保全など森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されず、県民の暮らしに深刻な影響をもたらすことが懸念される。

その一方で、戦後積極的に造成された人工林を主体に蓄積は充分確保されており、木材資源としての県産材の利用と新たな需要を創出するための取組の重要性が高まりを見せている。また、様々な生物の生息地・生育地としての生物多様性の保全、里山林をはじめとした身近な森林を生活のふれあいの場、環境教育の場等とする森林空間の総合的な利用、二酸化炭素の固定に代表される地球温暖化の防止に果たす役割など森林の持つ多面的機能の発揮への期待が以前にも増して高まっている。

このような期待に応えるため、滋賀県では、令和2年度に琵琶湖森林づくり条例を改正し、令和3年度に琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）を策定し、「多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり」「多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり」「森林資源の循環利用による林業の成長産業化」「豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり」を基本方針として琵琶湖森林づくり県民税を活用し取り組んでいる令和5年度には県産材の利用を促進することにより、私たちの暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐため滋賀県県産材の利用の促進に関する条例が施行された。令和6年度には県内6つの森林組合が合併し、スケールメリットを生かした森林整備および木材生産の加速化が期待される。

また、平成31年4月に森林経営管理法が施行され、市町が主体となって適切な森林の経営管理を図る責務が規定されている。このため、滋賀県では、市町が実施する森林境界明確化支援のため航空レーザ解析や法務局公図を地図上に配置する合成公図の作成など基礎データの整備・提供を行うとともに林業従事者の技術の向上や新規就業のための技術的な支援、市町職員の森林・林業施策推進の支援を行うことを目的に「滋賀もりづくりアカデミー」を開講し森林づくりを支える人材育成を進めている。

(2) 自然的背景

ア 位置および地区



本計画区は、県北部に位置し、彦根市、長浜市、高島市、米原市および愛知郡（愛荘町）、犬上郡（豊郷町、甲良町、多賀町）の4市2郡の8市町で構成され、区域面積は201,650ha、森林率は52%である。

地形は、県境の急峻な山岳地帯と琵琶湖沿いの平野部から構成されている。

本計画区は、鈴鹿山系を源とする宇曾川・犬上川地域、伊吹山系を源とする姉川地域、同じく伊吹山系を源とする高時川地域および野坂山系を源とする大浦川地域、湖西方面の石田川地域、安曇川地域の4つの地域に区分される。

イ 地質・土壌

宇曾川・犬上川地域の地質は大半が石灰岩地帯で、一部古生層が分布している。

姉川地域の地質は大部分が古生層で、姉川上流の一部に花崗岩地帯、伊吹山周辺に石灰岩地帯が分布している。

高時川・大浦川地域の地質は古生層が主体で、花崗岩地帯が大浦川流域の一部に見られる。平野部には洪積層、沖積層が分布している。

安曇川地域・石田川地域の地質は大部分が古生層で比良山地の一部が花崗岩地帯、下流の一部は洪積層が分布している。

土壌は区域全体では褐色森林土が広がっているが、伊吹山周辺には黒ボク土、赤黄色土が分布している。

年間降水量



ウ 気候

湖北森林計画区は年間を通じて降水量が多く、冬季積雪が多い。

特に高時川・大浦川地域は県下でも有数の豪雪地帯となっているが、近年、積雪量は減少してきている。

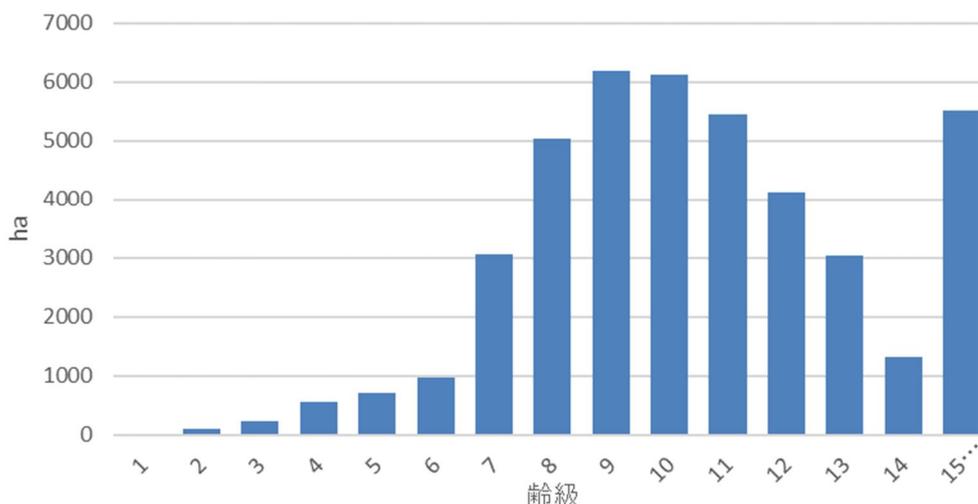
また、近年は大型台風の襲来や線状降雨帯による記録的大雨など気象災害の影響が懸念される。

エ 植生

全体的にスギ・ヒノキの植林地が広がるが、天然林では標高の高い山地でブナミズナラ群落分布している。また、伊吹山の山頂付近には草原が広がり貴重な高山植物が生息していることから、平成15年(2003年)に伊吹山山頂草原植物群落が国の天然記念物に指定されている。

人工林については、人工林率は湖北森林計画区全体では45%と県全体(44%)とほぼ同じであるが、宇曾川、犬上川地域では54%と県全体を大きく上回っている。齢級構成は8齢級から12齢級の人工林が人工林全体の63%を占めていることから、森林資源の活用を図る取組が積極的に行われている。人工林の樹種はスギが73%を占めている。

人工林の齢級構成

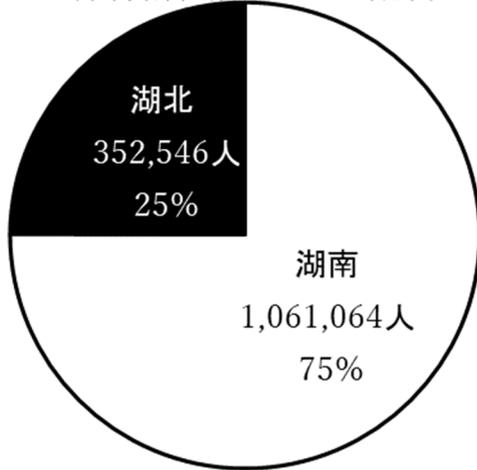


(3) 社会・経済的背景

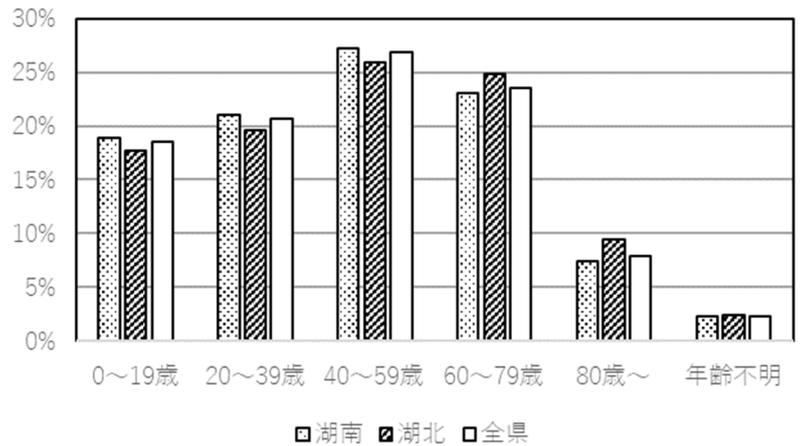
ア 人口

本計画区の人口は、滋賀県全体の人口の25%を占めている。年代別の人口構成は、県全体の傾向とほぼ同じ傾向にあるが、60歳以上の割合が若干高くなっている。

森林計画区の人口割合



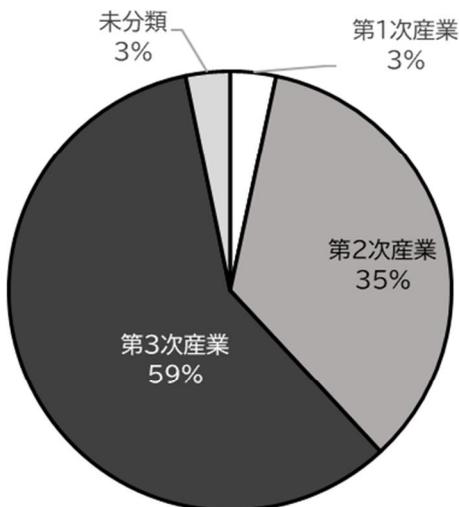
年代別人口構成



イ 産業

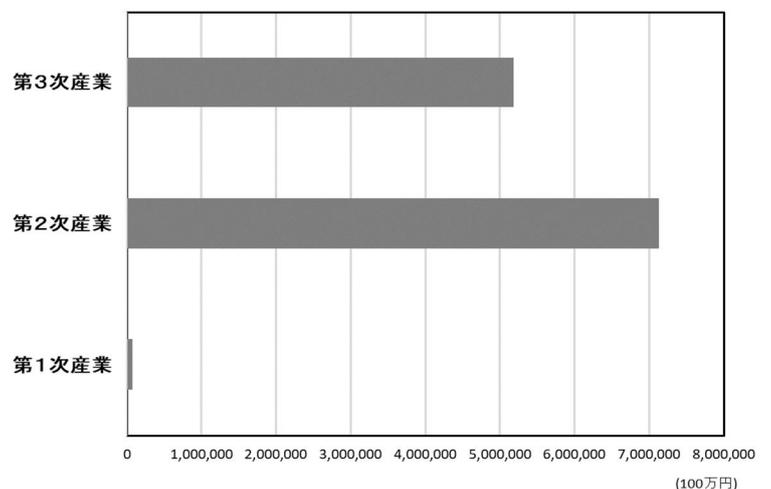
滋賀県の産業は、第2次産業、第3次産業が盛んで、県内の生産額に占める割合は第2次産業が58%、第3次産業が41%に上る。湖北森林計画区においてもその傾向が強く、産業別就業者の割合は第2次産業、第3次産業を合わせると94%を占める。

湖北計画区産業別就業者割合



令和2年国勢調査より

産業別県内生産額

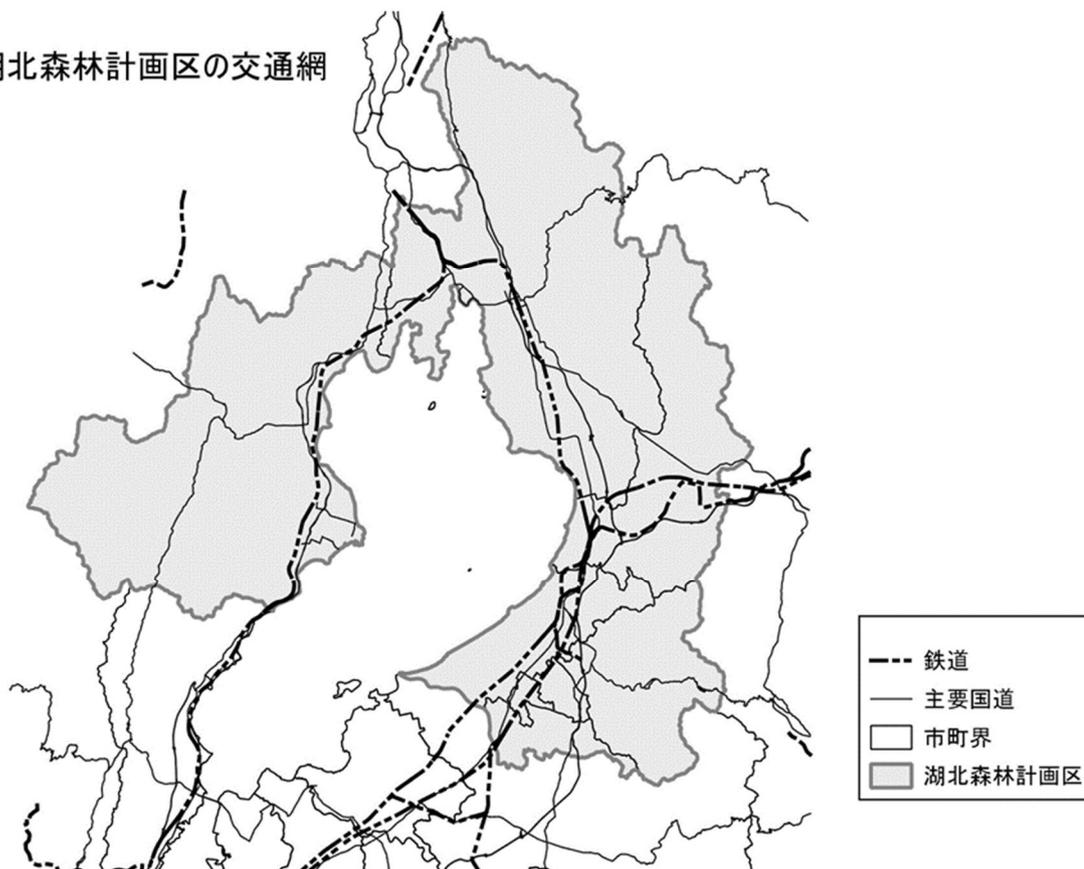


平成27年滋賀県産業関連表より

ウ 交通

滋賀県は、古くから交通の要所で交通網が発達している。湖北森林計画区においても、鉄道、道路ともに整備がされており、JR 琵琶湖線、北陸本線、湖西線を中心とする鉄道網、名神高速道路、北陸自動車道、国道 8 号をはじめとして道路網が整備され、中京方面、北陸方面、京阪神方面等大都市圏へのアクセスは比較的良好である。

湖北森林計画区の交通網



2 前計画の実行結果の概要およびその評価

(1) 前計画の実行結果

前計画の前半5年分（令和2～令和6年度）に対応する計画量および実行量（ただし、令和6年度は見込み量）を以下の表に記載した。

		計画量	実行量	実行率(%)	
伐採材積	主伐	針葉樹(m3)	278,000	54,918	20%
		広葉樹(m3)	55,000	7,612	14%
	間伐	針葉樹(m3)	382,000	183,906	48%
		広葉樹(m3)	-	-	-
間伐面積(ha)		7,932	2,888	36%	
造林面積	人工造林(ha)	1,274	74	6%	
	天然更新(ha)	250	77	31%	
林道	開設(km)	12.3	2.0	16%	
	改良(km)	44.6	2.0	5%	
	舗装(km)	28.4	1.4	5%	
保安林指定	^{かん} 水源の涵養(ha)	1,629	389	24%	
	災害の防備(ha)	97	128	132%	
	保健・風致の保存等(ha)	500	50	10%	
治山事業(箇所)		169	45	27%	

(2) 評価

伐採材積では、主伐の実行量が計画量より下回った。間伐面積も計画量より下回っているが、利用間伐が標準となったことと間伐齢級が高くなったことから、単位当たりの間伐材積が増えている。

造林面積では、材価低迷やシカ被害に対する懸念等により造林意欲が低下していることから、人工造林の実行量は計画量を下回っている。

林道では、公共事業が縮減されていることから実行率は低くなっているが、優先度が高い路線について取り組んでいる。

保安林指定では、水源^{かん}涵養のための保安林および保険・風致の保全等の保安林については目標を下回ったが、災害の防備のための保安林については多発している災害に対応すべく指定を推進した結果、計画量を上回っている。

治山事業については、計画を達成することができなかった。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

計画の樹立に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させることを基本とし、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するため、湖北森林計画区^{かん}の地域特性を考慮しつつ、琵琶湖の豊かな水資源を育む森林の水源涵養機能をはじめ山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮させるために、適切な施業の実施、林道等の路網整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策等の森林保護の取組を推進する。

また、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割、並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される異常豪雨の増加とそれに伴う流木等の被害への対応も喫緊の課題とされる。このため、森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林資源の整備の推進を図ることが必要であり、次の事項を計画の基本的な考え方とした。

ア 森林の有する多面的機能の発揮のための森林施業の実施

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、森林の有する各機能に応じた望ましい森林の姿や、各機能を高度に発揮する適正な森林へ誘導するための森林整備および保全の基本方針を示して適正な森林の整備と保全を推進することとするが、森林施業の実施に当たっては、重視すべき機能のみならず他の機能の発揮に対し、十分配慮するものとする。

イ 持続可能な森林・林業経営の推進

木材資源の効率的な循環・利用を重視した適切な保育・間伐の実施、公益的機能の発揮に対する要請および多様な木材需要に対応するための育成複層林施業や長伐期施業の実施、広葉樹林の育成など天然生林の適確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林施業の計画的かつ積極的な推進に努める。また、利用期を迎えた森林資源を有効活用し、二酸化炭素を長期固定する観点から、間伐材の搬出・利活用に努め、安定供給を目的とする県産材流通システムを確立し、公共施設の木造化・木質化、木製品等の導入の促進を始めとして、びわ湖材を中心とする県産材の利用拡大の取組を行う。

ウ 林道等路網の整備拡充

健全な森林の維持管理や持続可能な森林・林業経営、森林空間の総合的利用の推進、山村地域の産業振興および生活環境の整備等を図るうえで、林道や林業専用道の果たす役割は重要であり、また、森林作業道は林道等と一体となって森林施業の合理化や生産コストの低減を図るうえで極めて重要であることから、一層の路網整備を推進することとし、地域の状況や傾斜等に応じた路網形態や作業システムを導入する。

エ 森林施業の合理化の推進

合理的な森林施業を推進するため、地域の特性に応じた森林施業の共同化や集約化、林業に従事する者の養成および確保、高性能林業機械の導入など林業機械化の促進、林産物等の流通・加工体制の整備等、林業の生産・流通・加工段階における諸条件の整備を計画的かつ総合的に推進する。

オ 保安林整備と治山事業

近年の異常豪雨の増加による森林災害の多発に対応できるよう、より公益的機能の高い森林として適切な整備を進めるため、保安林のきめ細かな配備と適正な管理により、その機能を維持し増進を図るとともに、総合的な治山事業の効率的な実施を推進する。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町別面積

単位：面積 ha

区 分		面 積	備 考
総 数		94,889	<p>1 地域森林計画の対象とする森林区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林である。</p> <p>2 地域森林計画の対象とする森林は、森林法第10条の2第1項に基づく「林地開発許可制度」、森林法第10条の7の2第1項に基づく「森林の土地所有者となった旨の届出制度」、森林法第10条の8第1項に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出制度」の対象となる。</p> <p>3 森林計画図の縦覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、中部森林整備事務所、湖北森林整備事務所、西部・南部森林整備事務所高島支所とする。</p>
市	彦 根 市	2,528	
	長 浜 市	34,004	
町	高 島 市	32,258	
	米 原 市	13,833	
別	愛 荘 町	922	
	豊 郷 町	-	
内	甲 良 町	154	
	多 賀 町	11,191	
記			

注：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備および保全の目標

当森林計画区域の森林の整備および保全に当たっては、森林資源の構成や自然条件および社会的要請等を総合的に勘案し、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の重複に配慮しながら適正な森林施業の実施や林地の保全により、望ましい森林への誘導と健全な森林の維持造成を図ることとし、適切な森林施業の実施、林道などの路網整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生動物被害対策など森林の保護に関する取組を推進する。

森林の有する多面的機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能および木材等生産機能に分類できる。これら各機能の発揮を期待する区域について、地域の関係者の合意に基づきつつ、市町村森林整備計画において具体的な区域の設定を行うこととする。区域の設定にあたっては複数の機能の発揮を期待する森林とすることや、各市町の状況に応じた区域設定も可能とする。

また、主伐・再造林にあたっては、花粉発生源対策を加速する。

各機能と、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

② 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林など。

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材等林産物として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林の整備および保全の基本方針

森林の整備および保全に当たっては、琵琶湖総合保全の視点から水源涵養機能を重視しつつ、それ以外の多面的機能についても総合的かつ高度に発揮することができるよう、適正な森林施業の実施や林地の保全を図ることとし、具体的な基本方針は次のとおりとする。

森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備および保全の基本方針
水源涵養機能	<p>本計画区域の森林の多くは、琵琶湖の集水域に位置していることから、市街地周辺などに所在する一部の森林を除いて、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小および分散を図る。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林および森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている湖岸林等の保全を推進する。</p>

<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適し、効率的な施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することおよび植栽にあたっては花粉の少ない苗木を優先的に植栽することを基本とする。</p>

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位：面積 ha
蓄積 m³/ha

区 分		現 況	計画期末
面積	育成単層林	41,464	40,431
	育成複層林	1,377	1,505
	天然生林	48,792	48,670
森林蓄積		221	232

育成単層林： 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

育成複層林： 森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

天然生林： 主として天然力を活用することにより成立維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。

2 その他必要な事項

該当なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の策定にあたっては、国の示す「主伐時における伐採・搬出指針」に則し、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P10）、第6の1「間伐立木材積その他の伐採立木材積」（P40）を踏まえ、第3の5（5）林産物の搬出方法（P29）および第4の1（2）「森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法（P34）」と整合し、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、野生生物の生育環境、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向、森林の生物多様性の保全、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等の加速化等を勘案して計画事項を定めるものとする。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを目的として、対象森林に関する自然条件および社会的条件、地域等における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案し、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を定めることとする。

主伐とは、更新（伐採跡地が再度立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐を実施するに当たっては、自然条件や森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地と伐採跡地の間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するなど、伐採箇所の分散に配慮するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、第3の2「造林に関する事項」（P16）を勘案して伐採を行うこととし、特に天然更新により更新を行う場合は、母樹の保存、ぼう芽状況、稚樹の生育状況、種子の結実等に配慮するものとする。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐など適確な更新に配慮した施業を実施するものとする。

さらに、林地の保全、なだれおよび落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、または溪流周辺および尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合は、所要の保護樹帯を設置することとする。

ア 皆伐を実施する場合

皆伐とは、主伐のうち択伐以外の方法であり、皆伐を実施するに当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件および森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模に配慮し、モザイク状の伐採区域配置を行うなど適確な更新を図ることとする。

イ 択伐を実施する場合

択伐とは、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であ

って、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等となるように実施するものとする。

択伐の実施に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることができる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）で実施するものとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標や制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町内に生育する主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢および森林の構成を勘案して市町村森林整備計画において定めるものとし、施業体系等が著しく異なる地域がある場合は、当該地域ごとに定めることとする。

ただし、標準伐期齢は当該林齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

単位：年生

地 区	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
湖北森林計画区	40	45	40	50	15	20

(3) その他必要な事項

育成単層林における主伐の時期は、樹種毎の生産目標に対応する径級に達する時期を目安として下記のとおり参考として示す。

樹 種	標準的な施業体系			主伐時期の目安
	生産目標	仕立方法	期待径級	
スギ および ヒノキ	一般建築材	中仕立	26cm	60年
	造作材	中仕立	32cm	80年

2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P10)、第6の3「人工造林および天然更新別の造林面積」(P40)を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して計画事項を定めるものとする。また、更新にあたっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽、針広混交林への誘導等に取り組むこととする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種の選定にあたっては、スギ・ヒノキ・アカマツ等の針葉樹や、ケヤキ・コナラ等の有用広葉樹を主体とするが、その他の広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種を対象として、自然条件、地域における造林種苗の需給状況動向および木材の需給状況等を勘案し、適地適木を旨として人工造林の対象樹種を定めるものとする。また、苗木の選定にあたっては少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の増加に努めるものとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(a) 人工造林の標準的な植栽本数

森林の適確な更新を図ることを旨として、人工造林は植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林、木材生産機能を重視する森林において実施することとし、別表1「標準的な植栽本数」(P58)に示す本数を標準とし、自然条件、既往の造林方法等を勘案して定めるとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。その他、造林に要する経費の縮減につなげるために、例えば2,000本/haなど低密度での植栽についても考慮する。

また、育成複層林化や針広混交林化を図る場合の、上層木を伐採した後の樹下植栽の本数については、別表1「標準的な植栽本数」(P58)に示す「疎仕立て」に相当する本数に対して、下層木以外の立木の伐採率を乗じた本数以上を植栽することを標準とし、自然条件や既往の造林方法等を勘案して定めることとする。

(b) 人工造林の標準的な方法

(育成単層林)

① 地拵えの方法

伐採木および枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置きとするなどの点に注意するものとする。

②植付け方法

気候その他の自然条件および既往の植付け方法を勘案して定めるとともに適期に植付けるものとする。

(育成複層林)

育成複層林においては、下層木の生育に必要な相対照度を確保するために除伐、間伐または択伐による主伐等を実施し、下層木の更新は原則として樹下植栽によるものとするが、隣接地に広葉樹等が残存している林地においては、天然下種更新についても考慮する。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

(a) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

伐採跡地における人工造林は、森林の有する公益的機能の維持および早期回復並びに森林資源の造成を旨とし、以下に示すような天然更新を期待できない森林等においては人工植栽による更新を行うものとし、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在を市町村森林整備計画において示すこととする。

①種子を供給する母樹が存在しない森林

②天然稚樹の育成が期待できない森林

③面積の大きな人工林であって、林床に木本類等がみられないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林状況等から、伐採後も高木性木本類の進入が期待できない森林。

④ニホンジカ等による重大な食害が危惧される森林。

(b) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林において皆伐による主伐を行った場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を行うものとし、択伐による主伐を行った場合は5年以内に人工造林を行うものとする。

市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林において人工造林を行う場合は、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準に準ずるものとし、天然更新による場合は(2)「天然更新に関する指針」に基づくこととする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新は、前生樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林により更新樹種を育成し、再び立木地とすることをいう。

「更新樹種」とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹およびぼう芽のうち将来の森林の林冠を構成する樹種をいう。

「天然更新」とは、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用して行う更新であり、必要に応じて天然更新補助作業が行われる。

「天然更新補助作業」とは、更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境等を確保するための作業であり、地表処理、刈出し等の作業のほか、天然更新の不十分な箇

所に行う補助的な植え込み等を含む造林の作業種である。

「更新の完了」とは、伐採跡地において更新樹種が十分に発生・生長し、目標とする森林（高木性のものに限る。）が成立すると見込まれる状態とする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、将来その林分において高木となりうる樹種、または先駆的な中木となる樹種であり、植生遷移によって将来は高木となることが期待できる樹種とし、自然条件、周辺環境等を勘案して適地適木を旨として定めることとし、一例として、針葉樹ではスギ、ヒノキ、マツ、イチョウ、イチイ、カヤ、イヌマキ、モミ等、広葉樹ではブナ、トチノキ、ミズナラ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、サクラ、カエデ類等がある。また、アカメガシワ、キリ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ソヨゴ、シキミ、アセビ、クサギ等も含む。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新を行うに際しては、森林の確実な更新を図ることを旨として以下に示す作業を標準として実施するものとする。

(a) 天然下種更新による場合

森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。

地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

(b) ぼう芽更新による場合

ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うこととする。

(c) 天然更新補助作業の標準的な方法

比較的短伐期で繰り返し伐採が行われ、ぼう芽更新により維持される森林については、必要により芽かき等の更新補助作業を行うものとする。天然生稚樹の生育状況等からみて、天然下種更新が確実な森林については、かき起こし、刈り払い等の更新補助作業を行うものとする。

更新の完了の確認については、天然更新による伐採後5年目の期待成立本数を、伐採跡地の気象その他自然条件、既存の造林技術、試験研究機関の調査結果等を勘案し、概ね7,000本/haを標準とすることとし、天然更新をすべき期間における更新樹種の成立本数が期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上の場合をもって判定することとする。

なお判定にあたっては、更新樹種の生長等を阻害する競争植物に対する余裕高を考慮するものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持増進および早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内の期間に、天然更新が完了していることとする。（ただし補助造林事業により必要な場合は2年以内とする。）

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存在しない森林、天然稚樹の育成が期待できない森林、面積の大きな人工林など、天然更新が期待できない森林については、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害および鳥獣害の発生状況、当該森林および近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、森林の早期回復に対する社会的要請などを勘案して、適確な更新を確保すること。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は市町村森林整備計画において定めることとする。

(4) その他必要な事項

該当なし

3 間伐および保育に関する基本的事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P10）、第6の1「間伐立木材積その他伐採材立木材積」および第6の2「間伐面積」（P40）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、制限林の状況、既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案して計画事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針

間伐とは、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じつつある森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採方法であって、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化および利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐方法を勘案して、間伐の回数、実施時期、間伐率等について、別表2「間伐の標準的な方法」（P58）に示す方法を標準として定めることとする。

なお、高齢級の森林における間伐は、立木の生長力が低下することに留意し実施時期等を定めることとする。

また、地域における自然条件や制限林等の状況を考慮しながら、低コスト施業の推進を図るために間伐率（本数率）30%以上の強度間伐や列状間伐にも取り組むものとし、一例を別表3「間伐の低コスト施業の一例」（P59）に示す。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進および林分の健全化を図ることを旨とし、下記に示す内容を基礎として、地域の特性や既往の施業体系を勘案して定めるものとする。

なお、保育作業に当たっては、ニホンジカによる被害に配慮する観点から、過度の刈払いや目的樹種の生長を阻害しない樹木の伐採は極力避けるものとする。

①下刈

下刈については、目的樹種の生長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るためにおこなうものとし、造林木が雑草類に被圧され、正常な生長が阻害されないように、樹高が雑草類の高さを抜き出る林齢まで実施することとする。実施においては作業の省力化・効率化に留意し状況に応じた下刈り回数の削減や実施期間の短縮に努める。

②木起し

雪圧等により倒伏した造林木は経済的な価値が損なわれ、場合によっては枯損する危険性があるため、積雪状況、傾斜等を勘案して実施するものとする。また、被災後早期に実施するものとする。

③つる切り

つるの巻付きや被覆によって造林木の形状が損なわれたり枯損したりしないように、つるの繁茂状況等を勘案し、なるべく早期に実施するものとする。

④除伐

除伐については、下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な生長を図るために行うものとし、下刈り終了後に雑木類との競合を避けるため、造林樹種や植栽本数、除伐対象木の生長状況に応じて、数年おきに実施するものとする。また、目的外樹

種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成することとする。

⑤枝打ち

良質材の生産（無節、均一な年輪幅等）、採光による林床植生の確保や病害虫の予防のため、生産目標や造林樹種、植栽本数、造林木の生長等に応じて数回実施するものとする。

(3) その他必要な事項

育成単層林または天然生林において既に更新樹が生育している場合、複数の樹冠層を構成する育成複層林へ誘導し維持させるために、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

森林の有する公益的機能の別に応じて、当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域として、市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林は、第2の1(1)「森林の整備および保全の目標」(P10)に示す森林の有する機能のうち、水源^{かん}涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能および生物多様性保全機能の各機能の維持増進を図るための森林施業を、積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる区域について、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分、森林に関する社会的要請、森林所有者の受忍範囲等を勘案し、第2の1(2)「森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針」(P11)に基づき、水源^{かん}の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、土地に関する災害の防止および土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の各区域について、次のとおり定めることとする。

なお、各区域については重複を可能とするが、それぞれの機能発揮に支障が生じないようにするものとする。

(a) 水源^{かん}の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

本計画の森林の多くは琵琶湖の集水域に存することを踏まえ、水源^{かん}養保安林、干害防備保安林、森林機能の評価区分において水源^{かん}涵養機能の評価が中程度以上の森林等について、水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

(b) 土地に関する災害の防止および土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

傾斜が急、傾斜の著しい変化点がある、山腹の凹曲部など水の集中流下する部分があるなどの地形的特徴のある森林、基岩風化や片理等の著しい進行、破碎帯又は断層線上、流れ盤であるなどの地質的特徴のある森林、土層内に異常の滞水層がある森林、石れき地からなる森林、表土が薄く乾性な土壤をもつ森林、下流域に保全対象が存在している森林、土砂の流出や土砂の崩壊の防備のための森林、人家や道路等の保全対象に隣接する森林や、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、水害防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、山地災害危険地区、砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、森林機能の評価区分において山地災害防止機能の評価が高い森林等について、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

(c) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林
都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地や道路等と一体となり優れた景観美を構成している森林、気象緩和や騒音防止等の機能を発揮している森林や、防風保安林、森林機能の評価区分において生活環境保全機能の評価が高い森林等について、生活環境の保全および形成のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

(d) 保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林
湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となり優れた自然美を構成している森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見できる森林、ハイキング・キャンプ等の保健・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な動植物の保護のために必要な森林や、保健保安林、風致保安林、国定公園や自然公園の特別地域、風致地区、鳥獣保護区特別地区、史跡・名勝・天然記念物の周辺森林、森林機能の評価区分において保健文化機能の評価が高い森林等について、自然環境の保全および形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林として定めるものとする。
また、保健・文化・レクリエーション機能の維持増進を図る森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定める。

イ 施業の方法に関する指針

市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2の1(2)に示す「森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針」(P11)、別表4「伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準」(P60)に基づき、次のとおり公益的機能別施業森林ごとに計画事項を定めるものとする。

(a) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

伐期の延長を推進すべき森林とし、伐期の間隔を拡大する(標準伐期齢+10年以上)とともに、主伐を皆伐により実施する場合は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐採面積の規模縮小や分散を行い、更新未完了の面積が連続して20haを超えないよう実施することとするが、市町村森林整備計画において地形・地質等を勘案して10haを下限として伐区を縮小することができるものとする。

また、当該森林において、複層林施業を経営方針としている区域については、必要に応じ市町村森林整備計画においてその経営方針に対応した施業を行う旨を規定できるものとする。

現況が単層林のものについては、下層植生の維持を図りつつ適正な森林の立木蓄積を維持し、根系の発達を確保するとともに、自然条件に応じて複層林施業や広葉樹の導入による針広混交林施業を推進する。複層林施業について、主伐は伐採木の周辺木の配置状況を考慮して行うものとする。

主伐後の伐採跡地については、早期更新を基本とし、本計画において定める

標準的な本数を基準として、主伐に係る伐採材積の比率に応じて植栽するものとする。

造林樹種については、本計画において人工造林すべき樹種を主体として定めるものとする。なお、複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、林内相対照度が低下し下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため適時に間伐を実施することが必要であるが、この場合上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積が常に維持されるようにするものとする。

さらに、間伐や択伐の実施により高齢級に移行させつつ確実な更新を図ることとする。

現況が天然生林のものについては、市町村森林整備計画においてぼう芽更新可能とされた区域又は、伐採後の造林を人工植栽により行う場合に限り皆伐による主伐を可能とし、それ以外の区域での主伐を行う場合は、伐採率（材積率）を70%までとする。

(b) 土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

これらの森林の有する公益的機能を特に発揮させる必要のある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、伐採率（材積率）30%以下の択伐を実施することとする。なお、主伐後の造林を人工植栽により行う場合は、伐採率（材積率）40%以下の択伐を行うものとする。

適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において森林の有する公益的機能の確保ができる森林では、長伐期施業を推進すべき森林とし、長伐期施業（標準伐期齢×2倍以上）により、公益的機能をより高度に発揮させるとともに大径材の生産を目標とする。長伐期施業は、公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径材の生産を目標とする。林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止して下層植生を適正に維持し、一定の蓄積を維持できるように、適切に間伐を実施することとする。

なお、市町村森林整備計画において、地域の皆伐時期等を勘案して当該林齢の2割以内の範囲内で延長又は短縮した伐期齢を定めることができる。

また主伐を皆伐により実施する場合は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐採面積の規模縮小や分散を行い、更新未完了の面積が連続して20haを超えないよう実施するものとし、市町村森林整備計画において地形・地質等を勘案して10haを下限として伐区を縮小することができるものとする。

現況が天然生林のものについては、市町村森林整備計画においてぼう芽更新可能とされた区域又は、伐採後の造林を人工植栽により行う場合に限り皆伐による主伐を可能とし、それ以外の区域での主伐を行う場合は、伐採率（材積率）を70%までとする。

上記以外の森林においては、複層林施業を推進すべき森林とし、択伐以外の方法により複層林を行うこととし、一定の材積を維持しつつ、伐採率（材積率）

70%までとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林とする。

特定広葉樹は郷土樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定するものとする。

特定広葉樹の伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。

特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、またはその状態を維持するため伐採を促進するものとする。

天然更新に必要な母樹のない森林など、植栽によらなければ特定広葉樹の立木の適確な生育を確保することが困難な森林の主伐跡地においては、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また天然更新が見込まれる場合においても、確実な更新を図るため必要に応じて更新補助作業を行うものとする。

また、特定広葉樹の適確な生育に必要な下刈、除伐等の保育を必要に応じて行うものとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準 および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考とし、森林の一体性も踏まえつつ、林木の生育に適した土壌を有し、林木の生育が良好な森林で成長量が高い森林であって、地形・地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として設定するとともにこの区域のうち傾斜、道からの距離を考慮し、施業の効率性が特に高い地域について「特に効率的な施業が可能な森林の区域」を設定するものとする。

なお、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域と、公益的機能別施業森林の区域は重複することを可能とするが、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとする。

イ 施業の方法に関する指針

第3の1(3)において、参考として示す樹種別の生産目標に対応する「主伐時期の目安」(P15)を標準として施業を行うこととするが、森林の公益的機能の発揮にも留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めるものとする

(3) その他必要な事項

該当なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む）等の開設および改良に関する基本的な考え方

○基幹路網の現状

単位：延長 km

区 分	路線数	延 長
基幹路網	229	542
うち林業専用道	—	—

林道等の路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要となる森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」と、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した規格・構造を柔軟に選択し、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

上記を踏まえ、Ⅱ第2の1(1)に定める「森林の整備および保全の目標」(P10)の実現を図るための林道等の開設および改良の考え方を定めることとする。

なお、林道等の開設に当たっては、自然条件および社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に効率的な森林施業等への対応を踏まえて推進する。

また、森林の利用形態や地形・地質等に応じて「林業専用道」の導入を検討することとし、「滋賀県林業専用道作設指針」に基づき整備を行うこととする。さらに、「森林作業道」を開設する場合は、「滋賀県森林作業道作設指針」に基づき、作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な路網の整備を行うこととする。

ア 水源涵養機能^{かん}の発揮を期待する森林

高密な路網を整備し、一方では急傾斜地等崩壊の危険性が高い箇所を回避し整備するものとし、必要に応じて排水対策のための施設を整備するとともに、運搬車両の通行に必要な最小限の幅員に抑制するなどの取り組みを行うものとする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮を期待する森林

保全・管理上必要な路線を整備するとともに、林地の改変、自然環境への影響を極力抑えた規格・構造とする。

ウ 快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能の発揮を期待する森林

森林体験活動や健康づくりの場として、森林と人とのふれあい等を重視する森林において、森林のアクセス等に必要な路網整備を行う場合は、利用者の利便性も考慮しつつ、景観や生態系の保全に配慮した線形、構造、施設を整備する。

エ 生物多様性保全機能の発揮を期待する森林

景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな開設は極力回避することとし、森林の管理上必要最小限のもののみ整備を行う。

オ 木材等生産機能の発揮を期待する森林

森林施業の効率を向上させるため、地域の条件に応じて、車両系・架線系林業機械による傾斜等に応じた作業システム等に、最も効率的で、開設コストを低減した路網整備を計画的に推進することとする。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するために、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準や、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムについて次のとおり定める。なお、作業システムの一例をP31に示す。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	110m/ha以上	30~40 m/ha
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	85m/ha以上	23~34 m/ha
	架線系 作業システム	25m/ha以上	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	60<50> m/ha以上	16~26 m/ha
	架線系 作業システム	20<15>m/ha	
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 m/ha以上	5 ~ 15 m/ha

※ 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステム。タワーヤード等を活用する。

「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。プロセッサ、フォワード等を活用する。

急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

ここに示す作業システムと路網密度については、滋賀県全体の平均的な水準を示しており、実施に当たって市町村森林整備計画および現地の状況と、採用する作業システムに応じて個別の検討を行う。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

5の(2)に示す「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方」(P28)を踏まえ、基幹路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）について、次の事項を参考とし該当する区域について、市町村森林整備計画においてその区域を定めることとする。

○地形・地質

傾斜が急峻ではない。

軟弱な地質や土壌ではない。

○森林機能の評価区分

木材等生産機能がHまたはM

○傾斜毎の路網密度水準の分布

基幹路網密度水準が1 / 2 未満

基幹路網密度水準が1 / 2 以上～水準未満

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備にあたっては、「林道規程」、「滋賀県林業専用道作設指針」および「滋賀県森林作業道作設指針」に則り開設を行うものとする。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出にあたっては、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進するため、立木の伐採・搬出にあたっては国が示す「主伐時における伐採搬出指針」を踏まえ適切な搬出方法等を定めることとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(6) その他必要な事項

該当なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化

その他森林施業の合理化に関する事項

地域の森林資源の状況、地域における森林所有者の状況および施業の実施状況並びに関連する行政施策の目標等を勘案し、地域内の県や市町、森林組合等、森林・林業・木材産業等の関係者の合意を図りつつ、次の事項について計画的かつ総合的に推進するものとする。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等について、不在村者を含めた森林所有者への働きかけ、施業集約化に必要な情報提供および公開並びに助言やあっせんなど、地域における集落会議の開催等による合意形成や普及啓発を推進し、森林組合・林業事業体への長期の森林経営委託を進めるとともに、自力による適正な管理が困難な森林所有者に対する林業経営の委託への転換を目指すこととする。

その際には、不在村者や自力による適正な管理が困難な森林所有者を含めるとともに、長期の森林経営委託等が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及や定着を促進する。

また、森林の施業と保護の持続的な実施および集約化した森林施業や効率的な路網整備のための森林経営計画による施業の確実な実施を促進するものとする。

併せて、今後の森林の適切な整備および保全を推進するための条件整備として、境界の明確化など森林管理の適正化を図るものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用に関する方針を定めるものとする。

(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針

林業に従事する者の育成および確保を行うために、就業相談会の開催、就業体験等の実施および技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援を推進する。また、通年雇用化や社会保険の加入促進、技能等の客観的評価の促進等による他産業なみの労働条件の確保等、雇用管理の改善ならびに事業量の安定確保、合併・協業化および生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。併せて、持続的な森林経営の推進に必要な技術・知識を保有する森林総合監理士（フォレスター）や森林施業プランナーの育成を促進する。

さらに、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、長期にわたり持続的な経営を持続できる林業経営体および林業事業体の育成に向けて林業経営基盤の強化を一体的かつ総合的に促進する。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業の労働安全対策を基本として、木材の生産力向上を図り、木材生産にかかる労働の軽減を図るため、現地の地形等の条件に適合した作業システムの導入を促進することとし、これらの作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入およびその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むものとする。

林業機械の導入にあたっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、次に示す作業システムの一例や第3の5(2)に示す「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」(P28)を目安として、林道および森林作業道を整備することとする。

区分	作業システム(主要組み合わせ機械)					
車両系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (搬出) → (積込) → (運搬)					
	チェーンソー ハーベスタ	ウィンチ付グラブ	チェーンソー プロセッサ ハーベスタ	フォワーダ (トラック)	グラブ	トラック
架線系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (積込) → (運搬)					
	チェーンソー	スイングヤード タローヤード	チェーンソー プロセッサ	グラブ	トラック	

※車両系：中傾斜地および急傾斜地の場合に適用

架線系：急傾斜地および急峻地の場合に適用（高密度路網が整備できない場合）

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

県産材の利用を促進するため、効率的な加工処理を行うための施設や、木質バイオマスを有効活用するための施設整備の取り組みを推進するとともに、流通・加工コストの低減や供給体制の安定化のために、一体的な木材加工や流通体制の整備や合理化を推進することとし、木材需給情報の提供や仕分け・ロットの取りまとめ、県産材産地証明制度の取組を促進する。また、県産材の県内需要を拡大していくために中小製材工場の連携・協業化による競争力の強化と需要に的確に対応する製品の供給体制の整備を促進するとともに、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品をエンドユーザーが選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努める。

(6) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業および木材産業の成長発展や森林空間の活用による就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進する。また、山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の活用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとする。さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとする。

青年林業士、指導林家等地域リーダーの育成、森づくり県民講座の開講など林業後継者の教育指導体制の整備、林業研究グループ等の活動活性化の推進による後継者グループの育成を図るとともに、林業と木材産業の緊密な連携強化による、生産から流通まで精通したグループの育成も図るものとする。

琵琶湖の水源を取り巻く森林において、上下流の住民が一体となって森林づくりに参加できるよう、森林整備への県民の主体的な参加の促進や森林づくり団体の活動や「やまのこ事業」を初めとした森林環境学習への支援、企業等の活動による森林づくりを行う「琵琶湖森林づくりパートナー協定」などを推進する。

第4 森林の保全に関する事項

調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立ち、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全および形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けるものとする。

また、土石の切り取りや盛土等を行う場合には、気象や地形および地質等の自然条件、地域における土地利用および森林の現況並びに土地の形質の変更目的および内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

- (1) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
 森林の施業および土地の形質の変更に当たって、水源涵養、土砂の流出や崩壊防止上、特に林地の保全に留意すべき森林について、次のとおり定める。

○樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位：面積 ha

区 分	面 積	留意すべき事項	備 考	
総 数	79,578	水源涵養や山地災害防止機能等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、大面積皆伐を避け、林地の形質の変更に当たっては、林地保全に支障を及ぼさないよう十分に留意する。	林小班毎の面積の縦覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、中部森林整備事務所、湖北森林整備事務所、西部・南部森林整備事務所高島支所とする。	
市 町 村 別 内 訳	彦 根 市			1,525
	長 浜 市			28,560
	高 島 市			27,662
	米 原 市			11,353
	愛 荘 町			802
	豊 郷 町			-
	甲 良 町			29
	多 賀 町			9,647

注：総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林およびその搬出方法
 該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じて、法面の緑化、土留工等の防災施設および貯水池等の設置、環境の保全のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。特に、太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性をふまえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うこととする。また、盛土等に伴う災害防止のため、宅地造成および特定盛土等規制法に基づき、盛土等の工事を行う際の技術的基準を順守することとする。

(4) その他必要な事項

該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P10)に則し、地域における森林に関する自然条件、社会的要請および保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林に指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、第2の1に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P10)に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽および本数調整伐等の保安林の整備および溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、地域の特性に応じた形で計画的に推進する。また、近年多発する豪雨時に発生する流木対策および台風等による風倒木対策にも留意し取り組むこととする。

治山事業の計画について第6の5(3)「実施すべき治山事業の数量」(P50)のとおり計画する。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めるものとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

該当なし

(5) その他必要な事項

該当なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

市町村森林整備計画の策定にあたっては、鳥獣害防止森林区域の設定、当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次の事項を方針として計画事項を定めるものとする。

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新および造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、防護柵の設置もしくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する旨を定めることとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとする。

(2) その他必要な事項

近年ニホンジカの生息数の増加および生息域の拡大により、林業被害のみならず下層植生の食害により土砂流出の危険性の増大、森林更新の阻害、生物多様性の低下など大きな影響が出ており、捕獲の推進と併せて森林土壌対策や希少種保護等の森林保全対策を実施する。

また、野生鳥獣との共存に配慮し、生物多様性が保全されるような多様な森林の整備、野生鳥獣と地域住民との棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

さらに市町においては、(1)のほか、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて、植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見および早期駆除に努めることとする。特に松くい虫による被害については、防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧および抵抗性を有するマツまたは他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

なお、抵抗性を有するマツへの転換にあたっては、気候・土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、関係団体とも連携して里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止や被害跡地の復旧を図ることとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害および鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向けて滋賀県第1種特定鳥獣保護計画、滋賀県第2種特定鳥獣管理計画、各地域の市町で構成される協議会が作成する被害防止計画とも整合を図りつつ、森林被害のモニタリング等を実施し、その結果を踏まえて、市町、森林組合、森林所有者および関連団体が連携し、加害個体の捕獲と合わせて、防護柵の設置やテープ巻等の防除対策を併用していくことで、効果的に推進する。

また、緩衝帯の整備等を推進するなど野生鳥獣の「生息環境管理」と、前述の「捕獲」、「被害防除」とを合わせた3つの総合的な対策を実施する。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視や山火事警防等を適時実施するとともに、防火線や防火樹林帯等の整備を推進することとする。

なお、市町村森林整備計画において、森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合の留意事項を定めるものとする。

(4) その他必要な事項

風雪害等による折損被害等の防除のため、必要な時期に間伐を行い、手遅れとならないよう適正な形状比の森林を育成する。

また、間伐等の遅れにより形状比が高くなりすぎた森林では、強度の間伐を控えて弱度の間伐を繰り返すこととする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林とは、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業、および広く一般県民の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林を指し、保健機能を高度に発揮させるため、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」第3条第1項に規定する森林の保健機能の増進に関する基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとし、市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、河川、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養^{かん}、県土保全等の機能低下の補完や、風致・景観の維持、裸地化の回避のため、森林の特色を踏まえて、択伐施業、針広混交林化、広葉樹育成施業等の多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、下刈、つる切り、除伐等を適切に行うとともに、利用者が快適に散策等を行えるような適度な林内照度を維持するため、間伐、枝打ち等を積極的に行うものとする。

なお、法令等により施業方法に制限が設けられている場合は、当該法令に定めるところによるとともに、保健機能の増進に十分配慮した施業を行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境や県土の保全および文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高を定めるものとする。

※期待平均樹高：その立木が標準伐期齢に達したときに期待されている樹高
(すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高)

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の

保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林および森林保健施設の適切な管理、防火体制および防火施設の整備並びに利用者の安全確保等に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定や整備に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全および県土の保全に適切な配慮を行うものとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：材積 1000m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,400	1,280	120	680	600	80	720	680	40
うち前半5年分	598	554	44	238	214	24	360	340	20

2 間伐面積

単位：面積 ha

区分	間伐面積
総数	12,632
うち前半5年分	7,368

3 人工造林および天然更新別の造林面積

単位：面積 ha

区分	人工造林	天然更新
総数	3,280	540
うち前半5年分	1,420	240

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(全 期)

単位：延長 km 面積 ha 材積 m³

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備考		
						面 積	材 積					
							針 葉 樹	広 葉 樹				
開設	自動車道		長 浜 市	山室名越	0.1	(92)	(7,135)	(973)				
				春日日光寺	0.2	46	3,567	486				
				石田鳥羽上	0.2	45	2,555	1,051				
					(旧浅井町)	浅井木之本	0.4	(1,233)	(10,905)	(56,436)		
				林業専用道	黒 内	2.0	62	5,452	28,218			
				林業専用道	白 谷	1.0	130	2,951	3,872			
					アセビ郷野西山	2.0		1,026	7,477			
					大 吉 寺	0.9	145	20,336	4,565			
					(旧木之本町)	横 山 岳	0.6	(1,225)	(19,251)	(64,235)	○	
						浅井木之本	0.1	(1,233)	(10,905)	(56,436)		
						落 谷	0.1	617	5,453	28,218		
						下 町	0.1	348	20,182	8,091		
						西 谷	0.1	150	2,888	5,405		
						西 谷	1.3	31	7,160	1,049		
						サ ソ ラ	1.0	31	5,455	1,685		
						渋 谷	0.1	53	2,690	1,020		
						下 使 熊	0.1	87	4,397	4,523		
					(旧余呉町)	横 山 岳	4.0	(1,225)	(19,251)	(64,235)	○	
					(旧西浅井町)	小 山 山 田	0.3	186	12,928	10,542		
						沓 掛	0.6	135	3,606	7,875		
						蛇 ケ 谷	0.3	45	5,211	1,040		
						奥 出	0.4	103	3,743	3,282		
						計	15.8	4,120	135,170	183,228		

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位：延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備考	
						面 積	材 積				
							針 葉 樹	広 葉 樹			
開設	自動車道		米 原 市 (旧山東町)	上丹生柏原	3.0	(1,911) 685	(311,448) 147,781	(62,523) 9,419	○		
				名 畑	0.1	50	5,281	338			
				雄 河 内	0.1	42	4,625	934			
				雌 河 内	0.1	130	20,631	943			
						(92)	(7,135)	(973)			
				山室名越	0.1	46	3,568	487			
				(旧伊吹町)	七 尾 山	0.5	(1,896) 542	(129,139) 41,739			(78,151) 22,728
					伊 吹 山	0.2	318	14,773			1,679
					藤 川	0.2	121	5,086			2,866
					吉 槻	0.2	93	5,696			2,973
					甲 賀	0.2	113	3,456			6,305
					下板向山	0.1	159	11,190			5,423
					東 山 谷	0.2	62	2,677			1,381
					村 木	0.2	53	4,685			1,781
					東 出 山	0.1	40	3,816			1,156
			向 山		0.2	73	2,851	1,905			
			(旧米原町)	弥高百坊	0.1	166	24,649	4,239			
				寺 林	1.2	39	860	1,492			
				上丹生柏原	2.0	(1,911) 1,226	(311,448) 163,667	(62,523) 53,104	○		
				江 竜	1.0	56	6,494	0			
			(旧近江町)	樽ヶ畑	1.2	262	25,923	8,618	○		
				西 番 場	0.1	67	10,036	401			
				日光寺多和田	0.1	51	7,567	784			
				春日日光寺	0.1	86	86	4,928			
				計	11.3	4,480	517,137	133,884			
			高 島 市 (旧マキノ町) (旧朽木村)	在 原 山 中	1.1	416	6,500	12,465			
				北 谷	0.2	37	817	1,854			
				細 谷	0.3	57	802	3,277			
				明 護	0.3	67	9,772	2,109			
				入 部 谷	0.4	79	7,589	1,633			
				入部谷小野峰	1.5	268	5,969	23,013			
				戸 谷 棚 林	2.8	584	51,926	30,578			
				佐 慶 比	5.4	544	80,635	39,825			
木地山北谷	5.4	935		79,580	22,756						
余 市 谷	1.5	215		7,107	11,965						
高 島 市 (旧今津町) (旧高島町)	保 坂 雨 谷	1.7	166	47,936	6,926	○					
	畑	0.3	91	8,392	2,355						
	計	20.9	3,459	307,025	158,756						
合 計		47.9	12,059	959,332	475,868						

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位：延長 km 面積 ha 材積 m³

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備考	
						面 積	材 積				
							針 葉 樹	広 葉 樹			
拡張	自動車道 (改良)		彦 根 市	滝谷武奈	3.8	(1,784) 1,430	(183,363) 151,534	(35,770) 27,510	○		
				高根中山	0.6	9	1,258	252	○		
				日夏山	0.7	63	8,644	70	○		
				荒神山	0.5	68	638	7,663	○		
				計	5.6	1,570	162,074	35,495			
			愛 荘 町 (旧秦荘町)	桃ノ木谷	1.0	104	9,892	1,568			
				秦川押立山	0.1	191	22,379	2,014	○		
				金剛輪寺	0.1	46	5,043	17			
				計	1.2	341.0	37,314	3,599			
			多 賀 町	御 池	1.8	399	39,837	5,114	○		
				権現谷	3.2	1,424	95,530	65,759			
				白 谷	0.2	766	73,289	23,338	○		
				御池大杉	0.5	291	58,282	4			
				材木谷	0.2	103	7,672	1,014			
				鳴 川	0.2	87	9,701	1,111			
				中石谷	0.2	63	8,362	385			
				樋田ヶ谷	0.4	75	10,873	535			
				杉 俣	0.2	128	12,920	2,347			
				桂 谷	0.2	78	10,004	1,083			
				下 山	0.2	1,126	199,414	20,911	○		
				天狗堂	0.2	116	13,087	4,052			
				アサハギ谷	2.0	223	5,158	18,807	○		
				藤瀬二ノ瀬	0.1	50	8,151	820	○		
				計	9.6	4,929	552,280	145,280			
			長 浜 市	垣籠堀部	0.3	35	1,467	454			
				後鳥羽	0.2	36	2,069	645			
			(旧浅井町)	鳥 越	11.0	4,723	40,301	202,425	○		
				アセビ八島	1.2	188	8,279	2,085			
			(旧虎姫町)	虎 御 前	0.4	37	3,324	922			
			(旧木之本町)	虫 丸	0.5	30	8,168	1,431			
				網 谷	0.2	254	16,461	6,426			
				横谷オゲツラ	0.2	67	10,863	2,015			
				支線日の裏	0.2	211	17,337	7,323			
				日 の 裏	0.1	604	15,825	22,291			
				落 谷	0.2	348	20,182	8,091			
				向 山	0.1	392	23,690	12,359			
				下 町	0.1	150	2,888	5,405			
				込 谷	0.3	76	7,569	2,707			
				横 山 岳	2.5	597	14,428	30,194			
			(旧余呉町)	音 羽 谷	0.2	155	12,919	5,371			
				北 谷	0.4	585	41,854	32,441			
				南 谷	0.2	139	6,266	1,463			
横 山 岳	1.3	628		4,823	34,041						
池 原 文 室	1.0	240		13,063	14,264						
(旧西浅井町)	東野中之郷	0.5	248	17,820	11,389						
	池 原	1.2	147	5,610	6,554						
	深 坂	0.6	170	15,004	2,040						
	計	22.9	10,060	310,210	412,336						

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位：延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備考	
						面 積	材 積				
							針 葉 樹	広 葉 樹			
拡張	自動車道 (改良)		米 原 市 (旧山東町)	柏原西谷	0.2	159	6,764	3,642			
				雄河内	0.3	42	4,625	934			
				黒谷大平	0.1	182	28,073	2,422	○		
				雌河内	0.1	291	39,725	3,108			
				上丹生柏原	3.0	(1,911) 685	(311,448) 147,781	(62,523) 9,419	○		
				(旧伊吹町)			(220)	(6,662)	(5,559)		
			七 曲	0.5	82	1,387	2,480	○			
			国 見	0.1	1,376	206,433	41,913	○			
			西出大谷	1.0	166	15,003	3,249	○			
			川戸谷	0.3	558	7,617	17,122				
			東出山	0.4	40	3,816	1,156				
			堂の谷	0.2	57	875	965				
			下坂向山	0.2	159	11,190	5,423				
			寒 谷	0.1	277	5,372	3,203				
			下板並	0.1	868	28,795	36,012				
			伊吹大谷	0.1	77	612	4,705	○			
			中津又	0.2	830	1,855	23,031				
			大清水	0.1	57	4,787	993				
			小 泉	0.1	70	6,419	2,325				
				(旧米原町)			(1,784)	(183,363)	(35,770)		
			滝谷武奈	2.4	354	31,829	8,260	○			
			松尾寺	2.0	90	4,662	3,356	○			
			樽ヶ畑	0.7	262	25,923	8,618				
			イモエ谷	0.2	224	42,111	989				
			江 竜	1.0	67	10,036	401				
			上丹生柏原	3.0	(1,911) 1,226	(311,448) 163,667	(62,523) 53,104				
			計	16.4	8,199	799,357	236,830				

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位：延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備考	
						面 積	材 積				
							針 葉 樹	広 葉 樹			
拡張	自動車道 (改良)		高 島 市 (旧マキノ町)	北マキノ	1.4	297	2,793	9,269	○		
				西 山	1.2	669	35,848	23,905	○		
				黒河マキノ	0.5	299	3,461	6,620	○		
			(旧今津町)	在 原	0.4	54	2,100	714			
				角 川	3.0	1,011	37,134	38,837	○		
						(1,088)	(184,404)	(57,940)			
				寒風麻生	5.0	908	144,195	50,323	○		
				酒波谷	1.2	906	13,273	33,667	○		
				栗柄河内谷	1.0	2,474	54,653	94,864	○		
				荒 谷	1.0	532	20,257	21,096	○		
				天増川	0.1	1,558	40,344	29,811			
				梅原雨谷	2.3	315	43,864	5,526			
				(旧朽木村)	鵜川村井	2.2	(2,100)	(220,268)	(95,028)	○	
						230	36,079	6,850			
						(1,088)	(184,404)	(57,940)			
			寒風麻生		0.2	180	40,209	7,617			
			大 谷		0.2	429	5,578	19,936			
			大彦谷		0.6	692	23,330	28,462	○		
			保 谷		0.2	56	4,756	1,329			
			三室谷		0.2	66	8,559	1,969			
			桂 谷		0.1	58	4,708	2,237			
			戸 谷		0.2	298	5,375	10,982			
			下 壺		0.2	301	16,177	9,100			
			小杉谷		0.2	69	2,314	2,706			
			小入谷		0.3	323	28,990	6,714	○		
			佐慶比		0.2	544	80,635	39,825			
			平良谷		0.1	221	15,289	7,327	○		
			細 谷		0.1	57	802	3,277	○		
			明 護		0.1	67	9,772	2,109	○		
			能 家	0.1	187	6,888	6,899	○			
			(旧安曇川町)	中 野	0.2	105	2,609	1,052			
						(2,100)	(220,268)	(95,028)			
			(旧高島町)	鵜川村井	1.4	1,870	184,189	88,178			
黒 谷	0.4	210		26,565	21,735	○					
寺 谷	0.1	34		5,578	481	○					
		計	24.4	15,020	906,324	583,417					
合 計					80.1	40,119	2,767,559	1,416,957			

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位：延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備考
						面 積	材 積			
							針 葉 樹	広 葉 樹		
拡張	自動車道 (舗装)		愛 荘 町 (旧秦荘町)	三 ツ 谷	0.1	60	3,045	495		
				向 山	1.1	110	6,709	12,575	○	
				秦川押立山	0.4	191	22,379	2,014	○	
				計	1.6	361	32,133	15,084		
			多 賀 町	御池大杉	0.5	106	15,798	3,551		
				樋田ヶ谷	0.8	75	10,873	535	○	
				向 野	0.1	293	51,085	17		
				尺仏前谷	0.1	36	2,900	0		
				中石谷	0.1	63	8,362	385		
				ドイチ谷	0.2	89	15,256	1,458		
				高 室	0.6	158	24,217	4,298		
				下 山	0.2	1,126	199,414	20,911	○	
				材木谷	0.2	103	7,672	1,014		
				井戸ヶ谷	0.5	60	7,470	558	○	
				計	3.3	2,109	343,047	32,727		
			長 浜 市 (旧浅井町) (旧木之本町)	アセビ八島	1.5	188	16,878	71		
				虫 丸	1.7	30	8,168	1,431		
				網 谷	3.1	254	16,461	6,426		
				横谷オゲツラ	1.1	67	10,863	2,015		
				落 谷	2.1	348	20,182	8,091		
				下 町	0.8	150	2,888	5,405		
				日 の 裏	1.5	604	15,825	22,291		
				向 山	2.8	392	23,690	12,359		
				込 谷	0.8	97	7,569	2,707		
				音 羽 谷	1.0	155	12,919	5,371		
				横 山 岳	2.9	(1,225)	(19,251)	(64,235)		
						597	14,428	30,194		
				(旧余呉町)	横 山 岳	0.5	(1,225)	(19,251)	(64,235)	
						628	4,823	34,041		
			七々頭ヶ岳		1.6	51	7,554	10,071		
			池原文室		3.4	240	13,063	14,264		
			池 原		1.9	147	5,610	6,554		
			(旧西浅井町)	東野中之郷	6.0	248	17,820	11,389		
深 坂	0.6	170		15,004	2,040	○				
計	33.3	4,366		213,745	174,720					

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位：延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備考
						面 積	材 積			
							針 葉 樹	広 葉 樹		
拡張	自動車道 (舗装)		米 原 市 (旧山東町)	柏原大谷	1.0	209	12,429	2,801		
				上丹生柏原	4.0	685	147,781	9,419	○	
			(旧伊吹町)	雌河内	1.1	130	20,631	943		
				大清水	0.9	70	6,059	1,246		
			(旧米原町)	伊吹大谷	0.2	77	612	4,705	○	
				松尾寺	1.8	90	4,662	3,356		
				江竜	2.0	56	6,494	0		
				樽ヶ畑	1.5	262	25,923	8,618	○	
				上丹生柏原	3.0	1,226	163,667	53,104	○	
				計	15.5	2,805	388,258	84,192		
			高 島 市 (旧マキノ町)	北マキノ	0.9	297	2,793	9,269		
				西山	4.9	669	35,848	23,905		
				上開田浦	2.4	75	11,714	1,930		
			(旧今津町)			(1,088)	(184,404)	(57,940)		
				寒風麻生	7.7	908	144,195	50,323	○	
				栗柄河内谷	1.0	2,474	54,653	94,864		
			(旧朽木村)	荒谷	0.3	532	20,257	21,096		
				入部谷	2.8	79	7,589	1,633	○	
				小入谷	6.1	323	28,990	6,714	○	
				佐慶比	5.4	544	80,635	39,825		
			(旧安曇川町)	中野	1.4	105	2,609	1,052		
				計	32.9	6,006	389,283	250,611		
			合 計					86.6	15,647	1,366,466

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

単位：km

開設・拡張別		延 長	路線数	
全 期	開 設	47.9	56	
	拡 張	改 良	80.1	99
		舗 装	86.6	49

5 保安林整備および治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：面積 ha

保安林の種類	面積	うち前半	備考
		5年分	
総数 (実面積)	31,000	30,500	
水源涵養 ^{かん} のための保安林	18,500	18,250	
災害防備のための保安林	12,406	11,800	
保健・風致の保存等のための保安林	6,600	6,560	

注1) 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、内訳の合計に一致しない。

注2) 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的を達成するための保安林である。

注3) 災害防備のための保安林とは、森林法第25条第1項第2号～第7号の目的を達成するための保安林である。

注4) 保健・風致の保存等のための保安林とは、森林法第25条第1項第8号～第11号の目的を達成するための保安林である。

② 計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の
所在および面積等

(全 期)

単位：面積 ha

指定・解除 別	種 類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定 または 解除を 必要	備 考
		市	町 区 域				
指 定	水源 涵 ^{かん} 養 の た め の 保 安 林	長 浜 市	一 円	176	83	森林の持つ 公益的機能 を高度に発 揮させるた め	
		高 島 市		167	79		
		米 原 市		72	34		
		多 賀 町		58	27		
		計		473	223		
	災害防備 の た め の 保 安 林	彦 根 市	一 円	22	6		
		長 浜 市		302	82		
		高 島 市		286	78		
		米 原 市		123	33		
		多 賀 町		99	27		
		計		831	226		

(全 期)

単位：面積 ha

指定・解除 別	種 類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定 または 解除を 必要	備 考
		市	町 区 域				
指 定	保健・風致の保存等のための保安林	彦 根 市	一 円	1	0	森林の持つ 公益的機能 を高度に発 揮させるため	
		長 浜 市		16	1		
		高 島 市		15	1		
		米 原 市		6	0		
		多 賀 町		5	0		
		計		43	3		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

(全 期)

単位：面積 ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水 源 かん 涵 養	1,229	1,229	8,654	8,391	9,443
災害防備	799	799	7,611	7,611	7,611
保健・風致 の保存等	541	541	5,160	5,160	5,160

注1)：択伐率の変更は、森林の立木材積率を30%から40%に変更するものである。

注2)：間伐率の変更は、森林の立木材積率を20%から35%に変更するものである。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

治山事業の数量 (一部旧市町村名で表示)

森 林 の 所 在			治山事業		主 な 工 種
市 町 村	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分	
	代 表 的 地 名	林 班			
彦 根 市	計		7	2	
愛 荘 町	計		10	1	
旧 秦 荘 町			10	1	
甲 良 町	計		1	0	
多 賀 町	計		37	2	
長 浜 市	計		73	21	
旧 長 浜 市			6	5	
旧 浅 井 町			11	1	
旧 び わ 町			1	0	
旧 湖 北 町			3	3	
旧 高 月 町			5	2	
旧 木 之 本 町			21	3	
旧 余 呉 町			6	2	
旧 西 浅 井 町			20	5	
米 原 市	計		47	6	
旧 山 東 町			12	2	
旧 伊 吹 町			24	3	
旧 米 原 町			9	1	
旧 近 江 町			2	0	
高 島 市	計		55	10	
旧 マ キ ノ 町			8	0	
旧 今 津 町			15	0	
旧 朽 木 村			14	4	
旧 高 島 町			17	5	
旧 安 曇 川 町			1	1	
湖 北 地 域 森 林 計 画 区	合 計		230	42	

治山事業の数量 (一部旧市町村名で表示)

森 林 の 所 在						治山事業		主 な 工 種
市	町	村	区 域			施行 地区数	うち前半 5年分	
			代 表 的 地 名	林 班				
彦	根	市	小 野 町	46		1	○	溪間工 森林整備等
彦	根	市	小 野 町	47		1		溪間工 森林整備等
彦	根	市	清 崎 町	50		1		山腹工 森林整備等
彦	根	市	日 夏 町	51		1		山腹工
彦	根	市	稲 里 町	56		1	○	山腹工 森林整備等
彦	根	市	下 岡 部 町	57		1		山腹工
彦	根	市	石 寺 町	57, 60, 66		1		溪間工 山腹工
	旧 秦 荘 町		松 尾 寺	3		1		森林整備等
	旧 秦 荘 町		松 尾 寺	5		1		溪間工 森林整備等
	旧 秦 荘 町		松 尾 寺	6		1		溪間工 山腹工 森林整備等
	旧 秦 荘 町		松 尾 寺	7		1		溪間工 森林整備等
	旧 秦 荘 町		松 尾 寺	8		1		溪間工 森林整備等
	旧 秦 荘 町		松 尾 寺	9		1		溪間工 森林整備等
	旧 秦 荘 町		岩 倉	10		1		溪間工 森林整備等
	旧 秦 荘 町		斧 磨 磨	11		1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
	旧 秦 荘 町		斧 磨 磨	12		1		溪間工 森林整備等
	旧 秦 荘 町		竹 原	14		1		溪間工 森林整備等
甲	良	町	池 寺	2		1		森林整備等
多	賀	町	水 谷	6		1		森林整備等
多	賀	町	霊 仙	24		1		森林整備等
多	賀	町	霊 仙	16~19		1		溪間工 森林整備等
多	賀	町	河 内 、 霊 仙	30, 32, 33, 35, 38		1		溪間工
多	賀	町	多 賀	59		1		森林整備等
多	賀	町	敏 満 寺	60		1		山腹工 森林整備等
多	賀	町	敏 満 寺	61, 62		1		溪間工 森林整備等
多	賀	町	杉	65, 66, 90, 92		1	○	溪間工 森林整備等
多	賀	町	保 月	68, 73		1		溪間工 山腹工 森林整備等
多	賀	町	五 僧	76		1		溪間工 森林整備等
多	賀	町	檜 崎	77		1		溪間工 森林整備等
多	賀	町	富 之 尾	80		1		溪間工 森林整備等
多	賀	町	藤 瀬	83		1		溪間工 山腹工 森林整備等
多	賀	町	藤 瀬	84		1		溪間工 山腹工 森林整備等
多	賀	町	南 後 谷	89, 90		1		溪間工 森林整備等
多	賀	町	佐 目	91		1		山腹工 森林整備等
多	賀	町	佐 目	92		1		溪間工 森林整備等
多	賀	町	佐 目	98		1		溪間工 森林整備等
多	賀	町	大 君 ケ 畑	101, 103, 104		1		溪間工 山腹工 森林整備等
多	賀	町	大 君 ケ 畑	105~107		1		溪間工 森林整備等
多	賀	町	大 君 ケ 畑	110, 111		1	○	溪間工 山腹工
多	賀	町	大 杉	116		1		溪間工 森林整備等
多	賀	町	大 杉	117		1		溪間工
多	賀	町	大 杉	118		1		溪間工 森林整備等
多	賀	町	大 杉	119		1		溪間工
多	賀	町	樋 田	123		1		溪間工 森林整備等
多	賀	町	樋 田	124		1		森林整備等
多	賀	町	一 円	2, 3		1		山腹工
多	賀	町	萱 原	125		1		森林整備等
多	賀	町	萱 原	127		1		森林整備等
多	賀	町	萱 原	133		1		山腹工 森林整備等
多	賀	町	萱 原	130, 134		1		溪間工 森林整備等
多	賀	町	萱 原	135		1		溪間工
多	賀	町	萱 原	137		1		溪間工

治山事業の数量 (一部旧市町村名で表示)

森 林 の 所 在					治山事業		主 な 工 種	
市 町 村	区 域		代 表 的 地 名	林班	施 行 地 区 数	う ち 前 半 5 年 分		
多 賀 町	萱	原		138	1		溪間工 森林整備等	
多 賀 町	萱	原		145~147	1		溪間工 森林整備等	
多 賀 町	仏	ヶ	後	150~152	1		溪間工	
旧 長 浜 市	石	田	町	5	1		溪間工 山腹工	
旧 長 浜 市	八	条	町	7	1	○	溪間工 森林整備等	
旧 長 浜 市	名	越	町	14, 15	1	○	溪間工 森林整備等	
旧 長 浜 市	布	勢	町	16	1	○	溪間工 森林整備等	
旧 長 浜 市	小	一	条	町	17	○	溪間工 森林整備等	
旧 長 浜 市	名	越	町	13	1	○	溪間工 森林整備等	
旧 浅 井 町	野		瀬	51	1		溪間工 森林整備等	
旧 浅 井 町	鍛	冶	屋	53~55	1		山腹工 森林整備等	
旧 浅 井 町	醍		醐	62	1		溪間工 森林整備等	
旧 浅 井 町	高		山	22	1		溪間工 森林整備等	
旧 浅 井 町	谷		口	82	1		溪間工 森林整備等	
旧 浅 井 町	北		野	85	1		溪間工 森林整備等	
旧 浅 井 町	太		田	5	1		溪間工 森林整備等	
旧 浅 井 町	寺		師	6, 8	1	○	溪間工 森林整備等	
旧 浅 井 町	岡		谷	1, 59	1		溪間工 森林整備等	
旧 浅 井 町	徳		山	60	1		溪間工	
旧 浅 井 町	池		奥	町	76	1	溪間工 森林整備等	
旧 び わ 町	早		崎	1	1		山腹工 森林整備等	
旧 湖 北 町	上		山	田	8	○	溪間工 森林整備等	
旧 湖 北 町	上		山	田	4	○	森林整備等	
旧 湖 北 町	郡		上	11	1	○	溪間工 森林整備等	
旧 高 月 町	高		野	1, 2	1	○	溪間工 森林整備等	
旧 高 月 町	洞		戸	3	1	○	溪間工 森林整備等	
旧 高 月 町	馬		上	5	1		溪間工 森林整備等	
旧 高 月 町	西		野	9	1		溪間工 森林整備等	
旧 高 月 町	西		阿	閉	12		山腹工等	
旧 木 之 本 町	西		山	6	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等	
旧 木 之 本 町	山		梨	子	4		山腹工等	
旧 木 之 本 町	黒		田	11	1		溪間工 森林整備等	
旧 木 之 本 町	木		之	本	11, 13	1	溪間工 森林整備等	
旧 木 之 本 町	黒		田	14	1		溪間工 森林整備等	
旧 木 之 本 町	木		之	本	12, 13	1	溪間工 山腹工 森林整備等	
旧 木 之 本 町	川		合	17	1		溪間工 森林整備等	
旧 木 之 本 町	川		合	18	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等	
旧 木 之 本 町	川		合	19	1		溪間工 山腹工 森林整備等	
旧 木 之 本 町	川		合	20	1		溪間工 森林整備等	
旧 木 之 本 町	川		合	92	1		山腹工 森林整備等	
旧 木 之 本 町	大		見	24	1		溪間工 森林整備等	
旧 木 之 本 町	杉		野	31	1		路網整備等	
旧 木 之 本 町	杉		野	32	1		溪間工 森林整備等	
旧 木 之 本 町	杉		野	35, 36	1		山腹工等	
旧 木 之 本 町	杉		野	34	1		山腹工	
旧 木 之 本 町	古		橋	103	1		森林整備等	
旧 木 之 本 町	石		道	104	1		溪間工 森林整備等	
旧 木 之 本 町	石		道	105	1		溪間工 森林整備等	
旧 木 之 本 町	川		合	89	1		溪間工 森林整備等	
旧 木 之 本 町	赤		尾	5	1	○	溪間工、森林整備等	
旧 余 呉 町	菅		並	72	1		溪間工 森林整備等	
旧 余 呉 町	中		河	内	118, 131, 140	1	○	溪間工 森林整備等

治山事業の数量 (一部旧市町村名で表示)

森 林 の 所 在			治山事業		主 な 工 種
市 町 村	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分	
	代 表 的 地 名	林班			
旧 余 呉 町	東 野	171	1		溪間工 森林整備等
旧 余 呉 町	中 之 郷	174	1		溪間工 森林整備等
旧 余 呉 町	摺 墨	5	1	○	溪間工 森林整備等
旧 余 呉 町	下 余 呉	176	1		溪間工 森林整備等
旧 西 浅 井 町	庄	10	1	○	溪間工 森林整備等
旧 西 浅 井 町	庄	11	1	○	溪間工 森林整備等
旧 西 浅 井 町	中	12, 31	1		溪間工 森林整備等
旧 西 浅 井 町	中	13	1		路網整備等
旧 西 浅 井 町	山 門	17, 22, 23, 25	1	○	森林整備 路網整備等
旧 西 浅 井 町	山 門	13, 18, 27	1	○	溪間工 森林整備等
旧 西 浅 井 町	小 山	33	1		溪間工 森林整備等
旧 西 浅 井 町	大 浦	40	1		山腹工 森林整備等
旧 西 浅 井 町	岩 熊	49	1		溪間工 森林整備等
旧 西 浅 井 町	横 波	53	1		溪間工 森林整備等
旧 西 浅 井 町	余	54	1		溪間工 森林整備等
旧 西 浅 井 町	沓 掛	57	1		溪間工 森林整備等
旧 西 浅 井 町	沓 掛	59	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧 西 浅 井 町	沓 掛	61, 62	1		溪間工 山腹工 森林整備等
旧 西 浅 井 町	集 福 寺	63	1		溪間工 森林整備等
旧 西 浅 井 町	集 福 寺	66	1		溪間工 森林整備等
旧 西 浅 井 町	集 福 寺	67	1		溪間工 森林整備等
旧 西 浅 井 町	集 福 寺	68	1		溪間工 森林整備等
旧 西 浅 井 町	塩 津 浜	75	1		山腹工等
旧 西 浅 井 町	八 田 部	34	1		溪間工 森林整備等
旧 山 東 町	堂 谷 他	22	1		溪間工 森林整備等
旧 山 東 町	大 鹿	24	1		溪間工 森林整備等
旧 山 東 町	山 室	25	1		溪間工
旧 山 東 町	梓 河 内	41	1		溪間工 森林整備等
旧 山 東 町	梓 河 内	50	1		溪間工 森林整備等
旧 山 東 町	梓 河 内	53	1		溪間工 森林整備等
旧 山 東 町	梓 河 内	45	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧 山 東 町	清 滝	55	1	○	溪間工 森林整備等
旧 山 東 町	西 山	19	1		溪間工 森林整備等
旧 山 東 町	朝 日	5	1		溪間工 森林整備等
旧 山 東 町	池 下	2	1		溪間工 森林整備等
旧 山 東 町	柏 原	56	1		山腹工等
旧 伊 吹 町	吉 槻	5	1		溪間工 森林整備等
旧 伊 吹 町	吉 槻	6	1		溪間工 森林整備等
旧 伊 吹 町	甲 賀	7	1		溪間工 森林整備等
旧 伊 吹 町	甲 津 原	14	1		溪間工 森林整備等
旧 伊 吹 町	甲 津 原	21	1		溪間工 森林整備等
旧 伊 吹 町	甲 津 原	17	1		溪間工 森林整備等
旧 伊 吹 町	曲 谷	29	1		溪間工 森林整備等
旧 伊 吹 町	吉 槻	35	1		溪間工 森林整備等
旧 伊 吹 町	吉 槻	41	1		溪間工 森林整備等
旧 伊 吹 町	上 板 並	44	1		溪間工 森林整備等
旧 伊 吹 町	上 板 並	43	1		溪間工 森林整備等
旧 伊 吹 町	上 板 並	46	1		溪間工 森林整備等
旧 伊 吹 町	上 板 並	48	1		溪間工 森林整備等
旧 伊 吹 町	上 板 並	50~52	1		溪間工 森林整備等
旧 伊 吹 町	上 板 並	53	1		溪間工 森林整備等
旧 伊 吹 町	上 板 並	54	1		溪間工 森林整備等

治山事業の数量 (一部旧市町村名で表示)

森 林 の 所 在				治山事業		主 な 工 種
市 町 村	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分		
	代 表 的 地 名	林班				
旧伊吹町	上板並	63	1		溪間工	
旧伊吹町	藤川	110,115,116	1		溪間工 山腹工 森林整備等	
旧伊吹町	伊吹	101	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等	
旧伊吹町	上野	96,97,99,100,105,112	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等	
旧伊吹町	藤川	110,111,114~117,122	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等	
旧伊吹町	小泉	89,90	1		溪間工 森林整備等	
旧伊吹町	下板並	64	1		路面整備等	
旧伊吹町	下板並	64,67	1		溪間工 森林整備等	
旧米原町	上丹生	9,17	1		溪間工 森林整備等	
旧米原町	上丹生	27	1		溪間工 森林整備等	
旧米原町	樽ヶ畑	18,20~22	1		溪間工 森林整備等	
旧米原町	西坂	34	1		溪間工 森林整備等	
旧米原町	三吉	33,39	1		溪間工 森林整備等	
旧米原町	河南	31,32	1		溪間工 森林整備等	
旧米原町	西番場	47	1		溪間工 森林整備等	
旧米原町	米原	50	1		森林整備等	
旧米原町	磯	52	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等	
旧近江町	顔戸他	1	1		溪間工 森林整備等	
旧近江町	多和田	7	1		溪間工 森林整備等	
旧マキノ町	野口	67,69	1		溪間工 森林整備等	
旧マキノ町	石庭	12	1		溪間工 森林整備等	
旧マキノ町	白谷	30,36	1		溪間工 森林整備等	
旧マキノ町	海津	86,87	1		溪間工 山腹工 森林整備等	
旧マキノ町	牧野	25	1		溪間工 森林整備等	
旧マキノ町	浦	44,45	1		溪間工 森林整備等	
旧マキノ町	山中	47	1		溪間工 森林整備等	
旧マキノ町	下	40	1		溪間工 森林整備等	
旧今津町	梅原	8	1		溪間工 森林整備等	
旧今津町	梅原	7,14,18	1		溪間工	
旧今津町	梅原	132	1		溪間工 森林整備等	
旧今津町	角川	36,39	1		溪間工 山腹工 森林整備等	
旧今津町	角川	44,46,47	1		溪間工 山腹工 森林整備等	
旧今津町	保坂	30,49,51	1		溪間工 山腹工 森林整備等	
旧今津町	保坂	53	1		溪間工 森林整備等	
旧今津町	梅原	9	1		溪間工 森林整備等	
旧今津町	梅原	13	1		溪間工 森林整備等	
旧今津町	梅原	15	1		溪間工 森林整備等	
旧今津町	椋川	74	1		溪間工 森林整備等	
旧今津町	椋川	60,73,75	1		溪間工 山腹工 森林整備等	
旧今津町	酒波他	148	1		溪間工 森林整備等	
旧今津町	日置前	131,133,154	1		溪間工 山腹工 森林整備等	
旧今津町	天増川	102,103	1		溪間工 森林整備等	
旧朽木村	栃生	22,27	1		溪間工 山腹工 森林整備等	
旧朽木村	村井	16~18	1		溪間工 山腹工 森林整備等	
旧朽木村	中牧	56,89	1	○	溪間工 森林整備等	
旧朽木村	古屋	77	1		溪間工 森林整備等	
旧朽木村	古屋	78	1		溪間工 森林整備等	
旧朽木村	木地山	115~117	1		溪間工 山腹工 森林整備等	
旧朽木村	荒川	1,141~143,146	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等	
旧朽木村	宮前坊	3~5,7	1		溪間工 山腹工 森林整備等	
旧朽木村	雲洞谷	99,100	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等	
旧朽木村	麻生	134,135	1		溪間工 山腹工 森林整備等	

治山事業の数量 (一部旧市町村名で表示)

森 林 の 所 在			治山事業		主 な 工 種
市 町 村	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分	
	代 表 的 地 名	林 班			
旧 朽 木 村	岩 瀬	33~35	1		溪間工 山腹工 森林整備等
旧 朽 木 村	桑 原	75	1		溪間工 森林整備等
旧 朽 木 村	古 川	32	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧 朽 木 村	能 家	89	1		溪間工
旧 安 曇 川 町	下 古 賀	24	1	○	溪間工 森林整備等
旧 高 島 町	鹿 ケ 瀬	29~32	1		溪間工 山腹工 森林整備等
旧 高 島 町	鹿 ケ 瀬	32	1		溪間工 森林整備等
旧 高 島 町	鹿 ケ 瀬	37, 39, 41	1		溪間工 山腹工 森林整備等
旧 高 島 町	黒 谷	43	1		溪間工 森林整備等
旧 高 島 町	黒 谷	44	1		溪間工 森林整備等
旧 高 島 町	黒 谷	45	1		溪間工 森林整備等
旧 高 島 町	黒 谷	47	1		山腹工 森林整備等
旧 高 島 町	高 島	24~27	1		溪間工 山腹工 森林整備等
旧 高 島 町	高 島	14~18	1		溪間工 森林整備等
旧 高 島 町	勝 野	13	1		溪間工 森林整備等
旧 高 島 町	高 島	55, 56	1		溪間工 森林整備等
旧 高 島 町	鶺 川	1~5	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧 高 島 町	鶺 川	6	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧 高 島 町	鶺 川	70, 73	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧 高 島 町	音 羽	15~18	1	○	溪間工 森林整備等
旧 高 島 町	横 山	67	1	○	溪間工 森林整備等
旧 高 島 町	武 曾 横 山	63	1		溪間工 山腹工 森林整備等

6 要整備森林の所在および面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法および時期

単位：面積 ha

特定保安林	市町	要整備森林				実施すべき施業の方法および時期等																その他 必要な 事項	備考				
		所在			面積	造林				保育				伐採				その他									
		位置	林 班	小 班		種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期						
該当なし																											

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位：面積 ha

区 分		施 業 方 法			そ の 他
		伐 採 方 法			
		伐採種を 定めない	択 伐	禁 伐	
市 町 別 内 訳	彦 根 市	723	254	-	各法令の定めるところによる。
	愛 荘 町	265	545	-	
	豊 郷 町	-	-	-	
	甲 良 町	25	41	-	
	多 賀 町	4,680	382	15	
	長 浜 市	14,392	1,264	138	
	米 原 市	5,726	712	92	
	高 島 市	10,580	1,429	248	
総 数		36,391	4,627	494	

- 注1： 総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。
制限林の種類別、林小班別の面積の閲覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、西部・南部森林整備事務所、甲賀森林整備事務所、中部森林整備事務所とする。
- 注2： 制限林のうち、国定公園普通地区および県立自然公園普通地域は除いている。

2 その他必要な事項

該当なし

別表 1 標準的な植栽本数

樹種	仕立て方法	植栽本数
スギ	密仕立て	4,000本 / ha
	中仕立て	3,000本 / ha
	疎仕立て	2,000本 / ha
ヒノキ	密仕立て	4,000本 / ha
	中仕立て	3,000本 / ha
	疎仕立て	2,000本 / ha
広葉樹		1,000本 / ha ～ 3,000本 / ha

別表 2 間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐時期 (年)						間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	植栽本数3,000本/ha 程度の場合	20	25	35	45	65		間伐率（本数率）はおおむね20%から30%とするが、林分密度管理図や既往の間伐方法を参考に間伐率、間伐木の選定方法等を定めるものとする。 (材積率で35%以下)
ヒノキ	植栽本数3,000本/ha 程度の場合	25	30	40	45	55	65	

別表 3 間伐の低コスト施業の一例

樹種	施業体系	間伐時期(年)						間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	植栽本数2,000本/ha 程度の場合	25	40	55	70			間伐率(本数率)は30%以上の強度間伐とするが、林分密度管理図や既往の間伐方法を参考に間伐率、間伐木の選定方法等を定めるものとする。 (材積率で35%以下)
ヒノキ	植栽本数2,000本/ha 程度の場合	35	45	60	70			

別表 4 伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準

(1) 複層林施業を推進すべき森林

<p>① 人家、農地、森林の土地 又は道路その他の施設の保全 のため伐採の方法を定める必 要がある森林 (山地災害防止機能 ／土壤保全機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林 (ア) 地形 a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変異点を持っている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下 する部分を持っている箇所であること。 (イ) 地質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であるこ と。 c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。 (ウ) 土壤等 a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて 弱い土壤から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な帯水層がある箇所であること。 c 石礫地から成っている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所である こと。</p>
<p>② 生活環境の保全および形成 のため伐採の方法を定める必 要がある森林 (快適環境形成機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林 (ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中 心とした安定した林相をなしている森林。 (イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成す る森林。 (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林。</p>
<p>③ 自然環境の保全および形成 並びに保健・教育・文化的利 用のため伐採の方法を定める 必要がある森林 (保健・レクリエーション機能 ／文化機能／生物多様性保全機 能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林 (ア) 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自 然美を構成する森林。 (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な 眺望点から望見されるもの。 (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用 の場として特に利用されている森林。 (エ) 希少な生物の保護のために必要な森林（択伐を行う 場合に限る）。</p>

(2) 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

<p>水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林 (水源涵養機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>(ア) 地形について</p> <ul style="list-style-type: none">a 標高の高い地域b 傾斜が急峻な地域c 谷密度の大きい地域d 起伏量の大きい地域e 溪床又は河川勾配の急な地域f 掌状型集水区域 <p>(イ) 気象について</p> <ul style="list-style-type: none">a 年平均又は季節的降水量の多い地域b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 <p>(ウ) その他</p> <p>大面積の伐採が行われがちな地域</p>
--	---

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町別土地面積および森林面積

単位：面積 ha 率 %

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林率 ②/①×100	
		総 数 ②	国 有 林	民 有 林		
総 数	201,650	105,293	10,403	94,890	52	
市 町 別 内 訳	彦 根 市	19,687	2,528	-	2,528	13
	長 浜 市	68,102	37,294	3,290	34,004	55
	高 島 市	69,305	36,967	4,709	32,258	53
	米 原 市	25,039	15,783	1,950	13,833	63
	愛 荘 町	3,797	922	-	922	24
	豊 郷 町	780	-	-	-	-
	甲 良 町	1,363	172	18	154	13
	多 賀 町	13,577	11,626	436	11,191	86

注：区域面積は令和5年全国都道府県市町村別面積調（国土地理院）による。

国有林面積は国有林野の地域別の森林計画書による。

総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

(2) 地 況

ア 気 候

観測地	気 温 (°C)			年 間 降 水 量 (mm)	最 高 積 雪 量 (cm)	備 考
	最 高	最 低	年 平 均			
今 津	36.0	-5.3	14.8	1,594	32	
長 浜	36.7	-4.3	14.9	1,545	-	
米 原	35.5	-7.1	14.1	1,612	11	
彦 根	36.8	-2.2	14.5	1,426	24	

注：令和4年度滋賀県の気象年報（彦根地方気象台）

イ 地 勢

本計画区は、滋賀県の北部に位置し、東部は霊仙山(1,094m)を中心とした鈴鹿山脈北部から伊吹山(1,377m)を主峰とする伊吹山地を境に三重県北西部、岐阜県西部に隣接し、北西部は福井県と境をなす乗鞍岳(865m)、三国山(876m)、三重嶽(974m)等の連なる野坂山地が南西に走り三国岳(959m)、経ヶ岳(889m)と続き、京都府と接している。これらの山岳地帯はおおむね30°内外の急斜地となっている。

流域は鈴鹿山脈を源とする宇曾川、犬上川流域、伊吹山地を源とする姉川、高時川流域、野坂山地を源とする大川、大浦川、知内川、百瀬川、天増川、石田川流域および安曇川流域から成っている。このうち、百瀬川は天井川となっており、天増川は福井県の北川と合流し、日本海へ注いでいる。

ウ 地質、土壌等

山岳地帯を中心に各河川の流域に古生層が広く分布しているが、姉川、大川、大浦川、知内川各上流域および鴨川流域については花崗岩地帯となっている。また、山脚部から平野部にかけては洪積層や沖積層がみられる。

古生層地帯の土壌は粘板岩、頁岩、砂岩等を母岩として生成されたもので、全般的に理化学性は良く、BD型土壌（適潤性褐色森林土）が多いため腐植層も厚く、地味は肥沃である。

花崗岩地帯、洪積層地帯の土壌は、大部分BB型土壌（乾性褐色森林土）、BC型土壌（弱乾性褐色森林土）であり、土壌深度は浅く、肥沃度に乏しい土壌となっている。

(3) 土地利用の現況

単位：面積 1,000ha

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他		
			総 数	う ち 田	う ち 畑	総 数	う ち 宅 地	
総 数	202	105	24	21	2	73	9	
市 町 別 内 訳	彦 根 市	20	3	3	3	0	14	2
	長 浜 市	68	37	9	8	1	22	3
	高 島 市	69	37	6	5	1	27	1
	米 原 市	25	16	3	2	0	6	1
	愛 荘 町	4	1	2	1	0	1	1
	豊 郷 町	1	0	0	0	0	0	0
	甲 良 町	1	0	1	1	0	1	0
	多 賀 町	14	12	1	0	0	1	0

注：令和4年度滋賀県統計書による。

総数と内訳の計は、四捨五入のため、一致しない場合がある。

土地利用面積には琵琶湖部分は含まない。

(4) 産業別生産額

単位：億円

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総額	農業	林業	水産業		
県合計	69,226	383	367	8	7	33,259	35,543

注：滋賀県民経済計算年報（令和元年度）による。

(5) 産業別就業者数

単位：人

区 分	総 数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	
		計	農業	林業	水産業			
総 数	168,306	5,142	4,790	189	163	59,745	103,419	
市 町 別 内 訳	彦根市	53,733	882	815	31	36	18,526	34,325
	長浜市	55,380	1,698	1,593	58	47	20,761	32,921
	高島市	22,336	1,371	1,258	57	56	6,517	14,448
	米原市	18,306	607	571	21	15	6,427	11,272
	愛荘町	9,425	230	221	1	8	3,942	5,253
	豊郷町	2,956	87	86	0	1	1,125	1,744
	甲良町	2,822	128	126	2	0	1,143	1,551
	多賀町	3,348	139	120	19	0	1,304	1,905

注：令和2年国勢調査による。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

区分		総数			1齢級			2齢級			3齢級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		94,889.41	21,278,269	127,053	66.49	0	0	20.12	108	11	52.70	1,408	198		
立木地	総数	計	91,715.65	21,278,269	127,053	66.49	0	0	20.12	108	11	52.70	1,408	198	
		針	50,946.12	15,640,572	106,274	37.86	0	0	13.65	90	11	46.39	1,313	189	
		広	40,769.53	5,637,697	20,779	28.63	0	0	6.47	18	0	6.31	95	9	
	人工林	総数	計	42,553.50	13,629,283	104,177	65.84	0	0	20.04	108	11	52.70	1,408	198
			針	42,143.05	13,606,991	103,638	37.86	0	0	13.65	90	11	46.39	1,313	189
			広	410.45	22,292	539	27.98	0	0	6.39	18	0	6.31	95	9
		育成単層林	計	41,537.89	13,449,470	99,849	60.94	0	0	12.84	87	11	51.34	1,390	195
			針	41,348.64	13,438,431	99,603	35.74	0	0	10.30	81	11	46.36	1,312	189
			広	189.25	11,039	246	25.20	0	0	2.54	6	0	4.98	78	6
		育成複層林	計	1,015.61	179,813	4,328	4.90	0	0	7.20	21	0	1.36	18	3
			針	794.41	168,560	4,035	2.12	0	0	3.35	9	0	0.03	1	0
			広	221.20	11,253	293	2.78	0	0	3.85	12	0	1.33	17	3
	天然林	総数	計	367.44	58,758	175	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			針	135.77	29,466	42	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			広	231.67	29,292	133	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
育成単層林		計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
育成複層林		計	367.44	58,758	175	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		針	135.77	29,466	42	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		広	231.67	29,292	133	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
天然生林	計	48,794.71	7,590,228	22,701	0.65	0	0	0.08	0	0	0.00	0	0		
	針	8,667.30	2,004,115	2,594	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0		
	広	40,127.41	5,586,113	20,107	0.65	0	0	0.08	0	0	0.00	0	0		
竹林		528.42	105,882	0											
伐採跡地		0.30	0	0											
未立木地		2,209.19	0	0											
更新困難地		435.85	0	0											

注：令和7年度調査による

(単位)面積：ha、材積：立木はm³、立竹は束、成長量：m³

4齡級			5齡級			6齡級			7齡級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
175.03	10,494	1,009	435.86	47,726	2,920	673.36	93,287	4,448	759.41	137,655	4,042
175.03	10,494	1,009	435.86	47,726	2,920	673.36	93,287	4,448	759.41	137,655	4,042
136.97	9,562	959	355.55	44,815	2,819	600.21	90,018	4,328	670.20	132,215	3,891
38.06	932	50	80.31	2,911	101	73.15	3,269	120	89.21	5,440	151
170.25	10,310	997	431.53	47,466	2,908	668.23	92,960	4,434	743.46	136,551	4,013
135.38	9,476	951	354.41	44,697	2,812	598.86	89,856	4,320	669.66	132,109	3,888
34.87	834	46	77.12	2,769	96	69.37	3,104	114	73.80	4,442	125
108.18	7,210	717	224.68	24,676	1,578	413.07	60,178	2,900	612.93	116,126	3,450
99.42	7,014	706	204.86	23,902	1,552	394.90	59,294	2,867	587.22	114,562	3,406
8.76	196	11	19.82	774	26	18.17	884	33	25.71	1,564	44
62.07	3,100	280	206.85	22,790	1,330	255.16	32,782	1,534	130.53	20,425	563
35.96	2,462	245	149.55	20,795	1,260	203.96	30,562	1,453	82.44	17,547	482
26.11	638	35	57.30	1,995	70	51.20	2,220	81	48.09	2,878	81
0.16	5	0	1.47	82	4	3.42	232	10	4.91	280	10
0.02	0	0	0.20	21	1	0.93	119	5	0.00	0	0
0.14	5	0	1.27	61	3	2.49	113	5	4.91	280	10
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.16	5	0	1.47	82	4	3.42	232	10	4.91	280	10
0.02	0	0	0.20	21	1	0.93	119	5	0.00	0	0
0.14	5	0	1.27	61	3	2.49	113	5	4.91	280	10
4.62	179	12	2.86	178	8	1.71	95	4	11.04	824	19
1.57	86	8	0.94	97	6	0.42	43	3	0.54	106	3
3.05	93	4	1.92	81	2	1.29	52	1	10.50	718	16

区分		8齡級			9齡級			10齡級			11齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		2,547.79	563,971	10,897	4,249.45	1,133,867	14,818	6,278.21	1,902,256	19,835	6,897.31	2,139,368	17,532		
立木地	総数	計	2,547.79	563,971	10,897	4,249.45	1,133,867	14,818	6,278.21	1,902,256	19,835	6,897.31	2,139,368	17,532	
		針	2,204.83	539,188	10,375	3,874.74	1,097,797	14,115	6,127.73	1,886,686	19,600	6,403.44	2,082,099	16,718	
		広	342.96	24,783	522	374.71	36,070	703	150.48	15,570	235	493.87	57,269	814	
	人工林	総数	計	2,267.59	544,087	10,478	3,881.21	1,096,846	14,118	6,117.08	1,884,191	19,575	6,326.91	2,066,741	16,642
			針	2,202.66	538,843	10,366	3,867.28	1,095,731	14,089	6,116.83	1,884,166	19,575	6,324.60	2,066,521	16,640
			広	64.93	5,244	112	13.93	1,115	29	0.25	25	0	2.31	220	2
		育成単層林	計	2,234.65	537,657	10,349	3,863.30	1,091,945	14,058	6,089.84	1,876,521	19,500	6,284.55	2,054,034	16,539
			針	2,179.42	533,163	10,255	3,849.50	1,090,838	14,029	6,089.59	1,876,496	19,500	6,283.65	2,053,948	16,538
			広	55.23	4,494	94	13.80	1,107	29	0.25	25	0	0.90	86	1
		育成複層林	計	32.94	6,430	129	17.91	4,901	60	27.24	7,670	75	42.36	12,707	103
			針	23.24	5,680	111	17.78	4,893	60	27.24	7,670	75	40.95	12,573	102
			広	9.70	750	18	0.13	8	0	0.00	0	0	1.41	134	1
	天然林	総数	計	1.45	78	1	0.42	25	0	4.94	728	9	6.63	809	8
			針	0.00	0	0	0.00	0	0	3.18	542	6	0.94	167	0
			広	1.45	78	1	0.42	25	0	1.76	186	3	5.69	642	8
育成単層林		計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
育成複層林		計	1.45	78	1	0.42	25	0	4.94	728	9	6.63	809	8	
		針	0.00	0	0	0.00	0	0	3.18	542	6	0.94	167	0	
		広	1.45	78	1	0.42	25	0	1.76	186	3	5.69	642	8	
天然生林	計	278.75	19,806	418	367.82	36,996	700	156.19	17,337	251	563.77	71,818	882		
	針	2.17	345	9	7.46	2,066	26	7.72	1,978	19	77.90	15,411	78		
	広	276.58	19,461	409	360.36	34,930	674	148.47	15,359	232	485.87	56,407	804		
竹林															
伐採跡地															
未立木地															
更新困難地															

注：令和7年度調査による

(単位)面積：ha、材積：立木はm3、立竹は束、成長量：m3

12齡級			13齡級			14齡級			15齡級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
8,510.50	2,354,614	14,661	8,784.10	2,116,479	12,113	11,813.75	2,492,288	12,623	10,423.89	1,942,301	9,515
8,510.50	2,354,614	14,661	8,784.10	2,116,479	12,113	11,813.75	2,492,288	12,623	10,423.89	1,942,301	9,515
6,384.40	2,092,405	12,817	4,949.36	1,623,882	8,845	4,546.63	1,505,998	6,270	2,629.35	852,995	2,906
2,126.10	262,209	1,844	3,834.74	492,597	3,268	7,267.12	986,290	6,353	7,794.54	1,089,306	6,609
5,996.35	2,012,202	12,530	4,244.04	1,477,806	8,360	3,636.93	1,306,215	5,649	1,865.53	682,839	2,449
5,993.44	2,011,921	12,528	4,241.94	1,477,544	8,359	3,633.51	1,305,766	5,648	1,862.12	682,385	2,447
2.91	281	2	2.10	262	1	3.42	449	1	3.41	454	2
5,929.36	1,989,698	12,385	4,214.78	1,467,637	8,307	3,613.23	1,298,063	5,620	1,849.87	678,300	2,433
5,928.97	1,989,665	12,385	4,213.50	1,467,468	8,306	3,611.25	1,297,807	5,619	1,849.42	678,245	2,433
0.39	33	0	1.28	169	1	1.98	256	1	0.45	55	0
66.99	22,504	145	29.26	10,169	53	23.70	8,152	29	15.66	4,539	16
64.47	22,256	143	28.44	10,076	53	22.26	7,959	29	12.70	4,140	14
2.52	248	2	0.82	93	0	1.44	193	0	2.96	399	2
15.19	2,091	10	32.62	4,534	19	71.28	10,967	58	57.41	8,581	40
3.47	829	2	7.34	1,547	1	22.24	4,948	17	7.38	1,636	4
11.72	1,262	8	25.28	2,987	18	49.04	6,019	41	50.03	6,945	36
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
15.19	2,091	10	32.62	4,534	19	71.28	10,967	58	57.41	8,581	40
3.47	829	2	7.34	1,547	1	22.24	4,948	17	7.38	1,636	4
11.72	1,262	8	25.28	2,987	18	49.04	6,019	41	50.03	6,945	36
2,498.96	340,321	2,121	4,507.44	634,139	3,734	8,105.54	1,175,106	6,916	8,500.95	1,250,881	7,026
387.49	79,655	287	700.08	144,791	485	890.88	195,284	605	759.85	168,974	455
2,111.47	260,666	1,834	3,807.36	489,348	3,249	7,214.66	979,822	6,311	7,741.10	1,081,907	6,571

区分		16齡級			17齡級			18齡級			19齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		6,421.20	1,158,076	1,526	5,280.16	977,094	575	4,136.28	792,970	244	3,312.49	672,281	86		
立木地	総数	計	6,421.20	1,158,076	1,526	5,280.16	977,094	575	4,136.28	792,970	244	3,312.49	672,281	86	
		針	1,490.48	461,481	1,526	1,211.13	378,929	575	1,073.16	337,867	244	1,022.37	328,503	86	
		広	4,930.72	696,595	0	4,069.03	598,165	0	3,063.12	455,103	0	2,290.12	343,778	0	
	人工林	総数	計	853.86	315,174	1,146	676.35	253,693	350	589.76	222,202	239	580.42	219,700	80
			針	850.93	314,790	1,146	671.77	252,994	350	589.45	222,162	239	572.64	218,652	80
			広	2.93	384	0	4.58	699	0	0.31	40	0	7.78	1,048	0
		育成単層林	計	844.40	312,522	1,140	669.58	252,225	349	585.40	220,913	239	575.46	218,141	79
			針	843.46	312,397	1,140	668.18	252,028	349	585.29	220,898	239	568.40	217,209	79
			広	0.94	125	0	1.40	197	0	0.11	15	0	7.06	932	0
		育成複層林	計	9.46	2,652	6	6.77	1,468	1	4.36	1,289	0	4.96	1,559	1
			針	7.47	2,393	6	3.59	966	1	4.16	1,264	0	4.24	1,443	1
			広	1.99	259	0	3.18	502	0	0.20	25	0	0.72	116	0
	天然林	総数	計	19.51	3,037	4	28.83	4,477	2	10.43	2,000	0	15.35	2,256	0
			針	7.75	1,514	4	4.30	902	2	5.02	1,265	0	1.55	353	0
			広	11.76	1,523	0	24.53	3,575	0	5.41	735	0	13.80	1,903	0
育成単層林		計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
育成複層林		計	19.51	3,037	4	28.83	4,477	2	10.43	2,000	0	15.35	2,256	0	
		針	7.75	1,514	4	4.30	902	2	5.02	1,265	0	1.55	353	0	
		広	11.76	1,523	0	24.53	3,575	0	5.41	735	0	13.80	1,903	0	
天然生林	計	5,547.83	839,865	376	4,574.98	718,924	223	3,536.09	568,768	5	2,716.72	450,325	6		
	針	631.80	145,177	376	535.06	125,033	223	478.69	114,440	5	448.18	109,498	6		
	広	4,916.03	694,688	0	4,039.92	593,891	0	3,057.40	454,328	0	2,268.54	340,827	0		
竹林															
伐採跡地															
未立木地															
更新困難地															

注：令和7年度調査による

(単位)面積：ha、材積：立木はm3、立竹は束、成長量：m3

20齡級			21齡級			22齡級			23齡級以上		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
2,734.03	590,743	0	2,078.23	510,935	0	1,631.90	434,099	0	4,433.39	1,206,249	0
2,734.03	590,743	0	2,078.23	510,935	0	1,631.90	434,099	0	4,433.39	1,206,249	0
1,039.47	331,816	0	1,250.55	389,634	0	1,144.64	361,612	0	3,733.01	1,091,667	0
1,694.56	258,927	0	827.68	121,301	0	487.26	72,487	0	700.38	114,582	0
575.04	215,547	0	619.08	234,643	0	607.67	229,673	0	1,563.63	578,921	0
575.04	215,547	0	618.59	234,562	0	607.35	229,626	0	1,558.69	578,240	0
0.00	0	0	0.49	81	0	0.32	47	0	4.94	681	0
573.06	214,798	0	604.35	230,570	0	600.90	227,869	0	1,521.18	568,910	0
573.06	214,798	0	604.30	230,563	0	600.77	227,847	0	1,521.08	568,896	0
0.00	0	0	0.05	7	0	0.13	22	0	0.10	14	0
1.98	749	0	14.73	4,073	0	6.77	1,804	0	42.45	10,011	0
1.98	749	0	14.29	3,999	0	6.58	1,779	0	37.61	9,344	0
0.00	0	0	0.44	74	0	0.19	25	0	4.84	667	0
10.81	1,964	0	10.28	1,813	0	8.43	1,621	0	63.90	13,178	0
4.95	1,132	0	4.53	910	0	5.90	1,259	0	56.07	12,322	0
5.86	832	0	5.75	903	0	2.53	362	0	7.83	856	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
10.81	1,964	0	10.28	1,813	0	8.43	1,621	0	63.90	13,178	0
4.95	1,132	0	4.53	910	0	5.90	1,259	0	56.07	12,322	0
5.86	832	0	5.75	903	0	2.53	362	0	7.83	856	0
2,148.18	373,232	0	1,448.87	274,479	0	1,015.80	202,805	0	2,805.86	614,150	0
459.48	115,137	0	627.43	154,162	0	531.39	130,727	0	2,118.25	501,105	0
1,688.70	258,095	0	821.44	120,317	0	484.41	72,078	0	687.61	113,045	0

(2) 制限林普通林別森林資源表

湖北計画区

(単位) 面積：ha、材積：立木は1,000m³、立竹は1,000束、成長量：1,000m³

区分	総数	立 木 地																					竹 林	無 木 立 地	更 困 地	新 難 地
		総 数			人 工 林									天 然 林												
		総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			総 数			育 成 複 層 林			天 然 生 林									
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹							
総数	面積	94,889	91,716	50,946	40,770	42,554	42,143	410	41,538	41,349	189	1,016	794	221	49,162	8,803	40,359	367	136	232	48,795	8,667	40,127	528	2,209	436
	材積	21,112	21,112	15,513	5,599	13,508	13,487	22	13,332	13,321	11	176	165	11	7,603	2,026	5,577	58	29	29	7,545	1,997	5,548	106	0	0
	成長量	131	131	109	22	107	107	1	103	103	0	4	4	0	24	3	21	0	0	0	24	3	21	0	0	0
制限林	面積	48,480	46,895	25,404	21,491	21,618	21,531	87	21,333	21,288	45	285	243	43	25,277	3,873	21,404	66	16	51	25,211	3,858	21,353	384	1,075	125
	材積	10,865	10,865	7,882	2,984	6,979	6,976	4	6,920	6,919	2	59	57	2	3,886	906	2,980	10	4	7	3,876	903	2,973	77	0	0
	成長量	65	65	55	11	53	53	0	52	52	0	1	1	0	12	1	11	0	0	0	12	1	11	0	0	0
普通林	面積	46,410	44,820	25,542	19,279	20,935	20,612	323	20,205	20,060	145	730	552	178	23,885	4,930	18,955	301	120	181	23,584	4,810	18,774	145	1,134	311
	材積	10,246	10,246	7,631	2,615	6,529	6,511	18	6,412	6,403	9	117	109	9	3,717	1,120	2,597	48	26	22	3,669	1,095	2,575	29	0	0
	成長量	66	66	55	11	54	53	0	51	51	0	3	3	0	12	1	11	0	0	0	12	1	11	0	0	0

注：四捨五入のため、内数の計と総数が一致しないことがある。

(3) 市町別森林資源表

単位：面積 ha、材積 立木は1,000m³ 立竹は1,000束

区 分	総 数	立 木 地																				竹 林	無立木地	更 新 困 難 地		
		総 数			人 工 林									天 然 林												
		総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			総 数			育 成 複 層 林			天 然 生 林									
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹							
総 数	面積	94,889	91,716	50,946	40,770	42,554	42,143	410	41,538	41,349	189	1,016	794	221	49,162	8,803	40,359	367	136	232	48,795	8,667	40,127	528	2,209	436
	材積	21,112	21,112	15,513	5,599	13,508	13,487	22	13,332	13,321	11	176	165	11	7,603	2,026	5,577	58	29	29	7,545	1,997	5,548	106	0	0
彦 根 市	面積	2,528	2,377	1,708	669	811	804	7	776	775	2	35	30	5	1,566	904	662	10	8	2	1,556	895	660	92	53	7
	材積	499	499	418	82	226	226	0	223	223	0	3	3	0	273	192	81	2	1	0	272	191	81	18	0	0
長 浜 市	面積	34,004	33,143	14,679	18,463	12,517	12,310	207	12,067	11,972	95	450	338	112	20,626	2,369	18,257	142	41	101	20,483	2,328	18,155	129	666	66
	材積	7,077	7,077	4,479	2,598	3,947	3,935	12	3,869	3,862	6	79	73	6	3,129	543	2,586	22	9	13	3,107	535	2,572	26	0	0
高 島 市	面積	32,258	31,372	17,778	13,595	15,209	15,121	88	14,973	14,920	53	235	200	35	16,164	2,657	13,507	67	10	58	16,096	2,647	13,449	179	594	113
	材積	7,809	7,809	5,904	1,905	5,256	5,252	4	5,201	5,199	2	55	53	2	2,553	652	1,902	10	2	8	2,543	650	1,893	36	0	0
米 原 市	面積	13,833	13,047	8,510	4,537	6,815	6,738	77	6,662	6,630	32	153	108	45	6,232	1,772	4,460	69	26	43	6,163	1,746	4,417	82	584	120
	材積	2,951	2,951	2,391	560	2,006	2,002	5	1,984	1,982	2	22	20	2	945	389	556	11	6	5	934	384	551	16	0	0
愛 荘 町	面積	922	897	758	139	467	462	5	412	412	0	54	50	5	430	296	134	48	25	23	382	271	111	18	4	4
	材積	169	169	156	13	88	88	0	82	82	0	6	6	0	81	68	13	8	6	2	73	62	11	4	0	0
豊 郷 町	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲 良 町	面積	154	138	129	9	13	13	0	10	10	0	3	3	0	125	116	9	1	1	0	124	115	9	3	11	2
	材積	31	31	30	1	3	3	0	2	2	0	0	0	0	28	27	1	0	0	0	28	27	1	1	0	0
多 賀 町	面積	11,191	10,743	7,385	3,358	6,722	6,695	27	6,636	6,629	7	86	66	20	4,021	690	3,331	29	25	4	3,991	665	3,326	26	299	124
	材積	2,575	2,575	2,135	440	1,981	1,980	1	1,970	1,970	0	11	10	1	594	155	439	6	6	0	588	149	438	5	0	0

注：令和7年度調査による。
・四捨五入のため、内数の和と総数が一致しないことがある。

(4) 所有形態別森林資源表

湖北計画区

単位：面積 ha、材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束

区 分	総 数	立 木 地																竹 林	無 立 更 新 木 地 困難地	
		総 数			人 工 林			天 然 林												
								総 数			育 成 複 層 林			天 然 生 林						
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹				
総数	面 積	94,889	91,716	50,946	40,770	42,554	42,143	410	49,162	8,803	40,359	367	136	232	48,795	8,667	40,127	528	2,209	436
	材 積	21,112	21,112	15,513	5,599	13,508	13,487	22	7,603	2,026	5,577	58	29	29	7,545	1,997	5,548	106	0	0
都道府県有林	面 積	3,384	3,295	2,718	577	2,610	2,599	11	685	119	566	10	5	5	674	114	561	12	39	38
	材 積	975	975	895	80	866	865	1	110	30	80	2	1	1	108	29	79	2	0	0
市町村有林	面 積	1,491	1,432	600	831	462	426	36	970	175	795	28	2	27	941	173	768	7	50	3
	材 積	291	291	177	114	140	138	2	150	38	112	4	0	4	146	38	108	1	0	0
財産区有林	面 積	5,529	5,127	3,136	1,991	2,567	2,536	31	2,560	599	1,960	52	23	30	2,507	577	1,931	0	230	172
	材 積	1,112	1,112	852	259	722	720	2	390	132	258	9	5	4	380	127	254	0	0	0
私有林	面 積	84,485	81,862	44,492	37,370	36,914	36,582	332	44,948	7,910	37,038	277	106	170	44,672	7,804	36,868	509	1,892	222
	材 積	18,734	18,734	13,589	5,145	11,780	11,763	17	6,954	1,826	5,128	43	22	21	6,911	1,803	5,107	102	0	0

注：四捨五入のため、内数の計と総数が一致しないことがある。

(5) 制限林の種類別面積

湖北計画区

区分	計画区計	彦根市	愛荘町	豊郷町	甲良町	多賀町	長浜市	
普通林	48,479.63 10,942,334	1,553.25 339,293	112.11 20,474	0.00 0	87.95 16,512	5,662.65 1,305,789	18,213.21 3,884,523	
水源かん養保安林	16,167.52 3,694,796	0.00 0	74.66 13,577	0.00 0	0.00 0	1,962.36 505,312	8,069.10 1,592,470	
土砂流出防備保安林	10,748.45 2,160,286	311.12 48,774	631.10 116,042	0.00 0	0.00 0	1,009.93 217,928	3,891.39 817,801	
土砂崩壊防備保安林	36.92 7,378	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	2.32 541	27.40 5,137	
県指定保安林	飛砂防備保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	防風保安林	1.74 209	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	水害防備保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	潮害防備保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	干害防備保安林	16.16 2,365	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	16.16 2,365	
	防雪保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	防霧保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	なだれ防止保安林	183.23 34,000	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 33,064	
	落石防止保安林	14.16 1,786	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	14.16 1,786	
	防火保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	魚つき保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	航行目標保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	保健保安林	707.94 139,446	0.00 0	74.35 16,358	0.00 0	0.00 0	161.87 36,717	360.38 62,945
	風致保安林	81.02 19,226	0.00 0	3.15 797	0.00 0	38.59 9,033	0.00 0	11.93 2,778
	小計	1,004.25 197,032	0.00 0	77.50 17,155	0.00 0	38.59 9,033	176.03 38,503	566.00 101,152
保安施設地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
砂防指定地	1,650.38 380,080	50.48 11,649	2.98 716	0.00 0	0.30 49	601.31 138,351	386.65 72,067	
国立公園	特別保護地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第1種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第2種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第3種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	地種区分未定地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	普通地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
国定公園	特別保護地区	52.37 4,386	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	44.92 4,386	
	第1種特別地域	105.97 17,449	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	39.11 4,431	
	第2種特別地域	1,357.80 307,494	154.11 27,584	0.00 0	0.00 0	0.00 0	231.22 42,417	
	第3種特別地域	4,451.78 957,271	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	794.65 172,215	
	地種区分未定地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	普通地域	1,105.98 253,635	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	447.46 95,537	
県立自然公園	第1種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第2種特別地域	336.05 60,959	0.00 0	0.75 167	0.00 0	2.38 406	9.05 1,157	
	第3種特別地域	3,699.98 869,553	61.66 12,256	22.76 4,612	0.00 0	25.19 5,550	246.34 50,426	
	地種区分未定地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	普通地域	4,055.54 1,060,091	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	8.62 1,664	
公園合計	15,165.47 3,530,838	215.77 39,840	23.51 4,779	0.00 0	27.57 5,956	1,737.34 363,416	2,267.17 537,540	
鳥獣保護区	13.78	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.62	
特別保護地区	2,595	0	0	0	0	0	15	
都市計画区	1,308.78	387.20	0.00	0.00	0.00	3.02	474.83	
域風致地区	238,635	76,360	0	0	0	611	70,430	
特別母樹林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
史跡名勝天然記念物	140.72 24,548	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.98 159	53.56 9,688	
急傾斜地崩壊危険区域	170.85 38,652	10.30 1,947	0.01 2	0.00 0	0.00 0	34.86 9,485	53.66 11,722	
都道府県自然環境保全地域特別地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
都道府県自然環境保全地域普通地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
その他	2.66 399	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
合計	94,889.41 21,217,573	2,528.12 517,863	921.87 172,745	0.00 0	154.41 31,550	11,190.80 2,580,095	34,003.59 7,102,545	

注：令和7年度調査による。

単位：上段 面積(ha)、下段 材積(m3)

米原市	高島市			
6,812.24	16,038.22			
1,489,289	3,886,454			
2,232.55	3,828.85			
510,251	1,073,186			
2,641.08	2,263.83			
485,084	474,657			
6.44	0.76			
1,395	305			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	1.74			
0	209			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	5.70			
0	936			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
69.12	42.22			
16,967	6,459			
20.76	6.59			
4,875	1,743			
89.88	56.25			
21,842	9,347			
0.00	0.00			
0	0			
367.41	241.25			
97,006	60,242			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
7.45	0.00			
0	0			
0.00	66.86			
0	13,018			
159.09	176.47			
30,984	36,960			
320.83	1,795.09			
64,918	362,411			
0.00	0.00			
0	0			
653.50	0.00			
156,651	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	323.87			
0	59,229			
0.00	3,344.03			
0	796,709			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	4,046.92			
0	1,058,427			
1,140.87	9,753.24			
252,553	2,326,754			
13.16	0.00			
2,580	0			
443.73	0.00			
91,234	0			
0.00	0.00			
0	0			
32.21	53.97			
5,462	9,239			
53.03	18.99			
11,079	4,417			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.14	2.52			
17	382			
13,832.74	32,257.88			
2,967,792	7,844,983			

(6) 樹種別材積表

単位：材積 1,000m³

林種 \ 樹種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹	合計
総数	10,895	2,500	2,114	4	5,599	21,112
人工林	10,862	2,493	132	-	22	13,508
天然林	33	7	1,982	4	5,577	7,603

注：四捨五入のため、林種の計と樹種の計とは一致しない場合がある。

(7) 特定保安林の指定状況

単位：面積 ha

市町村	特定保安林				要整備森林		備考
	番号	面積			箇所数	面積	
		総数	人工林	天然林			
指定無し							

注1： 特定保安林の番号は、Ⅱの11で定めた番号を記載する。

注2： 要整備森林の箇所数は、当該特定保安林の区域内の要整備森林の小班数を記載する。

注3： 不在村者（他市町村に居住している者および所有森林を管理する出張所等が当該市町村に所在しない会社）の所有に係る要整備森林がある場合は、その面積を市町村ごとに備考へ記載する。

注4： 国有林森林計画にあっては記載を要しない。

(8) 荒廃地等の面積

単位： 面積 ha

区 分		荒廃地	荒廃危険地
総 数		5	2,273
市 町 別 内 訳	彦 根 市	-	115
	長 浜 市	1	729
	高 島 市	2	655
	米 原 市	1	261
	愛 荘 町	-	37
	豊 郷 町	-	-
	甲 良 町	-	14
	多 賀 町	1	462

注1 荒廃地は、令和2年度～令和6年度までの災害報告の合計

注2：荒廃危険地は、山地災害危険地区の合計面積

(9) 森林の被害

単位：面積 ha (火災はa)

種類	火 災			松 く い 虫			カシノナガキクイムシ			カ モ シ カ			シ カ			ク マ			
	年 度	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
市 町 別 内 訳	彦根市	-	-	-	1	7	14	-	-	0	-	-	-	0	1	-	-	-	-
	長浜市	-	-	-	57	24	72	4	2	2	-	-	-	9	1	0	-	0	0
	高島市	0	0	-	4	6	13	2	1	0	-	-	-	24	4	3	8	9	11
	米原市	-	-	-	4	-	19	0	-	1	-	-	-	4	-	-	-	-	-
	愛荘町	-	-	-	0	7	4	0	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	-	4	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	多賀町	-	-	-	0	6	11	0	-	0	-	-	-	4	3	1	-	-	-
総 数	0	0	-	67	54	133	6	3	3	-	-	-	40	10	4	8	9	11	

注1：令和6年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注2：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

(10) 防火線等の整備状況

該当なし

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位：戸

区 分	総 数	1～3ha 未満	3～5ha 未満	5～10ha 未満	10～ 20ha 未満	20～ 30ha 未満	30～ 50ha 未満	50ha 以上	
総 数	3,988	2,472	640	465	280	70	31	30	
市 町 別 内 訳	彦 根 市	261	124	53	46	30	6	1	1
	長 浜 市	1,403	963	228	134	50	13	11	4
	高 島 市	995	531	174	124	103	33	15	15
	米 原 市	892	643	104	80	48	8	2	7
	愛 荘 町	16	14	2	-	-	-	-	-
	豊 郷 町	3	3	-	-	-	-	-	-
	甲 良 町	13	8	3	-	2	-	-	-
	多 賀 町	405	186	76	81	47	10	2	3

注：2020年農林業センサスによる。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位：件数 件、面積 ha

区 分	総 数		公 有 林		私 有 林		備 考
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	
総 数	84	6,357	7	1,136	77	5,221	
市 町 別 内 訳	彦 根 市	1	32	1	32	-	-
	長 浜 市	34	2,116	1	2	34	2,114
	高 島 市	30	2,200	4	258	26	1,942
	米 原 市	10	781	-	-	10	781
	愛 荘 町	1	14	-	-	1	14
	豊 郷 町	-	-	-	-	-	-
	甲 良 町	-	-	-	-	-	-
	多 賀 町	7	1,214	1	844	6	370

注1：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しない場合がある。

注2：令和7年3月末現在の認定状況である。

注3：公有林と私有林を含む場合は、それぞれ1件としている。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総数	該当無し				

(4) 森林組合および生産森林組合の現況

単 位：員数 人、金額 千円、面積 ha

市 町 別	組 合 名	組合員数	専従職員数	出資金総額	組合員および 森林組合所有 森 林 面 積	備 考
森 林 組 合	長 浜 市 (旧 湖 北 町、 旧 高 月 町、 旧 木 之 本 町、 旧 余 呉 町、 旧 西 浅 井 町)	長 浜 市 伊 香	3,233	8	54,588	23,582
	長 浜 市 (旧 長 浜 市、 旧 虎 姫 町、 旧 湖 北 町)	滋 賀 北 部	5,806	17	56,074	14,638
	米 原 市					
	高 島 市	高 島 市	2,329	16	50,794	23,390
	彦 根 市 愛 荘 町 甲 良 町 多 賀 町	び わ こ 東 部	2,206	5	56,001	12,164
総 数		13,574	46	217,457	73,774	

注1：令和4年度森林組合一斉調査による。

注2：滋賀北部森林組合は、米原市と長浜市の一部を区域としており、総数を記載している。

注3：びわこ東部森林組合は、東近江市(湖南森林計画区)の一部と彦根市、愛荘町、甲良町および多賀町(湖北森林計画区)を区域としており、総数を掲載している。

単 位：員数 人、金額 千円、面積 ha

市 町 別	組 合 名	組合員数	常勤職員数	出資金総額	組合経営 森林面積	備 考
生 産 森 林 組 合	長浜市	野 瀬	-	-	-	-
		郷 野	-	-	-	-
		西 村	-	-	-	-
		雨森観音山	107	0	4,280	15
		馬上赤坂山	114	0	3,810	15
		下 出 組	-	-	-	-
		堀 出 組	-	-	-	-
		金 居 原	-	-	-	-
		清 水 組	-	-	-	-
		堀 近 組	-	-	-	-
		上 の 荘	202	0	44,472	382
		奥 川 並	15	0	30,100	1,557
		草 野	64	0	910	13
		中 之 郷	97	0	43,665	154
		小 原	-	-	-	-
		柳 ケ 瀬	-	-	-	-
		菅 並	-	-	-	-
		下 余 呉	124	0	9,300	36
	上 丹 生	96	0	8,742	134	
	高 島 市	鵜 川	48	0	18,050	379
		伊 黒	66	0	3,960	99
		角 川	58	0	55,680	136
		在 原	15	0	16,250	206
	米 原 市	梅 ケ 原	85	0	2,100	10
		井 尻 組	31	0	3,875	172
	愛 荘 町	秦 川 山	748	0	59,840	494
		斧 磨	43	0	2,795	21
	多 賀 町	南 後 谷	-	-	-	-
脇 ケ 畑		64	0	1,464	127	
総 数		1,977	0	309,293	3,950	

注：令和4年度森林組合一斉調査による。

(5) 林業事業体等の現況

単 位：事業体数

区 分		造 林 業	木材市場	木 材 業	製 材 業	そ の 他
市 町 別 内 訳	彦 根 市	-	-	16	10	
	長 浜 市	-	1(1)	15	25	
	高 島 市	2	-	13	10	
	米 原 市	1	-	2	6	
	愛 荘 町	-	-	1	1	
	豊 郷 町	-	-	-	1	
	甲 良 町	-	-	1	2	
	多 賀 町	1	-	2	5	
総 数		4	1(1)	50	60	

注：造林業は、森林組合、森林組合連合会および「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく改善計画の認定を受けた事業体を計上。

木材市場の（ ）は素材市売市場内数

※木材市場、木材業、製材業は、令和6年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

(6) 林業労働力の概況

単位：人

従事日数		男 女 計			
		経営体数	林業に 60日以上従事	経営体数	林業に 60日以上従事
総 数		128	27	373	54
市 町 別 内 訳	彦 根 市	9	1	52	2
	長 浜 市	25	8	60	8
	高 島 市	44	13	161	24
	米 原 市	16	1	54	16
	愛 荘 町	1	X	X	X
	豊 郷 町	1	X	X	X
	甲 良 町	1	X	X	X
	多 賀 町	31	4	46	4

注：2020年農林業センサスによる。

「X」は調査客体が少ないため、情報保護の観点から数値を秘匿したものである。
総数には秘匿した数値を加えていない。

(7) 林業機械化の概況

単位：機械台数

索道・ 集材機	クレーン	フォーク リフト	モノ レール	小型 運材車	動力 枝打機
13	4	21	-	37	11
グラップル	樹木 粉碎機	ハーベスタ	プロセッサ	フォワーダ	スイングヤ ーダ
3	2	2	7	31	1

注：令和6年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注：中部森林整備事務所管内の数値は湖南・湖北のどちらにも計上している。

(8) 作業路網等整備の概況

区分		延長 (m)	路網密度 (m/ha)	区分		延長 (m)	路網密度 (m/ha)
市 町 別 内 訳	彦根市	17,917	7.07	市 町 別 内 訳	愛荘町	22,159	23.98
	長浜市	362,354	10.66		豊郷町	-	-
	高島市	433,766	13.46		甲良町	-	-
	米原市	194,319	14.04		多賀町	128,255	11.46
					総数	1,158,770	12.22

注1：令和6年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注2：四捨五入のため、内訳と総数が合わないことがある。

4 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（1）森林より森林以外への異動

単位：ha

市町名 \ 異動区分		農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅・別荘・ 工場等建物 敷地、付帯地	道路敷	その他	合計
湖北	彦根市	-	-	-	-	-	-
	愛荘町	-	-	0.99	-	-	0.99
	豊郷町	-	-	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	-	-	-
	多賀町	-	-	-	-	-	-
	長浜市	-	-	0.16	-	-	0.16
	米原市	-	-	0.88	-	-	0.88
	高島市	-	-	0.29	0.45	-	0.74
総数		-	-	2.32	0.45	-	2.77

注1：四捨五入のため、市町の計と総数とは一致しない場合がある。

注2：令和6年度に確定したものである。

（2）森林以外より森林への異動

単位：ha

市町名 \ 異動区分		農用地	国有林	その他	合計
湖北	彦根市	-	-	-	-
	愛荘町	-	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	-
	多賀町	-	-	-	-
	長浜市	-	-	-	-
	米原市	-	-	-	-
	高島市	-	42.43	-	42.43
総数		-	42.43	-	42.43

注1：四捨五入のため、市町の計と総数は一致しない場合がある。

5 その他

(1) 持続的伐採可能量

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位：材積 千m³

主伐（皆伐）上限量の目安
873

※ 計算方法

【主伐（皆伐）上限量の目安の計算式（年間）】

$$E = Z_w + (V_w - V_n) / T_a$$

E: 伐採（皆伐）材積の目安

T_a: 更新期間

Z_w: 対象森林の期首時の年間成長量

V_w: 対象森林の期首時の立木材積

V_n: 基準立木材積

(対象森林が伐期齢に達した場合の立木材積の1/2)

【持続的伐採可能量の計算式（年間）】

$$E_a = E \times A$$

E_a: 持続的伐採可能量

A: 再造林率

第2表 持続的伐採可能量（年間）

単位：再造林率 %、材積 千m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	873	72	945
90	786		858
80	698		770
70	611		683
60	524		596
50	437		509
40	349		421
30	262		334
20	175		247
10	87		159

刊行物名 湖北地域森林計画
令和 年 月変更
刊行年月 令和 年 月
発行 滋賀県琵琶湖環境部森林政策課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
TEL 077-528-3913 (直通)
FAX 077-528-4886
電子メールアドレス dj00@pref.shiga.lg.jp